

第六十五回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十一号

昭和四十六年三月十六日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 倉成 正君

理事 伊東 正義君

理事 増岡 博之君

理事 大橋 敏雄君

理事 有馬 元治君

大石 武一君

唐沢俊二君

齊藤滋与史君

中島源太郎君

原 健三郎君

向山 一人君

渡部 恒三君

小林 進君

武部 文君

古寺 宏君

渡部 通子君

西田 八郎君

出席國務大臣

労働 大臣 野原 正勝君

出席政府委員

労働大臣官房長 道正 邦彦君

労働大臣官房会 計課長 増田 一郎君

労働省労働基準 局長 岡部 實夫君

労働省労働基準 局長 藤 正勝君

労働省職業安定 局長 住 榮作君

労働省職業安定 局長 中 原 晃君

労働省職業訓練 局長 渡邊 健二君

自治省行政局選 挙部長 中村 啓一君

委員外の出席者

参 考 堀 秀夫君

参 考 堀 忠三君

参 考 中田 定土君

参 考 佐々木正治君

参 考 濱中雄太郎君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

参 考 佐々木正治君

紹介(第二五五号)

同(栗山ひで君紹介)(第二五五号)

同(きゅう、マッサージの健康保険取扱手続

き簡素化等に関する請願(奥野誠亮君紹介)(第

二五五号)

清掃事業の地方自治体直営化による転廃業者の

補償救済に関する請願(宇都宮徳馬君紹介)(第

二五五号)

同(遠藤三郎君紹介)(第二五五号)

同(神田博君紹介)(第二五五号)

同(木部佳昭君紹介)(第二五五号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二五五号)

同(外一件(始関伊平君紹介)(第二五五号)

同(高見三郎君紹介)(第二五五号)

同(坪川信三君紹介)(第二五五号)

同(西村直己君紹介)(第二五五号)

同(三ツ林弥太郎君紹介)(第二五五号)

同(山田久就君紹介)(第二五五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

勤労者財産形成促進法案(内閣提出第四五号)

○倉成委員長 これより会議を開きます。

勤労者財産形成促進法案を議題とし、審査を進

めます。

この際、申し上げます。本日は、雇用促進事業

団当局より参考人として理事長の堀秀夫君、理事

の広瀬三三君、同じく中田定土君及び経理部長の

佐々木正治君、以上四名の方々に御出席をいた

いております。

なお、議事は質疑応答の形式で進めてまいり

いと存じます。

それでは、質疑の申し出がありますので、順次

これを許します。まず武部文君。

○武部委員 ただいま当委員会が勤労者財産形成

促進法案が審議中でございますが、雇用促進事業

団はこの法律と合わせて重大な関係を持っており

ますので、去る二月二十日予算委員会第四分科会

で、労働省の監督下にある雇用促進事業団の運

営、特に、これから申し上げます日本ライク、さ

らには関東物産等の宿舎用地の買収の疑問点につ

いて幾つか指摘をいたしましたのでありますが、実

はきょうも引き続きこの問題を中心に質問をいた

したいと思っております。

私は、日本ライクが事業団に売却した昭島市の

郷地の宿舎用地六千八百七坪、相模原市の下九沢

宿舎用地約五千坪、横浜市の宿舎用地約四千

九百四十八坪、さらに関東物産が売却いたしま

した横須賀市公郷の宿舎用地三千五百五十七坪につ

きまして時間をかけていろいろ調査をしてみました。

調べれば調べるほど疑問が出てまいりました。

私は、四団地だけではありません、そのほか

も調べておりますが、とりあえず日本ライクと事

業団との間に売買が成立いたしました郷地、下九

沢、善部の用地、この問題について取り上げたい

と思っております。

買主が事業団であって売り主が日本ライクで

あるということはすでに分科会で取り上げたとお

りであります。日本ライクの設立年月日は、その

登記簿によりますと昭和三十六年十月九日であり

ます。私の記憶に間違いがなければ、この発足は事

業団が労働福祉事業団から分かれた時期と同時に

であるかと思っております。初代理事長万仲氏、副理

事長が現在中高年齢者福祉協会の理事長の江下孝

氏だったと思いますが、この労働福祉事業団の設

立年月日、そのときの労働大臣、事務次官、職業

安定局長の名前をお知らせいただきたい。

○住政府委員 雇用促進事業団の設立年月日は、昭和三十六年の七月一日でございます。大臣は石田大臣、それから事務次官は亀井次官、職業安定局長は堀局長、こういうことでございます。

○武部委員 そういたしますと、ただいまの御回答は、福祉事業団の設立年月日と当時の大臣、次官、職業安定局長でありますが、雇用促進事業団ができたときの大員、次官、職業安定局長の名前をちょっとお知らせ願いたい。

○住政府委員 雇用促進事業団は三十六年の七月一日でございますので、いま申し上げたとおりでございます。

○武部委員 いまのお答えでは三十六年七月一日ということでございます。それで、事業団も三十六年、日本ライクの設立も三十六年、これは分科会の席上で私が申し上げたとおりであります。当時、日本ライクの設立発起人として名前を貸した佐々木清蔵さんという人がおりますが、この人が今度事業団の仕事をするようになったので発起人として名前を貸してほしいと一柳社長の父親の義一さんに頼まれた。また、一柳社長の奥さんも、主人は江下さんと昔から知り合いで、江下さんの関係で仕事をしたいというのを主人から聞いておる、こういうことを述べておるのであります。私は日本ライクという会社が事業団の設立と同時にできたというので、そしてこの両者に相当親密な関係があつて何かの取りきめがあつたのではないかと推測ができるのであります。いまのところでは推測にとどめておきますが、そのことはあとで具体的に申し上げます。それでは、資本金わずか百万円の会社が数億円もするような土地を動かせるわけがないと思うのです。私はそういうふうに感じます。

日本ライクの事業目的というのを見ますと、電気機械の修理販売、工作用機械の販売、宅地造成並びに宅地建物取引業務、こういうことになっておりますが、登記書によりますと、十項目のうち一つだけ、この宅地造成並びに宅地建物取引業務というのが一番最後のほうに一項目入っております。

す。当時この日本ライクという会社は電気のリケットを販売をしておるといふ会社であつて、調べてみても、これまで事業団との間に電気器具や工作機械の取引をした実績は全然ございません。先ほど申し上げましたように、この会社は郷地、下九沢、善部の宿舎用地のみ事業団との間に関係があるものであります。くどいようでありますが、わずか百万円程度の資本金の会社が数億円もの物件を売ったり買ったりするところの力があるだろうか。こういう点に私はたいへんな疑問を持つて調べてみたわけでありまして、しかも数千万円にのぼる金を手に入れ、現在会社の名前だけでありますけれども、その実態は休眠状態、そして社長は、先般申し上げましたが行く先不明であります。こうした会社が、事業団の首脳部と密接な関係がなければこういう取引をしないわけであり、私はそういうふうな指摘をしたいわけであり、調査された監督官庁である労働省、また当該の事業団は、いま私が述べたような疑問を感じられないのでしょうか、全然そういうことは感じておられないのだろうか、それをお聞きしたい。

○堀参考人 ただいま御指摘の点でございますが、その後御指摘の件につきましてはいろいろ調査いたしました。何ぶん六、七年前の事件でございますので、当時の関係者もあちらこちらに散らばつておりまして、書類も散逸いたしておりましたので、詳細な調査ができなかつたことは残念でございます。

この日本ライクが設立されたのは昭和三十六年の十月でございます。そこで雇用促進事業団との関係は、その後昭和三十三年になりました。御指摘のように土地の売買についての話を持ってきた。それから引き続きしていただいた御指摘の三件の土地の売買を行なつた、雇用促進事業団との関係はそれだけでございまして、その後には関係はございません。

なほ、この日本ライクは、労働福祉事業団に対して——これは雇用促進事業団よりも先にできておつたわけでございますが、ただいまお話しした電気器具類を主として、職員を対象としたとして電器とかテレビとかそういうものを売つておつた、こういうことがあるわけでございます。そこで私は、この日本ライクの社長については、いまお話がありましたように、その後聞いてみましたら、江下副理事長とそういう関係で知り合つておつたというところでございまして、そこで、その日本ライクが設立されてから約二年半くらいたちましてその土地の問題が出てきたわけでございます。当時の状況は、率直に申し上げますと、炭鉱離職者が各地に続出してございまして、これの宿舎の建設ということが非常な急務になつておつた。しかし、東京その他の大都會周辺では適当な土地がなかなかないというので、よい話を持つてくる者があればすぐこれを相手にする、こういう気分とあせりがあったことは事実でございます。そういう関係で、この日本ライクが持ち込んできました話に乗つた、こういうことだろうと思つて、私は、率直に申し上げて、雇用促進事業団のような公的な機関はやはり、いろいろ売買等をいたします場合には、国民の疑惑を招かないように、李下にかんわりを正さないようにすることが適切であらうと思つたので、このような小さな会社を相手にしたという点には、調査してみますと反省すべき点があつたのではないかと私は考えておりますが、そのような実情であつたということでございます。

○住政府委員 私ども、ただいま堀理事長からお話がありましたように、当時の移転就職者用の宿舎の建設予定地、これは炭鉱離職者等の再就職先がどうしても労働需要の多い東京とか愛知とか大阪というところになるわけでございますが、そういう意味で適当な土地を探さうということがきつめて急務になつておつたわけでございます。そういう意味で、事業団に早く適地を選んで宿舎の建築を急がせておつたことも事実でございます。そういう意味で、ただその場合にそういう大きな需要地付近ではなかなか適地が見つからないという

そういう土地を、思惑で鑑定を依頼しておるといふことにこの結果はなるのであります。

あと二つ申し上げますが、大体同じケースであります。このときすでに坪当たり一万六千円という鑑定価格が出ております。これはここに記載のとおりであります。日本ライクが地主から買った値段は私どもの調査では坪一万二千円でありました。そして七月三日に登記をして、事業団と日本ライクとが売買契約をいたしましたのが四日後の七月七日であります。事業団が買った坪単価は一万五千円、総額七千五百十八万円でありました。

日本ライクという会社は、わずか五日間で坪三千円高く売って、そのさやば総額一千五百万円でありました。そして事業団が日本ライクに金を払ったのは七月八日であります。わずか資本金百万円の会社が、七千五百万もするような土地を購入して、その代金を払う力がない、これは当然のことであります。つまり事業団から土地代が入ってこなければ日本ライクは地主に金を払うことができない、そういう状態でございます。これは私どもの調査で明らかであります。

考えてみますと、日本ライクという会社は、自分の会社の金を一銭も使わないで、事業団の金を右から左へ動かしただけで坪三千円の高さをかせいでおります。こういうことは、少なくとも事業団の幹部と会社とが親しい間柄でなければとてもできるわけではない。私は、こういうことを先行売買でなくして何だか、こういうことを言いたいのであります。こういう事実を一体どうお考えになりますでしょうか。

○堀参事人 ただいま御指摘になりました日付はそのとおりでございます。この日本ライクの社長も現在行くて不明でございますので、その辺の調査も不十分でございます。当時の実情を私どもで調べてみましたところ、次のようなことがございました。

それは、当時におきましては、事業団が用地を買収するときは、土地の所有者から直接売買する、こういう形式をとっておる。したがって

手数料制度というものがなかったわけでございます。ただこの問題は、後になりました合理化されて、現在はそういうことはございませんが、このときは予算上そういうような立て方になっておった。

ところで、日本ライクがこの土地があるということを利用して事業団に持ってまいりましたのは、お話しのように六月以前であったようでございます。そこで日本ライクはいまのような制度に従いまして、同年七月一日にもとの所有者から買取して、これを間もなくこの事業団に転売した、こういう形になっておるわけでありました。実際のところは、それまでに相当長い期間にわたって住宅を建設するの協力してもらいたいといううりないろいろな呼びかけや世話をいたしました。地元不動産業者に土地の取りまとめを依頼するなどのいろいろの措置をとっておった模様でございます。そこで、そういうようなことがありましてから七月一日に、これを形式上は買取いたしました、これを事業団に転売したということになっております。

当時の事情も、これも一体どうなっておったんだかということではいろいろ問いただしてみただけでございます。商慣行上からいまして、日本ライクにもとの地主からどのくらいで買ったのかということを言いたしても、なかなかこれはわからなかったそうでございます。そこで、これを日本不動産銀行に評価を依頼しましたところ、一万六千円という鑑定が出てきた。それを参考にいたしました一万五千円で買ったということになっておるわけでございます。

その間の実情の調査とかその他の点が不十分な点があったのではないかとありますが、事実はいま申し上げたのとおりであるようでございます。

○武部委員 いまのお答えを聞いておりますと、日本ライクという会社は、相当の期間、何人か分散しておる地主の取りまとめに時間を要して

おったというふうな話であります。私の調査ではそういう事実はありません。そういう答弁はいただけないのであります。いずれにいたしまして、常識からいって商取引というのは、私どもの考え方ええ方ええ方、ある不動産会社が自分の土地がここに幾らぐらにある、そういうものの証明になる登記簿本をもつて事業団に売却を申し入れる。事業団はそれを鑑定を依頼する。そしてその鑑定の結果によってみずからの価格をきめて相手と取引をする。ところが、先ほど申し上げるように、すでに事業団の場合、この日本ライクとの間には前もって、他人の土地を事業団そのものが鑑定をさせて、鑑定の価格を前もって日本ライクが知っておる。日本ライクは知っておるのです。そういうことをしておいて、日本ライクというものは一体どういうことをするのでしょうか。当然、その鑑定の価格よりも地主から安く買って、鑑定の額に近づけて幾らで売ればだけのさやをかせげるということでは、もうちゃんと初めからわかっておることなんです。鑑定の結果をいち早く知ったのがまだ土地を買っていない会社であったということがか、私はその点をたいへんふしぎに思うので

す。それならば次のもう一つの宿舎の用地について申し上げてみたいと思ひます。この善部という用地の取得経過もここにございますが、これを見ますと、四千九百四十八坪、これは昭和四十年一月十八日に一万三千五百円で地主の志賀栄吉さんという方から買って登記したしております。事業団の不動産銀行に依頼したのが一月十八日から二十六日にかけて、坪二万一千円という不動産の鑑定評価が出ておるようであります。その翌日の一月二十七日に坪一万九千円で事業団に売っております。わずか九日間で坪五千五百円高く事業団に売っております。総額二千七百二十一万円ものさやかせぎをいたしておるのであります。これも、事業団から日本ライクに代金が払われてから日本

ライクから地主に払われておる、こういう結果が出ておる。

いま一つ、昭島市の郷地という宿舎用地の経過を資料としていただきました。この用地は六千八百七坪、この経過は下沢と全く同じケースであります。日本ライクが事業団に売却を申し入れたのは昭和四十年十月六日です。その日に事業団は直ちに不動産銀行に鑑定を依頼し、坪二万九千円という鑑定を出しております。ここに鑑定書がございます。日本ライクがもとの地主であった西武鉄道から購入登記したのが十月の二十八日であります。したがってこの経過から見ますと、事業団は十日も前に、日本ライクの土地でなく西武鉄道の土地を鑑定をしておるということになるのです。この土地売買について、事業団は、日本ライクが西武鉄道から購入したその日に売買契約を締結しておる。日本ライクが買った坪単価は二万五千八百円、事業団がライクから買った坪単価は二万八千三百円です。これは先日、参議院の決算委員会でも明らかになった数字であります。先般私が分科会で申し上げるときにはこの事実はわかりませんでした。わかりませんでした。一般の参議院決算委員会でも明らかになった購入の坪単価は二万八千三百円なのであります。同じ日に、二万五千八百円のそれが横流しされて、一日で坪二千五百円、総額一千五百二十一万七千円のさやかせぎが行なわれておるのであります。したがって、このケースでは、事業団がライクに支払った金額は総額一億七千七百七十一万四千八百八十六円という巨額にのぼっておるのであります。それがたった一日、いや登記あるいは契約時間を差し引けば、わずか数時間かもしれません。そういうわずかな数時間で一億七千万円にもものばる物件が決定するということとは、一体常識で考えられるでしょうか。私はそういう点に非常に大きな疑問を持っております。この裏には相当な実力者がいなければこういうことはできません。私どもはそういうふうな思ひました。

事業団が以上の三つの宿舎用地の買収のために

支払った総額は三億三千九百九十九万四千四百八十六円でありました。日本ライクのかせいださや総額で七千八百四十三万一千五百円、わずか資本金百万円の会社が、三十九年の七月から四十年十月までのわずか一年三カ月間にこれだけの七千八百四十三万一千五百円という膨大な金をかせいでおる、自分の金は一銭も使わずに。みんな事業団の金です。こういう点についてどう思われるでしょうか。私はそれをお聞きしたい。

○堀参考人 善部と郷地の用地買収の事業でございませう。所有権移転の日付等は御指摘のとおりでございます。

そこで、この間の事情につきまして、先ほど申し上げましたように、当時においては土地の所有権者から直接購入する、こういう制度になっておりました。土地の世話が合った場合にもそのような形を形式上とる、こういうことになっておったために、いまの登記面が御指摘のような日付になっておるということでございます。

ところで、この間の事情につきまして、これもいろいろ聞いた上でみたわけでございますが、善部につきましては、日本ライクはこの用地の所有権を取得する以前におきまして、公道から新幹線のガードわき敷地に至る間の約三百メートルの私道の通行権について関係者の承諾を取りつたり、あるいは排水の工事についても農協や関係部落会の承諾をとるなど、この土地をもとの地主から買収するだいたい前からのいろいろの措置をとっておった模様でございます。

それから郷地につきまして、これも日本ライクが用地を事業団に推薦してまいりましたのは四十年の九月以前でございます。そこで、日本ライクとの交渉過程におきまして、このときは事業団は、土地が西武鉄道の所有であるということがはっきりしておりましたので、西武に対して直接に売却してはくれないかというのを申し入れた事実があるわけでございますが、西武におきましては、これはすでに、形式は別として、実質的に日本ライクに売却済みである、だから日本ライクに

交渉してくれ、こういうような話があったので、日本ライクと交渉を継続した、以上のようなことがございます。

なお、この郷地の土地につきましては、日本ライクが排水管の設置あるいは給水管の設置につきまして、いろいろの措置をとるというのを約束しておるわけでございます。

以上のようなことがその間の経緯としてあるわけでございますが、お話のように、この両方の土地につきまして、もとの地主、所有者からどのくらいで転売したかということが、当時においては事業団としては把握できなかった。事業団としては、不動産銀行あるいは不動産研究所のような法律に基づく信用のある鑑定機関の鑑定を依頼し、その範囲内で買ったということが、私も現在調べました事実でございます。

○武部委員 私が申し上げたいのは、こういう三つのケースを見まして、全くあつたという間に右から左へ転売をされておる。また、この不動産鑑定が、いま言ったような時日的に見て、土地の本来の所有者から中間の会社が買入以前に鑑定が依頼をされて、その鑑定価格というものを中間の会社が先にそれを知っておる。そうして鑑定の結果が出たあとで、その本来の持ち主から安い値段で買ってすばやくこれを売っておる、こういうケースについて私は、常識では考えられないじゃないか、この点は、前回はトンネル会社じゃないか、こういう点を指摘したわけでありましたが、当時労働省としては、調査もしてありませんしよくわからないということでございます。しかし、いま経過が全部私どもの手に、これはあとで勝手にいってでも申し上げますが、売買契約書も非常にふしぎなものでお尋ね申し上げたいのですが、そういう経過から見て、また現実に日本ライクという会社は休眠状態で社長が行くえ不明、その他の事情から見て、明らかにこの三件のみをもって事業団との間に売買をしたおつた会社である。本来の目的の仕事は何にもしていない。そういう面から見て、これは明らかにトンネル会社じゃないかというふう

に私は指摘をしたわけですが、そういうふうなままの経過を皆さんがお調べになってお感じになりませんか。

○堀参考人 私どもは、当時の用地取得の方法が、先ほど私が申し上げたようになっておつたという点によりまして、この売買契約あるいは所有権の移転登記というものが、土地の所有者から直接事業団が土地を購入する、こういう形式にするためにそういうような形式をとつたというふうなことになるのであります。その結果でいまのような日付の間隔が短かつたという事実になったのであらうと思ひます。

私は、先ほど申し上げますように、この公的な機関である事業団といたしまして、土地の取得というふうな問題については人一倍、公的な機関であるということをお自覚して買入手方を選択すべきである、このようにお思います。その意味で、日本ライクというものは、当時いろいろ用地を適地があれば早く買収したいという要請があつた点がございますが、やはり慎重な配慮に欠けておつた点は認めますが、必ずしもトンネル会社であつたとは思ひませんが、それならば次の疑問を申し上げたいと思ひます。

○武部委員 郷地の日本不動産銀行の鑑定書がございませう。この鑑定書を見ますと、鑑定価格は坪二万九千円となつておりますが、それを事業団は二万八千三百円で買っております。鑑定書よりも七百元安い値段で買っております。ところが、この鑑定書の鑑定評価の条件の二のほう「所有権以外に何らの権利関係の附着しない給排水設備の完備した造成済の宅地を想定した更地の正常価格である。」と記載されておるのです。したがって、この二万九千円という鑑定価格は、給排水設備工事完了後の価格であります。ところが、先日の参議院決算委員会で指摘があつたようであります。この日本ライクは給排水設備工事というものをしておりました。そこで、事業団は訴訟を起こして争つた。しかし、いまだに日本ライクはやっていない。あな

たも御答弁になつたように社長が行くえ不明です。会社も休眠状態です。そういう状態ですから、いまの段階ではやむを得ません。しかし、当時事業団の金を右から左へころがすことによつて七千八百万円以上の利益を得ておる。そういう会社ですから、この給排水設備工事にはわずかに三百万円程度の金しか要らない、そういう工事ができないわけはない、私はそう思ひます。なお、普通の経営者ならば、三百万円以下のところでこれほどうまい商売をみすみす手放すばかがあるでしょうか。三百万の給排水工事をやらなかつた。もうけは七千八百万円。そうすると一体、七千八百万円という多額な金やかせぎをした金があつたに日本ライクの手に入つたんだらうか、どこか途中でこぼれておつたのではないかと勘ぐりたくなるのです。そうでなければ、わずか三百万円ほどの給排水工事をなぜしなかつたのか。しなければ次の分の取引はなくなつてしまふのです。これは当然のことなんです。こういう点が私どもがこの問題をとり上げて一番問題点に考えておるところです。そうでなければ、七千八百万円もの膨大な利益を得ておつた一年三カ月です、そうしておいて、そのあともう生活が苦しくなつて行くえ不明だ、家族はばらばらに往んでおる、こういうことが一体起こり得るでしょうか。私どもは非常にこの点をふしぎに思ふのです。ですから、ほんとうにそれだけの金が日本ライクの手に入つたんだらうか、こういう疑問を次々と起こさざるを得ないので、こういう点について事業団はどの程度のことを御調査になつたのか、お知りならばお知らせいただきたい。

○堀参考人 御指摘のように、郷地の土地につきまして、給排水の工事をやるというところ、この給排水の工事の実施の状況でございますが、給水の工事はつきましては実施したようでございます。しかし排水の工事はつきましては、日本ライクはやると言つておりましたが実施しなかつた。その理

由はどこにあったかと申しますと、排水をいたしますその排水路につきまして、立川、昭島の両市と、それからその排水関係の組合に對しまして、排水管を設置してこの場所に排水させてもらいたいということをいろいろ折衝を重ねた模様であります。立川、昭島の両市の組合におきましては、この排水管の設置につきましていろいろそのほうの面からの異論がありまして、なかなかそれを承知しなかった、そういうことでずつとこの工事がおくれおたつたわけでございます。そこで、いつまでたつてもできませんので、事業団がその後乗り出して、事業団が立川、昭島の両市に對しまして直接いろいろ折衝いたしました。その結果、一年半ぐらいたちましてやつと商談が取りつけられた。そこで、事業団といたしましては、この工事を自分のところでやるから、その費用は日本ライクが負担するようにということで折衝いたしまして、誓約書を出させて工事をやりました。それで金を請求いたしましたところ、この前後におきまして、日本ライクは他の業者との何かいろいろ信用問題らしい問題等がありまして、実際問題として破産に類して、そこで金も支払えないということで、事業団といたしましては、それは困るということで訴訟を提起いたしました。裁判所でこの訴訟は事業団の勝訴になったわけでございますが、事実上金が払えない、これが約三百三十万円でございいます。

ただいまのような事情がありまして、だから、そのときにおきまして排水の工事ができなかったというの、相手方が言うことを聞かなかった、要するに立川、昭島の両市と、その排水関係の組合の同意がなかなか得られなかったという点がそのおくれた理由であると思ふのでございいます。ただし、その間におきまして、いろいろな誓約書とか確約書の提出等もございましたが、もう少ししっかりと契約の手続をしておくべき点があったと私は思うのでございいます。排水管の工事がおくれたのは、ただいまのような事実が原因で

あったと思います。

○武部委員 実是非常に短い時間でございまして、たくさんのお話を申し上げることができないので、少しはしよって話を進めてみますが、訴訟は勝訴になったのですけれども、相手がつぶれておるから何にもならぬわけですね。この会社の役員の一、社長の弟は詐欺罪で四十四年に逮捕され、保釈中に逃走、警察で行くえをさがしておるところであります。そういうような信用のおけないインチキ会社と多額の土地を事業団が取引しておつた。もしかりに西武鉄道と直接取引があったとするならば、こういうような給排水工事というものの不履行はない、こう言うことができると思ふのです。そういう点で、事業団の責任というものは私はたいへん重大だと思ふのです。いまあなたのは訴訟の経過をお話しになったわけですが、日本ライクの役員というものは、もうさがしても見つからぬというのが現実のようですね。

そうならば、もう一つ私はお尋ねをいたしたいのであります。ここに事業団と日本ライクとの間にかわした三つの用地購入についての土地売買の契約書がございいます。これは資料としてお出しをいただきます。いま一つ関東物産のものでございしますが、とりあえずこの三つの契約書を見ても、いかに当時事業団の運営がずさんであったかということが指摘できると私は思ふのです。

なぜならば、具体的に一つ一つ申し上げますが、同時に日本ライクという会社がいかにか信用のおけないインチキ会社であったか、これもここでははっきりいたします。私は、当時この契約書が正式の契約書であつて、これに基づいて金銭の受取りであるいは不動産登記を行つたものと思ふのであります。契約書の上に書いてある「案」というのは一体どういうことでしょうか。

○堀参考人 それは私存じませんので、ちょっと調べてみます。

○広瀬参考人 この「案」と書いてございいますのは、決裁文書で起案して回すときの「案」でござい

まして、決裁が終わると同時にこの「案」は消えるべき性質のものであったのでございしますが、急いで提出いたしましたので、こういうことになつております。

○武部委員 そうすると、これは正式の契約書だということになりますね。そうならば申し上げませんが、この下九沢の契約書、これにはまず収入印紙の貼付がありません。甲乙署名をあとにいたしておりませんが、なぜか判が置いてありません。この下九沢の契約書を見ますと、さつきから申し上げるように、甲を買い主事業団、乙を売り主ライク、こういうことになつておりますが、さつき言つたように収入印紙の貼付がない。契約総額七千五百十八万円という契約書が収入印紙がなくよく通用するものでですね。これはたいへんふしぎだと思ひます。それから、裏面を見ますと、「この契約の証として本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれその一通を保有する」とあるが、割印もなければ、代表者の印もない。ただ、ここに事業団という名前とライク代表「柳雅和、しかもこの「柳雅和」という売り主の署名はペン書きであります。あとで一括してお答えいたしたいのです。

次に、いま一つ善部の契約書、これも下九沢と同じであります。これも収入印紙がありません。そして、これにはどこをさがしても事業団、ライク両者の署名捺印がない。

さらに、昭和四十年十月二十六日、昭島市郷地の契約書、これも前と同じく収入印紙の貼付もなければ割印もありません。

もう一つ提出いただきました関東物産の公郷の土地売買契約書は、収入印紙もきちんとございいます。割印も何もこれは全部そろつてきちんとしてたものです。これだけは一体どうしてこういうことになつておるのでしょうか。こういう公郷の宿舎の売買契約書とこの三つの売買契約書とは雲泥の差がある。私はこういう点で、最初がペン書きであつたものが、最後はゴム印です。日本ライクという会社の判になつております。もちろん何に

も判はないんです。一体こういう契約書が正式な契約書として通用して、金銭の授受あるいは不動産登記、こういうことが行なわれておつたということは重大なことだと思ふのですが、その点はどうですか。

○堀参考人 私も実はただいまそのお話は初めて伺いました。気がつかないものでございまして、いま聞いてみますと、この「案」とありますのは、こういう売買契約書によつて契約を正規に結ぶということで起案いたしました決裁文書につけたのがこの「案」とある書類だということでございます。そこで、これによつて決裁をとりまして、正式にその土地売買契約書を取りかわしますときには、ただいま一番あとで御指摘になりましたその文書のように、双方の署名捺印があり、収入印紙も張つてある、こういう契約書になるわけでありまして、そこで、この「案」というものが提出されましたのは、実は非常に急いで取りまとめ出しましたので、あつて決裁の文書にくつておつたものを先生のほうに差し上げたんじゃないかと私は思つております。したがうして、正式の契約書はあるはずでございいますから、調査いたしましてそれをさつそくお届けすることにしたしたいと思います。

○武部委員 先ほどこのものは正式なものだとなつたおつちやつたのです。この「案」は一体何だと言つたら、回すときにそう書いてあるもので、受理したときには消えるものだとおつちやつたから、これは正式なものです。それなら、なぜこつちだけ出すんですか。われわれは、四つのものが来れば、四つのものを並べて見るのは当然のことでしょう。こつちだけ切りつばなはんとするものを出しておいて、こつちのものはそのものをを出して、そんなことで資料といへません。そして、全然名前も書いてない。こつちはペン書き、こつちはゴム印、こんなばかげた、割印も何もないものを出してきて、これが資料でございまして、売買契約書でございまして、ということにならない。それならこつちだけなぜこういうものを

出したのですか。こういうやり方が、私は少なくとも事業団のいかげんなやり方がそういうことになっておるのだと思うのですよ。どうですか、それは。

○堀参考人 資料の提出につきましていまミスがあったようでございますので、正式の契約書はすぐ先生のところに提出することにいたします。

○武部委員 私は、この売買契約書、さらには不動産鑑定評価書、こういうものを、あるいは所有権移転登記、これを全部ずつとしさに検討してみました。してみましたが、やはり疑問は晴れないんです。あの当時なぜこういう会社が急遽つくられて、そうして矢つぎやに三件の物件が、ほんとうにそれこそあつたという間に転売をされておる。そうしてばく大な金額が日本ライクという会社の収入になっておる。ところが、収入を得たはずの会社は倒産をしておる。そうして、その役員は生活というものは全くたいへんなことになっている。本人に対してはたいへん失礼な言い方ですが、調べた結果そうなっておるんです。そうすると、あの当時七千九百万をわずかな間に取得したことは先ほど申し上げたとおりなんです。何かそこにあつたのではないかと疑いたくなるのは、私はだれもがそうだと思うのです。当然だと思ふ。しかしそれ以上のことはいまの段階では私は申し上げません。申し上げませんが、このように西武鉄道というようなりっぱな持ち主がありながら、なぜそれを十日も前に不動産鑑定を他の者に依頼をして、十日もあとに西武鉄道から買うというようなことがあつていいだろうか。こういうような点を考えると、疑問はだんだん深まる一方なんです。したがって、きょうはもうほとんど時間がございませんから次に移ります。

これと同じようなケースがもう一つ私が指摘した中にございました。これは関東物産という事業団出入りの訓練用機械その他を納入する業者であります。これが、坪六千円で当時地主から買った土地を三倍の一万八千円で事業団に売った。これは一体どういふことかという点を指摘いたします。

したところ、その後の答弁の議事録を拝見いたしますと、何か造成工事をしたためにそういうふう

に高くなったのだというふうな話もございまして、しかし、少なくとも私どもの調査による金額あるいは常識から考えてみて、当時約七割ないし八割程度地主、持ち主がこの造成に手を加しておつた、そういうことが事実としてございまして、したがって、完全なさら地にしてこれを事業団に売却するにしても三倍という値段はたいへんな値段です。われわれはこれについて納得できぬのであります。そういう点でいろいろやりとりをいたしましたところ、これもまた皆さんのほうから経過書が提出をされました。これをずっと読んでみますと、何か会社は、不動産売買の会社でないとこの訓練用の機械を納入しておる関東物産、この会社が土地を売買したということについておかしなところではないかというのを指摘をいたしましたところ、皆さんのほうから次のような反論があつたやうであります。この関東物産という会社は日本橋の室町にある。代表取締役は安田岩雄さんです。ところが、同じような関東物産というのが小平市の津田町にございまして、同じ安田さんが社長であります。関東物産という会社が日本橋と小平と両方にあつた。そして社長は同じ人間であります。途中でこの小平市にあつた関東物産という会社は関東地産と商号を変更いたしました。そういう経過も皆さんのほうからございまして、この売買の契約書である宅地造成の申請書というものは、日本橋の関東物産ではないとあなたのほうはおっしゃつておる。これは小平市の関東物産であつて、日本橋にある関東物産ではないというところに皆さんのほうは言つておられますが、現実には売買契約書の条件である宅地造成の申請書というものは昭和四十年九月二十日付、日本橋室町の関東物産です。同時に四十二年十月十八日という終了届けを出したのも同じく日本橋の関東物産であります。これはまさに宅地造成等規制法違反だというふうに私は思いますが、まず皆さんが経過書を出した点について、これは私

は間違つておると指摘をするのですが、どうですか。

○堀参考人 お話のように、関東物産はいろいろな工作機械あるいは訓練教育用の機械の販売納入というものを本業にしておる会社でございます。そこで、四十年の四月に、ただいま御指摘がございました東京都小平市に関東物産株式会社という会社を別に設立するというところで登記をしておるわけでございます。私は、その場所等は違つておりますけれども、この会社の名前や役員構成からいたしまして、これは事実上姉妹会社と申しまゝすか、同じ系列の会社である。ただその日本橋の分が工作機械の納入販売を行なうということから、土地の売買は小平のほうの関東物産で行なう、こういうふうに区分けをして設立したものであるかと思ひますが、実際上はこれは姉妹会社であることは間違いない、私はそのように思つております。

○武部委員 ですから、あなたのほうの経過でお出しになったことは間違いないんです。そして、あなたがはしなくもおっしゃつたように、この二つは別個の会社ではないのです。この二つは同じものであつて、これはあるものをカムフラージュするためにこうしておかなければ、少なくともあとで申し上げますが、訓練用の工作機械を大量に商売をしておる会社として宅地の売買などということができる。そこで別個なものを一つつくつておつたのは日本橋のものの方がやつておつたのです。それも終了届けもそれが出ておるのです。ですから、これは明らかにあなたがおっしゃつたとおりなんです。これは全くインチキのカムフラージュの会社であつたということが指摘をされるのです。いま一つ、私は先ほど六千円と一万八千円のことを申し上げましたが、これは現実に土盛りをどのくらいして、その費用がどのくらいかかったかというのを私は調査しております。ただ、あの土地を関東物産に売った橋本政刀氏という人が八割方造成したということを当時述べてお

るし、同時に横須賀市役所の指導課の石井さんという人の説明でも、大体橋本氏によって切り盛りがされておつたということを証言をいたしております。だとすると、六千円が三倍の一万八千円になるということに私は大きな疑問を持つておる、こういうふうに指摘をいたしたのであります。この説明についてはされないままであります。一体、関東物産がわずか数カ月前に手に入れた土地を三倍の値段にして事業団に売つたということについては、いまだに疑問が晴れません。これはいづれあらためて問題を提起いたします。

そこで、なぜ関東物産という訓練用の機械を納入する会社がこのような土地の売買に介入をして、そうして事業団との間に仲立ちをしておるかというところに私は疑問を持ちました。次の事実について述べてみたいと思ひます。

兵庫県加古川市にあるある会社——この会社名は今回は申し上げません。ある不動産会社の所有の土地約一千七百坪、これを皆さんの事業団に買つてもらいたいといふことが、あるブローカーを通して話をいたしたところが、ここではしなくも、事業団に買つてもらつたためには関東物産という会社を経由しなければだめだ、そういうことを言われ、関東物産が中へ出てきたわけでありまして。証人を出せとおっしゃればいつでも出しますが、この関東物産の社長と会つたところ、関東物産の安田という社長は、事業団には自分のところを経なければ買つてもらえないことになつておる、これは幹部の理事とちゃんと話がついておる、いろいろ政治的にも関係があるので、げたをはくのは当然だ、げたをはかざるを得ないと言つておる。これは多少オーバーな表現ですね。オーバーな表現ですが、いづれにしてもこの土地売買の会社でない関東物産が、こういう兵庫県の加古川にある土地の売買の中にも出てきておる。そういうことを言われて現実にこの不動産会社は関東物産にそれを買つたのであります。四十年の七月三十日に売却をいたしました。関東物産にはその間の経緯が二、三どうもあるやうであります、本来ならば

すぐ売るはすのところが、少し時間がかかりまして翌年の四十一年四月十三日に、金額は三百万円ほど上積みされておりますが、関東物産から事業団にこの土地が売られております。ところが、関東物産はこの支払いをいつやったか。元の地主に對して、四十一年の七月に買っておきながら、支払いは四十一年四月三十日でありました。金額三千五百三十三万六千八百八十二円。これも事業団から金をもらわなければ払えない。こういう結果になっておったのであります。

私はここで申し上げたいのは、関東物産という訓練用の機械を納入してある会社が、なぜこのような公卿という土地に手を出すのかと思っておったところが、そのみにとどまらず加古川の問題にも同様にこれが介入しておる。そして、いま私が申し上げたようなことを現実社長が話をしておるといふことに大きな疑問を持ったのであります。そこで関東物産という会社と事業団の皆さんとの間に一体どういう関係があるのだろうかというので、いろいろと関東物産の資料の提出を皆さんに求めたわけでありました。

そこで、土地の問題はその程度にしておきますが、皆さんからお出しをいただきました職業訓練用機械の納入状況という一覧表がございます。これは事業団設立以来昭和四十四年度までの訓練用の機械の一覧表であります。これを見ますと、三井物産あるいは丸紅飯田、そういうような著名な会社も見られますが、この一覧表を私ずっと見てみました。関東物産からの納入がきわめて多いのであります。これを統計的に数字をまとめてみました。こういう結果が出ております。三十六年に事業団ができてから四十四年までに関東物産がどの程度納入をしてるか。たとえば昭和三十一年、事業団の機械の購入額は総額三億六千万円でありました。そのうち、関東物産単独で納めた金額は一億九千八百八十万円。約三分の一であります。翌年、四十年は四億九千万円の事業団本部の購入に對して一億七千八百八十万円、約三六%。最近では、四十四年の七億九千万円の事業団本部の購入に對

して二億三千万円、これは三〇%であります。地方の施設分、これは特に多いのであります。四十四年の事業団の地方の施設が購入した機械の総額は九千八百八十三万円、この一年間の購入のうちで、実に関東物産は六千三百三十三万円、六六%であります。一社でもって六割六分納めているのであります。三十六年以来四十四年の間の平均の数字を算出してみました。大体最低が二割、最高が三割四分、三割五分、こういう納入の実績になっておるのであります。

したがって、私もしろうとであります。この機械の内容をずっと見てみました。普通の旋盤その他たくさんございます。工作機械がたぐさん入っておる。たくさん会社があるのに、この関東物産だけこのように多額な割合を占めておるといふことは一体何だろうか。そこで契約方法であります。この契約の方法についても述べてあります。指名競争入札、指名入札後随契、あるいはまた単独随契、そういうものがたくさんあります。が、一体この関東物産がこのように一社でもって——これは資本金一千万円の会社ですね、これが多額の契約をして納入をしておるといふことは一体どういう原因なのか。さらに、関東物産の場合、随契及び指名入札後随契というのが半分以上あります。これはどういう関係でそうなるのか、これをお伺いしたい。

○堀参考人 事業団の職業訓練用機械の納入元の数字は大体御指摘のような実績であると思えます。

そこで、この訓練用の機械でございしますが、これは雇用促進事業団におきましても、他の関係の機関と同じように、メーカーから直接買う場合も一部ございしますが、ほとんど全部商社から買っておるといふことになっております。これは他の機関においてもそのような例が多いわけではございませんが、要するにいろいろな機械器具のメーカーがございまして、それがそれぞれ自分のつくった物品、製品の納入をこの商社に委任するといふことになっておるわけではございますが、この関

東物産には相当メーカーからの委任が多いということが第一の原因でございします。それから指名競争と随意契約の問題でございします。指名競争入札が原則でなければならぬわけではございまして、事業団におきましても、訓練用機械器具の購入につきましても指名競争入札によることであるべき行ないたいというところでございしますが、御指摘のように随意契約の割合が約半分近くになっておるといふことは、これも事実でございします。

そこで、なぜこうなるかと申しますと、訓練用の機械、これは要するに教育訓練用の機械でございまして、生徒に對しまして、ある基礎訓練から始まりまして、それからさらに高等な訓練を行なう、その訓練の内容に應じて、それぞれの段階に見合うところのいろいろな機械の性能、規格、種類、こういうものが要求されるわけではございしますが、そういうふうにしてまいりますと、ある訓練用の機械につきましてもこういう性能、こういう規格を持つておるといふようなことで技術的にいろいろ審査してまいりますと、これがどうしても、結局一つのメーカーの製品になる。要するに、銘柄を指定したような形になる場合が相当ある。これはやはりどこでも同じであると思えます。それからもう一つは、訓練につきまして、やはり最近訓練の内容が向上いたしました。機械の性能それから内容というのについて相当精密な近代的な機能が要求されるというようなことでもあります。どうしてもその機械の性能、内容を指定すると銘柄を指定したような形になる、こういうことで随意契約の率がなかなか減らない、こういうことでございします。

いまのようなことがございしますが、結局、その結果といたしまして、ただいま先生が御指摘になったようなことでございします。関東物産に限って随意契約が多いというところでなくて、一般にどの商社についても随意契約というものがやはり相当多いわけではございします。私どもは実はこれも、私は就任以来この機械物品の購入問題につきましても、もう少しいい知恵が浮かばないものであ

るかということでは実はいろいろ検討をしておるわけではございまして、それにつきまして、私は、結局この訓練用の機械の特殊性から申しまして、どうしても指名競争入札によることができないような場合は、そういうものについて、いままでは大体主として内部の技術者それから職業訓練大学、こういうところの教授のような人たちに由つてその委員会をつくって、これで審査してやっておったわけではございしますが、今後においてもこういうことはもう少し民間人だけのものをつくったらどうだろうかということでは、実は昨年の十二月の初めに民間の学識経験者、第三者からなるところの専門家の委員会をつくって、ここでひとつ今後はやろうというところで、十二月の初めに実はそういうことも正式に通過できまして、それで、その委員をこの三月一日に実は各公正な専門家の相当地権威のある方々を集めてまして発令をいたしました。今後はそういうところでその御意見を聞いてさらにスクリーニングしていくことが必要であらう、私はそういうふうな改善をやっております。

従来は経緯は、私が申しましたように、主として内部の技術者それから関係の養成機関、大学、高訓校の技術者から集まりまして、どういふものが必要であるかということ、性能、内容をきまして、それによって指定する。それによって、結局随意契約のものも相当多い、それから指名競争入札によるものは少ない、こういう段取りになっておるわけではございします。

○武部委員 随契の基準についてちょっとお知らせ願いたい。随契の基準があるわけですね。

○中田参考人 随契契約の基準につきましては、雇用促進事業団一般会計規程六十六条にございしますけれども、金額につきまして、まず第一は、契約の性質または目的が競争に付しないような場合、それから急迫の際、競争に付するいとまがないような場合、それから事業団の行為を秘密にする必要があるような場合、それから現に履行中の加工もしくは修理等につきまして、契約を現に履行中の契約の締結者以外の者をして履行させること

が不利なような場合、それから随意契約によるときは、時価に比して著しく有利な価格で契約ができる見込みがあるような場合、予定価格が百五十万円をこえない製造または予定価格が百万円をこえない加工をいたしますような場合、または物件の購入をいたしますような場合、それからそのほか運送または保管をさせるような場合、それからこれは事業団にはほとんど関係ございませんが、外国で契約をするような場合がございませぬ。

○武部委員 いま聞いておりますと、結局低額で、そして緊急の場合、あるいはまた秘密を保たなければならぬ場合、さらには特殊なものというようなものが随契約の基準のようでございませぬ、ところがいまお述べになった理事長の答弁から、私はこの内容を比較してみますと、それはならぬのであります。これを全部ずっと見てみれば、ほんとに随契約が多い。そうしてそれがいまお述べになったような基準に当てはまっておるかどうかが、これについても大きな疑問を持つのです。そうしてたくさんさんの会社があるにかかわらず、関東物産という会社が飛び抜けてそういう問題について特殊な技能を持ち、そうした経歴を持っているかという、そうではない。そうだとすると、事業団が全国で取り扱っておる年間の総額の、ひひものになると三割、地方においては六割六分も一会社からはほとんど随契約という契約で買っておるということについては疑問が出るのです。当然だと思ふのです。今後も事業団は、いま私どもが申し上げたような点について具体的に検討し、そういうような疑問の点を皆から持たれないように、そういう姿勢でやりになるということについては間違いないと思ふか。

○堀参考人 ただいまの会計規程との関係でございませぬが、会計規程の六十六条第一号にございませぬが、契約の性質または目的が競争に適しないとき、これは私は先ほどの御説明いたしましたように、訓練用の機械の性能、品種というものを技術者が指定いたしますと、どうしてもこの第一号にならざるを得ない場合があるので、その率

が多い。これが全体の約半分である。それで関東物産だけについて随契約が多いというわけではなくて、他の商社が多いように関東物産も多いということなんでありませぬ。ただし、いま御指摘になりました点もきわめてごもっともな御意見でございませぬ。私も先ほど申し上げましたように、やはりこの随意契約に付する場合ももう少しやり方を検討したかどうかというところで、さっきのような方式も考えてやっておるのですが、今後におきましていままお話しした趣旨、全く私も同感でございませぬ。で、これをもう少し適正に行なうために、それから第三者にもよくわかりますガラス張りで行なう、こういう形で根本的に検討をしてやってみようと思つておられますし、今後もそのつもりで実行したいと思ひます。

○武部委員 私は、この土地問題から、関東物産という会社がなぜ本来の業務でない土地問題等に手を出したのかという疑問を持ったのであります。手を出したのかという疑問を持ったのであります。と、そういう点からいろいろ調査してみましたところ、関東物産という会社と雇用促進事業団との間にはいろいろ風評がございませぬ。この風評はただ単なる風評であつてほしいと思ふのですが、どうもそうではない。たとえば千葉市に中央技能センターというものがございませぬ。この中央技能センターにはいま職員が何人くらいいおられますか。大体十七、八人ぐらいのセンターだと思ふのです。これは訓練用のセンターであります。この初代所長は中垣さんという方でありませぬ。現在おられませぬが、この所長は、当該の職員を自分の費用で関西、たとえば京都あたりに二泊三日くらい自分で連れて行ったと称しておるのであります。慰安旅行であります。実はそうではない。この費用は関東物産から出たおるという証拠を私どもも握つておる。同時に、こういう旅行にちやんと関東物産がついて行つておる、こういう事実がございませぬ。さらにこの技能センターには、関東物産との連絡窓口の担当者置かれておつたという事実がある。こういうようにこの契約一つとつてみても、いかに一千万円の小さな資本金の会社が

他の大きな会社をしり目にこれだけの多額の契約をしておるということに大きな疑問を持ったのであります。そうすると、いま申し上げたようなそういう具体的な事実が現実にあがつてきたわけでありませぬ。

私はあとで申し上げたいと思つたのであります。が、この問題を二月の二十日の日に予算委員会の分科会で取り上げましてから、私の手元に電話、書面によつて十件以上、全国の事業団とこういう会社との具体的な問題の指摘がございませぬ。端的に言へば、労働省の職員の方からもあつたのです。事業団の職員の方からもあつた。きわめて詳細な具体的な問題です。きょうは私は時間の関係でこれをここで申し上げる機会がございませぬ。しかし、現実にあつた問題を自分で見たといつて電話がかかつたり、手紙が来たり、そうしてきわめて詳細に具体的に、こういうことはおかしいじゃないか、ここに大きな疑問があるということ、指摘をしてきておるのであります。またまたいま一つ、千葉の技能センターのことを申し上げました。これだつて根も葉もないデマではないのです。そういうように、こういう事業団の運営の中に一企業がこれのように癒着をしておるということについて、私はたいへん疑問を持つのです。

時間が来ましたので、最後にお伺いをいたしましたのであります。この関東物産という会社が政治献金をしておるはずであります。自治省の選挙部長いらつしやいませぬか。——お尋ねをいたしますが、近年、関東物産という会社が政治献金を正式に届けておるその内容をひとつお示しいただきたいと思ひます。

○中村(啓)政府委員 四十四年、四十五年上期におきまして、株式会社関東物産が献金をしております額は、私どもの現時点で承知しておる範囲では二百万円。これは四十四年の下期になされておるようでございませぬ。

○武部委員 相手の名前を述べてください。○中村(啓)政府委員 寄付を受けております政治団体は、齋藤研究会でございませぬ。齋藤研究会

は、所在地は千代田区永田町衆議院第二議院会館六百三十三号室でありまして、代表者は今野茂夫であります。

○武部委員 いま一回分だけおしやいましたか。いまのは四十四年ですね。四十四年はございませぬか。

○中村(啓)政府委員 四十三年につきましては、ただいまここに資料を持っておりませぬ。

○武部委員 わかりました。

労働大臣、私は前回の予算の分科会の際にこの問題を唐突に申し上げましたので、大臣も初めて聞くことだということで、事実とすればたいへん問題だということをおっしゃつたわけですね。私はきょうは資料に基づきまして日本ライクあるいは関東物産、そういういわゆる土地会社でない会社が事業団との間に、他人の土地を入手してそれをきわめて巧妙に転売をして膨大な利益をかせぎをやつておる、こういう事実、これを具体的に申し上げたことを先ほどからお聞きいただいております。思ふのです。こういうように、かつて事業団が発足して以来のずっと経過から調べてみますと、このような全く私どもが想像できないようなやり方がなされておつた。今日、そのような過去のいろいろな例を脱却するために、いろいろな事業団の幹部の皆さんが努力をされておるということ、この場で聞きました。そうであつてほしいと思ふのです。しかし、現実に関東物産という会社はまだまだこういう経緯をもつて事業団と結びついておる。したがつて、土地問題について具体的なその七千八百万円の金が一団体ごとへ流れていったかという点については、ここで私は申し上げませぬ。なお調査が必要だと思ふのです。しかし、あの社長の行く先不明の問題やあるいは三百数十万円のわずかの排水工事もやらないで倒産をしてしまつたという具体的な事実、こういうものから、この間に何かのことがなければこのよう

なことが起こらなかつた。私は、普通の人がこの問答をお聞きになれば、はあ何かあつたなとい

うことを感ずるのは、これは当然だと思ふので
す。そういう点をお聞きになって、一仕事業団の
今後の運営について、監督官庁の責任者である労働
大臣として、いままでも私が前年から述べ、きよ
う約一時間半の時間でございましたが述べた経緯
について、どのようにお感じになっておるか、そ
れをお伺いをして、私、きょうのところはこれ
で終わりますが、いずれにいたしましても、先ほど
申し上げるように、一件以上の具体的な連絡が私
どもにも来ておるのです。これは解明しなければな
りません。国民の不信を解かなければならぬので
す。これはいずれあらためて私は具体的に例をあ
げて、皆さんから具体的な回答をいただきたい。
そうでなければ納得できないのであります。きよ
うまでの経過について労働大臣の見解を承って、
私の質問を終わりたいと思ひます。

○野原国務大臣 本日、非常に具体的に日本ライ
クや関東物産にまつわるさまざまな問題の御質問
をいただきました。承っておつたのであります
が、どうも一種のミステリーのようなもので、こ
れはもうたいへんな問題だ、えりを正してこれか
ら雇用促進事業団の運営もやつてもらいたい。む
しろいままでの官庁のいき方あるいはいろいろな
今後の問題につきましても、これは慎重に考えなけ
ればならぬ問題であらうかと思ひます。したが
いまして、この問題に關しましては、先ほど来のお
話を今後の施政の上に十分肝に銘じて反映させ
たい。幸いにたまたま事業団は、掘理事長をは
じめとして皆さん方がたいへん熱心になつてや
つていただいておりますので、今日の段階では何ら心配
はないと思つておりますが、過去におきま
して、どうもいろいろなお話を伺いますと、きわめ
て十分でない箇所が見受けられたわけでございま
す。これに對しましては、まことに遺憾であつた。
過去のことにつきましても、なおそれを今後の施
政の上に、再びきょうのことのないように心して
まいるべきものであると承つたわけでございま
す。今後の労働行政に限らず、官庁の機構の中
に、いわゆる形式を重んずるのたてまえ上から、

ややもすると形式に流れがちであります。その形
式の間を縫って、さまざまな問題が起こり得る可
能性もあるわけでございまして。そういう点は一片
の形式のみにこだわらずに、もっと背景、実態を
つかんで行なうということが必要だろふと思ひま
す。今後の施政の上に肝に銘じまして今後再びこ
ういった問題が起きないように、あやまちの起き
ないように注意してまいりたいというふうに考え
ております。

○武部委員 約束の時間がちょうど来ましたの
で、私の質問を終わります。

○倉成委員長 次に大橋敏雄君。

○大橋敏雄委員 きょうは労働者財産形成促進法
の法案の中心について実は質問していく予定であ
るわけですが、この法案の中に雇用促進事業団の
果たす役割りというものはきわめて重要なもので
あります。したがって、前々回から、この促
進事業団にまつわる黒い霧の問題が国会で非常に
騒がれてきたわけでございまして、この法案の中
身に入るにあたりまして、まずそうした黒い霧に
ついてすっきりして入つていきたいというところか
ら、きょうの参考人の要請になつたと思ひます。

そこで、いままでも武部委員からこまごまと質問
されましたので、私はそうした詳細については割
愛するといひまして、一言で言ひまして、た
とえば関東物産あるいは日本ライクという、その
会社が一団のような会社であつたのかというの
が一つですね。それから、そういう会社からなぜ
用地を買収しなければならなかつたのかという理
由、そういう点を簡単にだけつこうですが、なるほ
どそうだったのかと納得できるようなお答えを願
ひたいと思ひます。

○堀参考人 日本ライクは昭和三十六年の十月九
日に設立されました。資本金百万円の会社でござ
います。営業目的は電気機器及び付属品の製造、
修理並びに販売、それから宅地の造成、宅地建物
の取引業務並びにこれに付帯する事業を営む、こ
ういうことになっております。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕

関東物産は、これは設立されましたのは昭和三十
二年の十二月でございまして。資本金は一千万円
で、内容は、各種工作機械それから訓練用の工作
機械等の販売、納入を行なつておる会社でござい
ます。ただし、この関東物産につきましては、昭
和四十年の四月二十六日に小平市に同じ名前の関
東物産というものを設立いたしました。土地建物
売買及びそれに付帯する一切の業務を行なうとい
うことを賭本にうたつております。なお、双方と
も建設関係の法律によりますところの取引業者と
しての登録は済ましておるわけでございまして。

それから、このような会社とどういう経緯で取
引をしたのかということもございまして。当時の
昭和三十五年から昭和四十年、この時期は御承知
のように、炭鉱離職者が各地に輩出をいたしまし
た。これを各大都会周辺に移動していただいて、
適職につけてもらわなければならぬ、こういう
要請がきわめて強かつた。したがって、それ
には住宅がなければおれない。そこで、そういう
目的で、雇用促進事業団は住宅用地の取得と住宅
建設業務を早く促進すべきである、こういう要請
が非常にされておつた次第でございまして。

そこで、当時の事業団の連中の考え方についま
しては、特に東京などの大都会の周辺においては
なかなか適切な土地が見つかりませんので、適当
な土地であるということを持つてまいりました。さ
れば、これは適当な土地であるという証明がなされ
ればもうだれでも相手にしたい、こんな気持ちと
あせりがあつたということも事実であつたと思
ひます。そこで、この日本ライクがあるとい
うわけであります。

これは、日本ライクはたまたまの規
模、経営の内容からいひまして、お話しするよう
に小さな会社でございまして。それから関東物産は
工作機械等が本業で、そちらのほうはちゃんと
やっておりますが、これが土地のほうはちゃんと
いうことについてはいろいろ問題があつたと思
ひます。いままでも、いまのような当時の事情
からいひまして、これが持つてきた土地が非常
に適当であつた、こういうことでそれと契約を結
んだ、こういうのが当時の事情であつたようで
ございまして。

○大橋(敏)委員 雇用促進住宅の用地取得に關し
て、炭鉱離職者等が大量に出た当時であるし、そ
ういう要請にも応ずるためにはそういう会社等も
利用せざるを得なかつたというように聞こえたわ
けでございまして。お話しなされたように、昭
和三十九年から四十年ごろの問題のようござい
ますが、私が一番心配するのは、これはこの前も
私は聞いたと思ひますけれども、事業団内部にそ
うした体質といひますか、こういうものを起こし
ていく条件、状態といひますか、それが潜伏してい
るのではないか、これを非常に私は懸念するわけ
です。そういう点について、事業団のいわゆる綱紀
肅正といひますか、そういう立場に立つて理事長
の今後の決意といひますか、そういう点をまず
はつきり聞きたいと思ひます。

○堀参考人 まことに話しのとおりでありま
す。特に国民の負託にこたへまして設立されまし
た公的な機関である雇用促進事業団のような機関
におきましては、特に綱紀の肅正、それから事業
内容の明朗化、合理化と申しますか、こういう点
が必要である、私は就任以来そのように感じてお
るところでございまして。そこで、大体見当もつ
てまいりましたので、実は昨年、昭和四十五年の
十月の三十日――それまで率直に申しまして内部
にいろいろな宿題を出しまして、綱紀の肅正と事
故の防止のための具体的な対策を考えようとい
うことで、それを持ち寄りましていろいろ検討し、
十月の三十日、役員会でもって正式に決定をいた
しました。これによりまして具体的にこれを実行
に移して行く。その内容につきましても各般にわ
たつておりますので、申し上げることは省略いた
しますが、特に用地の取得については、公共用地
を取得することを原則といたしますが、やむを得
ず民間の土地を買収する場合には、これは二つ以
上の鑑定機関の評価を得て行なうとか、あるいは
その手数料等につきましても正規の合理的な手
料を支払うということで行なうとか、あるいはい

ろいろな折衝につきましましては必ず関係の府県あるいは市町村あたりの職員の人たちに同席してもらい、このくらいのつもりでやるというようなことをきめております。

それから訓練用機械、器材の問題につきましましては、これは内容の性質から申しましてやはり競争入札によれない場合が相当あるわけでございいます。その場合にはこういう品種あるいはこういう性能、こういう銘柄が必要であるということを経営するところの、公正な第三者機関が要るのではないかと。内部の技術者で検討することともより必要ですが、やはり公正な第三者のスクリーンを経る必要がある、このように思います。これも十月三十日の役員会できめまして、これは十二月八日にその具体的な設置に関する規定をつくりまして、これを通過いたしました。それとことしの三月一日に、権威のある第三者的な学識経験者に集まっていたございまして、この委員会を開催しようということで発令いたしました。まだ開催はしておりませんが、これは新年度、訓練用機械、器材の購入につきましては全部この機関におかきをする、こういうことで、おもな点は具体的にそういうことでございいます。

気持ちといたしましては、特に公的な機関である雇用促進事業団においては、たびたび申し上げますが、李下に冠を正さないだけの、国民に疑惑を与えないような運営を必ずしていこう、こういう決意で私はおるわけでございいます。

○大橋(敏)委員 大体その方針あるいは決意等はわかったわけでございしますが、いまも話しましたように、今回の促進法の中に事業団の占める役割りというのは非常に大きな内容になっておりますので、いまの方針やあるいは内容を実行の上にあらわしていただきたい。

そこで労働大臣にお尋ねいたしますが、今回の事件といえますか、浮き彫りにされた問題を監督官庁の長としてこれをどう受けとめられたかという点ですね。また雇用促進事業団と労働省との関係といえますか、このような住宅関係などの管

理監督など、どの程度まで監督指導がなされるのか、そういう点も含めてお答えいただきたいと思ひます。

○野原国務大臣 きわめて責任を痛感しておるわけでございいます。従来におきましても、もとより適切な運営につきましまして監督指導を怠つてきたとは考へておりませんけれども、現実いろいろな問題がある。いわゆる李下に冠を正すという事実等がもしあったとすれば、まことに遺憾である。あらわれまして日本ライクにしましても関東物産にしましても、どうも必ずしも適切な運営とは言いがたい面がたつきあつたようございいます。そこで労働省としましては、その事業団の重要な使命にかんがみまして、今後はお一そう監督指導を厳正に行なうつもりでございいます。具体的な方針等につきましましては、局長からお答えを申し上げます。

○任政府委員 いろいろ私ども問題になりました件等について調査をいたしましたのでございしますが、その間におきまして事務処理の面において非常に適切でなかつた、こういうことが見られるのは非常に残念に思つております。しかし今後雇用促進事業団の業務というものは、やはり労働者の雇用促進という観点から見まして、ますます重要になつてまいるわけでございいます。そういう意味で、業務の処理のしかたがいやしくも疑惑を招くようなことがあつてはならないのはもう全く御指摘のとおりでありまして、私どももいたしましては、その業務が事業団の目的に沿つた正しい運営ができませんように、十分配慮をいたしてまいりたいというふうに考へております。

○大橋(敏)委員 では、参考人はこれでけっこうです。それでは、本日の議題になっております法案の中身についてお尋ねしていくわけでありますが、まずその目的として、勤労者の貯蓄を促進してあわせて持ち家住宅の増加をはかるのだということになつてゐるわけでございしますけれども、実際問題として、今回の法案の中身から見ると限りにお

ては、私は持ち家住宅まで、実際にその効果があらわれていくのだから、このような気がしてならないわけでありまして、これは預貯金のほうを主体にされてゐるのか、住宅のほうを主体になされてゐるのか、まずその辺からお伺ひしたいと思ひます。

○岡部(實)政府委員 今回のこの法案は、財産形成というところでございまして、財産はいま先生御指摘のように、一つはいわゆる預貯金等の資産、それからもう一つは持ち家でございします。そこでどちらが重点かということございしますが、もちろん全体として、それぞれ勤労者が自主的に選択をしてこの制度を利用していくということになりますので、勤労者の選択の問題にかかると思ひますが、勤労者の資産の中でやはり一般に比べまして非常に劣つておりますのは持ち家でございします。したがひまして、私どもは、勤労者が持ち家を建設するための努力に對しましてはこの法案でも相当重点的に、たとえばこれに對する事業主の協力体制とかあるいは国、地方公共団体として對する援助というふうなことも強調いたしておりますので、そういう意味では集まりました資金が住宅建設、持ち家建設のために有効な働きをするのを期待しておるわけでございします。

○大橋(敏)委員 仄聞するところによりますと、この法案の中身が労働省の当初の構想から著しく後退してゐる、こういうことをよく聞くわけでありまして、どういふ点が後退したのか。当初構想なさつてゐたその内容と、今回出されたこの中身で、後退した点をまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○岡部(實)政府委員 財産づくり懇談会等にいわば試案として私ども提出いたしました昨年の六月の構想でございしますが、これといま御審議を願つておる法案との後退と申しますか、変わりました点について、六月の試案の場合に、財産形成貯蓄に對しますれば恩典と申しますか、援助は、一つは積みまされた貯蓄に對しまして一定の税額控除を行なつていく、それからさらに、一定の額

に達しないものについては割り増し金を支給していき、こういうようなことを考へておりました。が、一般の貯蓄につきましましては、御承知のように利子等の非課税という措置にしばられてしまつたわけでありまして。

それから住宅につきましましては、住宅取得のための減税対象ということでございまして、これにも実は額についての上限が、私どもの最初の構想よりは若干下回つてゐまして、上限が二万円ということになつたわけでありまして、それから住宅建設に關してでございますが、住宅建設のための資金をつくる、このためには、当初私どもは基金というものでプールして特別のそのための事業団をつくりまして、そこでいわゆる勤労者の貯蓄に對します資金をいわばプールしてやつていく、こういうことでありましたが、これは雇用促進事業団にいわば財産形成部というふうなものをつくり、貯蓄そのものは条件つきで金融機関にやらせる。その条件は、財産形成貯蓄という新しい銘柄をつくるということと、集まつた預金の一部についてはこれを雇用促進事業団に還元をするという、この二つの条件で金融機関にやらせるということにいたしました。したがひまして、いまの金融機関から資金を受けてこれを持ち家住宅の建設のための融資財源にする、それで融資をしていくということとを雇用促進事業団が行なうということにいたしましたわけでございします。

それからなお、土地につきまして、これはできれば、要するに土地が非常にネックになろうというところで、土地の先行取得をその事業団がやれば非常によからうというところで、そういうことも考へておつたわけでございしますが、これは国全体で住宅の、いわゆる公営住宅等も含めまして、全体の土地の手当てを建設省中心でやつていくということで、各省がばらばらに土地の先行取得をやるというところは適当でないというふうなことで、その点はやめにいたしました。大体以上のような点でございします。

○大橋(敏)委員 労働省の当初の案からいいますと、四十六年度において大体百八十一億円の予算が必要である、こういうことで進んでいいたようでありまうけれども、実際今年度きまったのは六億円です。金額の上からいっても、今度の法案の中身が非常に軽薄なものといえますか、薄っぺらなものであるということを感じざるを得ないわけですが、いままでになかった制度を充足させるにあたって、いわゆる小さく産んで大きく育てていくということもあつたかもしれませんけれども、私はやはり当初からいふところその当初の案に近い内容で充足してもらいたかつた、こういう気持ちで一ぱいでありまう。

そこでもう一つ問題点として考えられることは、中小企業に働く労働者への配慮といひますか、こういう点も著しく不十分である、こういうふうに感ぜざるを得ないわけでありまう。たとえば大企業の労働者の持ち家建設については、雇用促進事業団が融資する場合には、その利率が七%とされております。それに対して今度中小企業の労働者の場合には、六・五%で貸し出されるというように聞いていたわけでございます。わずかに〇・五%の差異が認められたということは、私は中小企業の労働者に対しては、実質的にはほとんど配慮がなされていないというふうに見えてならないわけですが、この点についてはどうお考えですか。

○岡部(憲)政府委員 御指摘の中小企業についての配慮の問題でございますが、一つは、やはり中小企業は現実には大企業に比べて、いろいろ福祉施設その他が見劣りしている。そういう意味で中小企業の方がそういう面で全般的に恵まれていないというところは御指摘のとおりであります。

そこで、私もこの法案をつくりまう場合に、どうも中小企業と断定するわけにもまいらないと思ひますが、なかなか貯蓄もできない方についてどうするかということもいろいろ考へて、先ほど実はちよつとここで実現を見なかつたわけでございますが、一種のプレミアムみたいなものを考へ

ていったらどうかということも実は途中で構想していたわけですが、ただ税金の面でどこで線を引いたらいいかといういろいろ技術的にむずかしい問題もございまして、その点は今後の問題といたしまして、現実にはやはり中小企業の従業員に対する中小企業者の努力を結集していただく、これをひとつ考へたらどうかということで、法案の中でも事実上中小企業者は単独でなくして協同組合をつくり、あるいはその他の組織を通じていろいろやるということ、九条あるいは十三条等に事業主の団体、あるいは十三条では事業主が互いに協力するということ、いわゆる事業主が相互に協力しながら、いわゆる組織を大きくして、その力でやっていくという方法を考へ、これに對しまして融資をしていくことにする。

融資の利率等は、まだ最終的にきめていくわけではございせんが、おおむねいまの各機関の融資との関連等も見てみまうと、いま先生御指摘のような利率というふうなことになるかと思ひますが、何ぶんにもどの程度の原資がたまふものか——私も実は相当利用されることを期待はいたしておりますけれども、どの程度の原資がたまふかはつきりいたしません点もありますので、今後の実績を見まして——御指摘のようなことは、私も当初から実は心配している点でございます。すので、実績を見ながら、いまの規定を十分活用しつつ、かつ将来の問題として十分考へてまいりたい、こう思つております。

○大橋(敏)委員 大臣にお尋ねいたしますが、いま局長が話したように、問題は、大企業の労働者の持ち家建設については雇用促進事業団から融資される場合は、その利率が七%である、それについてまだはつきりしてないけれども、中小企業の労働者の場合には、いままでの例からいいて六・五%程度で考へられるというふうには私に聞いたわけですが、これはいまも話しますように、中小企業に働いている労働者への配慮が非常に不十分だというふうには私は考へるわけですが、いま局長もこの点は十分検討していく中身だ、原

資がどれほど集まるかわからない現状においてはまだはつきりはしないけれども、これは非常に重要な検討事項であると言つておりましたので、この点について大臣も格段の配慮をもつて検討に当たつてもらいたいということを要望するわけですが、これについて大臣のお気持ちを聞かしていただきたいと思います。

○野原(憲)大臣 中小企業の労働者の財産形成、これは最も力を入れなければならぬことだと考へております。ところで、この財産形成の問題につきましては御承知のとおり、当初は中小企業退職金事業団を發展的に改組しまして新しい財産形成の事業団までつくり、最後までこれは折衝したわけでございますが、遺憾ながら出発の当時においては雇用促進事業団の中において運営をするということになつたわけでございます。しかしこの財産形成の仕事は今後非常に大きなものとして発展するであろう。将来、考へてみまうと、中小企業退職金事業団と一体となつて運営に当たるといふふうな理想を捨てたわけではございせん。むしろそういう意味において、あくまでも中小企業者のための財産形成政策に力を入れなければならぬものであらうと思ひます。なおかつこれに對しましては、当初住宅をつくるには何と申しまして土地が大事でございますから、用地の先行取得をやろう、先行取得にあつてはさしあたり政府の財政資金を思い切つて用意をいたしまして、その分で実は先行取得をすべきであるという主張を繰り返しておつたのでありますが、この問題につきましましては事業団と政府から六億ほどの資金を基金として出してもらつた、その運用益をもつて利子補給をしようというところまではいいのであります。遺憾ながら思ひ切つた政府の出資を得るに至らなかつたというところは、今後の財産形成の政策がまだまだ十分でないことを考へておるわけでございます。そうしたのもろもろの最初から理想とするような方向ではなかつたのでございまして、しかし一応この辺で財産形成政策を強力に実現させていくことに意義があるわけござ

います。同時にまた、われわれのかねがね考へておつた中小企業の労働者に対しても、現在の融資制度はもちろんお一そう拡充強化をして、住宅融資等の資金は供給する方針でございますし、同時にまた、労働者の方々の協力を得まして、貯蓄もふえ財産形成の施策も漸次進めていくということになりますれば、これは必ずお役に立つものと将来を予想しております。そういう意味で出発点にあつては必ずしも十分でなかつた点はいないない事実でございます。しかしここでそうしたわれわれの要望が十分でないからといって、どうもこの財産形成政策を放つていくわけにいかないということ、あえて問題を将来に残しながらここにスタートを切らうという決意をいたしました。その中には特に中小企業者に対する事業に對しては、利子補給の問題につきましても、その政策を考へますときに、やはり大企業と中小企業との融資の場合においては当然金利の問題になつてまいります。私たちとしましては中小企業の置かれておる現状を考へるときに、ただいま大橋先生の御指摘のような、せいぜいわずか五厘程度の利子の差ではうまくなれないのではないかと、できるならば中小企業に對しては相当思い切つた低利長期融資が用意されてしかるべきものであると考へます。一気にそこまではいかないとしましては将来はそうした多数の中小企業労働者の要望にこたえて、これはその方向の問題を進めさせていたいただきたいというふうには考へておる次第でございます。

○大橋(敏)委員 法案の第九条には雇用促進事業団が融資を行なう条件の一つとしていひわゆる持ち家の「分譲」を受ける労働者の負担を軽減するために必要な措置を講ずること、というふうな事業主に対して要求しているわけでありまうけれども、このような事業主による負担の軽減の措置というものは、大企業に比べますと中小企業では一そう容易ではない、私たちはこういうふうな考へるのです。これはいままでの企業内福利施設等の持ち家対策の実施状況から見ましてもほとんど

が大企業関係に流れているといいますが、ほとんど中小企業はその恩恵に浴していないといつても過言ではないのではないかと、こういう点からも非常に心配するわけでありまして、この点について今回の事業主に対する要求ですね、この精神といいますが、また政策の実施にあつてどのようなお考えでいらっしゃるか説明願いたいと思ひます。

○岡部(實)政府委員 私どもここで書いておりますのは、いま御指摘のように事業主が現にいろいろな形で従業員の福祉施設と申しますか、それに協力をしているのが見られるわけでございます。その力を大いにこれで引き出して、なかなか勤労者の持ち家建設がはかどらない、それを事業主の力もここで引き出してやっていこう、そこでいま御指摘のように大企業の場合にはいろいろ現にあるだろうが、中小企業の場合にはその引き出す力といつても中小企業自体にはないではないか、私どもいままでのケースを見ておいて、中小企業者個々の場合はなかなかそういう余力が出てこない。そこで最近よく見られますのは、中小企業協同組合等が、この加盟事業主が協力して、そこでやはり土地の取得とかあつせんとかあるいは個々の従業員が借りる場合の若干の利子補給をさらに協同組合がいろいろやっていく、そういうようなことも現実に見られますので、事業主が中小企業個々でなかなか達せられないものはむしろやはり共同化、組織化と申しますか、そういう線を通じてできるだけ力が結集されていくように、こういうことも十分指導しながら、この融資の場合に中小企業に特にうまく流れていくというようなこともあわせて考えてまいりたいと思ひております。

○大橋(敏)委員 今回の法案の成立にあつてのいわゆる背景といひますか、要するにわが国の勤労者の賃金水準はかなり上昇してきたし、相当預貯金もできて、こういう立場から、そういうのを基本として今回の制度の発足があるものと思はれるわけでありまして、要するに預金でできる者、これは今回徴力ながらも何らかの恩典に

浴するわけでございますが、問題は預金したくとも貯金したくともできないといういわゆる低所得者、そういう者に対して、先ほどお話がありましたように、おそらく割増し金等の支給によつてそれをカバーしていきこうということだったのでしようが、これが削られたということですね。西ドイツの法案を大体参考にしてつくられたということであるわけですが、西ドイツにおいては事業主から財産形成給付といひますか、これによつて勤労者間の格差をなくしてきている、こういうことのもうでありますけれども、今回の法案で見ると、限りにおいてはその点の配慮が全くないではないか、こういうふうに感ずるわけでございますが、その点についてはどうでしょうか。

○岡部(實)政府委員 西ドイツの場合には当初この制度が導入されました一九六〇年のときにはやはり減税中心でやってまいつてきたようでございますが、最近の改正によりましていま御指摘のように、勤労者のいわゆる貯蓄に對して年間六百二十四マルクですか、それを限度といたしましてそれに對して割増し金を何割か付加金として出していき、こういう制度でございます。これはいま御指摘のように、いわば配分の公正というやうなことは考えられておるようでございます。そこで私どもも、実は減税措置によるのか割増し金という制度によるのか、この問題が一つ大きな課題としてあるわけでございます。ただ私どもの今回の段階におきましては、どうもいまの日本の現状におきまして、財産形成給付金とかあるいはそれに對する割増しというものが全般的にはまだないやうな感じがいたしました。そこでまあ減税の措置でやつていく。その場合に御指摘のやうにもうちょっと魅力あるものとして税額控除をぜひ実現したいと思つて努力したのでありますが、それ

もまあ結果的には少額利子の非課税というふうになつてしまひました。そういう意味では実はまだまだこの制度自身が御指摘のやうな未熟なものを含んでおります。ただこの減税措置が十分活用さ

れていった段階にいろいろな問題がまた出てまいりと思ひます。その実績を見ながら今後十分検討してまいりたい。まあ西ドイツにおきましても十年間に三回はいろいろの制度改正をやつてきておりますので、その実績を見ながらやつといふの制度になつたわけでございますので、私どももそういうことで、この制度をとにかく有効に活用されるやうな方途を考えながら、実績をならみ合せて、いろいろの御指摘の点については十分今後の課題として検討してまいりたい、こう思ひております。

○大橋(敏)委員 それでは、従来、勤労者の住宅分譲を積極的になつた中心的に果たしてきました勤住協ですね。これに對してこの制度運用においてどの程度の援助、いわゆる融資率とか、そういう点を行なうとなつてゐるのか、その点をお伺ひいたします。

○岡部(實)政府委員 いま御指摘の勤住協につきましても、この法案のいまの九条の一項二号のとらに、勤住協に對して「勤労者の持家として分譲する住宅の建設のための資金の貸付けを行なうこと」といふことで、事業主で先ほど御指摘のやうな、ある条件を満たす者、要するに財形貯蓄をやつてゐる者、さらに何らかの負担軽減措置を講じてゐる者、この二つの条件を満たした事業主と同等に、勤住協に對しては融資をしていくといふことで、勤住協自体——ほかの団体は一切認めないわけでございますが、勤住協が特別の法律に基づいて、もっぱら勤労者のための住宅の取得あるいはその土地の取得等を目的とする団体でございますので、これに對して事業主と同じこととて、むしろ個々の援助義務等はなくして融資を受けられるといふことにいたしました。ただ具体的なこれに對する融資条件をどうするかといふことにつきましても、まだ最終的にきめておりません。一般の事業主の場合とどう取り扱ひをするかといふのがその目的に合致するか、十分検討をしてまいりたいと思ひます。

○大橋(敏)委員 時間がございませぬので、次に移りますけれども、今度の法案の中身からいいますと勤労者の給与の一部が、いわゆる事業主との契約によつて天引きされる、それで財産形成貯蓄といふことになつていくわけでありまして、これも、事業主がおればそういうのはやらないといふやうなことが起こり得るかもしれませんけれども、そういうときはどうなりますか。勤労者のほうは今回の法案の成立を見て、ぜひともそうしてやりたい、こう申し出て事業主のほうは協力、努力規定はありますもの、これはあくまでも努力規定ですから、いや、わしのところはそれまでのことはやりたくないといふやうなことは起こり得るかもしれません、そういうときはどうなるのでしょうか。労働者自身、勤労者自身、直接預け入れようになつたものではないか。

○岡部(實)政府委員 この法律では、具体的には個々の勤労者が住宅貯蓄なりあるいは一般の貯蓄契約を金融機関とするわけでございます。そこで個々人の契約は一応結ばれる、その場合にその条件といたしましては事業主を通じて預貯金をするといふことになつておられますので、事業主を通じて直接個々人がばらばらにすることは、この法律は予想しておりません。と申しますのは、勤労者に限つた、いわゆる雇用労働者に限つたといふこととから、それからさらに、事業主はいろいろの形で協力をするといふことから、そういうことにしております。そこで、通常の場合には事業主を通じていくことにいたしますので、事業主との間で今度はいは定期的などのくらいの貯金をするかといふこと、それを勤労者にかつて払い込みの代行をしてもらふといふ契約をすることになると思ひます。その場合におかれはいたやだといふことを言つた場合に、その強制力を持たせることは法律的にはちょっとむずかしいと思ひます。ただ、いわゆる賃金から控除をいたしました勤労者にかつて払い込みをいたすわけでございますが、その場合には、基準法の二十四条によりまして労使間の協定という

したがいまして、労働組合がありませんれば労働組合と事業主との間の話し合い、ない場合には労働者の代表者との間の話し合いということになりませんので、事実上個々の労働者というよりも、労働者全体の総意が結集される場合には、おそらく事業主のほうもそれに対して十分協力をしていくものかと考えております。と申しますのは、事業主がそれと

によって、代行して払い込む等の若干繁瑣な手続があると思いますが、従業員の福祉をはかるといふことについても、事業主といたしましては当然ふだんからいろいろ考えておると思いますので、全体の意向によりまして、そういうことが実現されるものと思っておるわけでございます。

○大橋(敏)委員　それじゃ時間も来ましたので、最後に一言聞きますけれども、かりに財産形成貯蓄の契約を結んで実際に働いていた、たまたまその勤労者がよその職場に転勤をした。その転勤先がその会社の事業主が財産形成貯蓄の契約はまだ結んでいないというときには、これはどうなるのですか。

○岡部(實)政府委員　たまたまその制度を持たないところということでございますね、その場合はいきなりそこでやるわけにもまいらぬと思いますが、事業主に対して従来からの貯蓄いわゆる財形貯蓄をやっているという事実をもって、事業主に引き続きいま申しましたようなことで積極的にその道を開いてもらう、こういうことでやるしか、実は強制力をもって法的にやることはちょっとむずかしいと思いますが、そういうことでやります。

○藤縄政府委員　ただいま局長からお答えしたとおりでございますが、ただ前の事業主と行ないました契約に基づく貯蓄につきましては、その契約に基づいて預入された分の利子非課税というものは、そのまま支払期の利子については非課税になるということでございます。

○大橋(敏)委員 それではもう時間も来ましたので、私は、そういうこまかい問題ですけれども、

そういう点を十分配慮なきで監督指導をしただきたい。そうしないと、そういう財産形という問題からある一つの企業に足どめされるような気持ちを労働者が持った場合、これは非常悪影響だと思えますので、こういう点も十分配なされた上で今後この制度の進展を望みたいとい

じや、以上をもちまして私の質問を終わります。

○増岡委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

す。本会議散会後直ちに再開いたします。

午後零時五十四分休憩

午後二時三十三分開議

○伊東委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。島本虎三君。

○島本委員　大臣にお伺いいたしますが、勤労者財産形成促進法案ということで出されましたが、これは勤労者の財産の形成であつて、労働者ではないような表現なんです、労働者ではなくて勤労者のみの財産の形成という意味なのか、労働

と勤労者の相違を考へての名称なのか、この点よくわかりません。皆さんが扱っている法律そのものは労働法でありまして、勤労法ではないのに、これだけは勤労者という名前をつけた、この高なるゆえんをお聞かせ願ひたい。

○野原国務大臣 労働者は即勤労者であるといふ

ことだと私は考えております。この法案は勤労者の豊かな生活の実現のために、財産形成の施策を進めていこうという立場でございます。これ、労働者の財産形成促進法といっても差しつかえないと思いますが、あえて勤労者とはしました。は那邊の事由がよくわかりませんが、勤労者はなわち労働者である、労働者はまたもとより勤労者でなければならぬというふうに考えております。全く同じものではないかと考えます。

○島本委員 同じものであるのに、別々な名前

やつたほうがわかりやすい。しかしながら、そういうような点でまだ若干疑義があるはかに、大い
のいままでの御答弁によりますと、これを実施
ることによって将来は大いにこの事業は伸びこ
し、また歴史的なものになる。兩三年後にはか
りのものになるけれども、現在は魅力あるもの
は言いがたいんだ、こういうようなまことに

ばな答弁を得たわけでありませう。もしそうならば、勤労者と労働者の区別もはっきりしていき、また、していてもあえて勤労者ということを使おう、このように現状は不完全だけれども、将来性に期待してくれ、こういうような一つの希望

要件を付して提案してくる、こういうことにな

と、政治的な責任を将来に回避することになると、政治家らはどうしますか。法律を出した以上、これによって規制を受けるのは国民ですから、国国民の前に立つばなものをし出して初めて大臣としてこれに対する責任と姿勢がrippであるというといえるのではないかと思います。将来に期待する、現在は未熟なものである、これを自認して出してよこすというような姿勢は私はとるべきではない、こういうふうに思うのです。

それで、こういうような提案をせざるを得なかったのはあなた自身の責任か、それとも総理命令したのか、それとも他の省の重圧によるものであるのか、これを少しはっきりしてもらいたい。

○野原国務大臣　私が前に、この法案が、当初

えておつたものから見れば、必ずしも満足すべき

ものでなかったと申し上げました。これは正
なところ、勤労者財産形成促進法ということ
とめたわけでございますが、ここまでくる過程
おきまして、やはり勤労者財産形成のための強
な一つの事業団をつくろうと考えまして、実は
小企業退職金共済事業団なども発展的に改組を
まして、この際勤労者の財産形成促進の事業団
しようと考えたり、あるいはまた、勤労者が願望
しております住宅の問題につきましては、まず土地

用意されなければならぬ。土地についてはこの

きるだけ安い土地を条件のいいところを確保しておきたいということもありまして、かなり大きなものを要求しておったわけでございますが、そういう点もいろいろな点でむずかしくなりました、資金は一応確保しましたけれども、非常に不満足であつたわけでございます。その他勤労者のために、貯蓄をするならば貯蓄控除をしていったら

いじやないか、これもすいぶんと要求したわけ
でございますが、結局は利子減税という問題にな
りました。いろいろな点で不満足ではあったわけ
でございますが、よく考えてみますと、西ドイツ
あたりでも、十年前にこの法律ができて、今日ま

で幾たびか手を加え、改正を見まして今日のよ

な状態になったということから見しても、これまで勤労者の財産形成という政策をとにかく推し進めていく、それには多少不満足ではあっても、この際ともかくスタートするのが必要じゃないだろうかというふうに考えます。将来の大きな勤労者の財産形成は、政策がおそらく勤労者の皆さまの深い御理解と共鳴を得まして必ず拡大強化するに違いない。その段階においては、当然これは勤労者のための大きな政策として政府ももっとこ

に対して理解のある態度を示し、財政を思い切
てきいても、その政策の実現に理解を持ってい
ただける可能性もあるんじゃないか、とにかくこ
はスタートをすべきではなからうかというふう
に考えまして、まあ折衝の段階において幾たびか

常に難航しましたが、まあここはしんぼうどここ

これは、そういう二、三の点を除きますと、非常内容的には、御検討をいただければいただけるほどなるほどなかなかよくできておるわいと御理解ただけると思ふのであります。ただ肝心なところで二、三食い足りないところもございますが、その点はこれからの楽しみでありますから、むしろ

れは今後に期待して、大きく伸ばしていただきたい。

というふうに考えておるわけでございます。

○島本委員 まことに明確な名答弁をちょうだいいたしまして、私も光榮に思いますが、まずそういうことならば、私も少し——二、三点だけいいますが、二、三点にとどまらない事実を示さなければならぬわけであります。大臣としては、本法案のねらいをどこに置いて御提案になったのか、なぜこの段階でこの法案を提出になったのか、いろいろ法案に対しての諸外国を参考として御意見も若干あったようでありますが、どこの国の意見を参考にしているという案を出したのか、その辺のねらい、それからいまの段階でこの法律を出したという理由は何なんだ、この辺についてまず大臣の御高見を拝聴します。

○野原国務大臣 私が一言より、実はこの問題を専心検討してきた労働者の担当官がおりますので、私が説明するよりもそのほうがむしろふさわしいんじゃないかと思ひます。

ただ、私が一応申しますと、これはやはりここ数年来賃金はだんだんのぼつてまいりました。同時に、消費水準もかなり高まってまいりました。そうして勤労者、労働者の願望は、何とかひとつ住宅を持ちたいものだ、非常にその願望が強いと思ひます。そういった願望を実現させるためにはどうしたらいいか、やはりこれは貯蓄でございませう。と同時に、その貯蓄に対しては国が大きく援助するという必要もございませう。そういったことが一連のものとなって勤労者の財産形成が促進されるならば、これは将来、住宅のみならずいろいろな面で非常に裨益するところ大ではないか。とにかく、諸外国に比べまして、勤労者の貯蓄意欲というものは必ずしも低くございませぬ。非常に勤労者の諸君が貯蓄をしたいという気持ちも強いわけでございませう。その貯蓄をしたい、せめていまのうちに何とか貯蓄をふやしたいという願望に對して、もっともつと国がこれに対する援助をするということがあつてしかるべきでございませう。そういった面におきまして、今日までしたる勤労者に対する貯蓄面の援助対策といひます

か、理解ある協力はなされていらないという面をここで実現をしたい。同時に、それが各金融機関等によつて相当の貯蓄を得た場合には、その貯蓄の相当部分を勤労者の住宅の建設なりそういったものに活用する。当然これは活用しなければならぬわけでありますが、その際においては、これはやはり相当長期の資金でなければならぬ。同時にまた、できるだけ低利でなければならぬ。そうなりますと、それに対する利子補給の必要も出てまいります。そういった利子補給の方途も講ずる必要があるという点で、将来をうたったものに對しては思い切つた利子補給の道も講じていきたい。いま直ちに、実はまだ貯蓄はできていないわけではございませぬので、住宅資金としてすぐに利用できる段階ではございませぬが、これはやがて見る見らうちに大きな財源となつて利用されることは必ずございませう。そうなれば、いまのうちにその利子補給の財源なども相当のものを確保する必要もあるということで、実は財政資金や事業団等から相当の財源を確保しようという努力をしたわけではございませぬが、まあ初年度であるからというのでわずかに六億円ほどの投資にとどまつたのであります。そういったものも、いまはすぐに使うわけじゃないのでございませぬが、この運用益によつて生み出される資金というものが利子補給の財源にもなるわけでございませぬ。これも実はこの貯蓄が増大するに伴つてかなり大きな投資がなされて、それから生まれる運用益と申しますか、利子補給の財源も相当増大を来たす可能性も出てくるわけでございませぬ。そういった面から、やはりこの際はひとつスタートだけはせめて切りたいというふうに考えまして、多少御不満な点もあらうかと思ひますけれども、あらゆる点を考えまして、勤労者の財産形成はこの際ひとつぜひとも実施をしたい。それが多数の勤労者の皆さん方の願望にこたえるゆゑではないかというふうに考えましてやつたわけではございませぬ。まだまだ十分御質問に答えていないかもしれませぬが、その辺は局長なりあるいは担当の部長からお答えをいたさせます。

○岡部(實)政府委員 ただいま大臣のお答えのとおりでございまして、最近の勤労者の賃金は相当上昇してきています。もちろん国際比較におきましてはいろいろな比較もできますが、ともかく相当な水準にきております。それに反しまして、いわゆる資産という面で見ますと、諸外国の労働者の資産形成という面から見ますと相当劣つておる状態。たとえば賃金においてはアメリカの四分の一でございませぬが、資産等の状況においては六分の一以下であるというふうなこともございませぬ。そこで、労働者の生活を今後さらに豊かなものにしていくというためには、賃金の上昇ももちろんのことではございませぬが、それと同時に、資産を形成していくということに對しても、十分政策的にいろいろ配慮をしていく段階に來ている。たとえば、西ドイツ等でこれと似たような財産形成の制度を設けておりますが、これがちょうど十年前に発足をいたしました。そのときの西独の労働者の賃金水準と比べて、まさに日本の労働者の賃金水準は当時の水準とほぼ同じであるいは若干それよりも高くなつておるといふような状況でもあり、そういった段階において、資産の形成について本腰で取り組んでいくことが、将来の勤労者の豊かな生活を実現していく一つの大きな展開になるであろうということから、西ドイツの例を参考にいたしながら、日本の実情に合うような形で今回財産形成制度を促進するというにいたしましたわけではございませぬ。

○島本委員 なるほど理屈は進んでいるようです。しかし、やはり賃金水準も、十年前の西独が財産形成法を制定したときの水準にはば達した、こういうような理由のようでありませぬが、賃金水準がそのレベルに達した、こういうふうには言つて、単純に同じ政策を実施してもよろしいという理屈は、これは大臣はじめおかしいのではないかと。そういったのは、簡単な考え方、単純論的な考え方ならそれでいいかもしれない。しかし、やはりその背景というものがなければならぬ、その背景というものはつきりしてないのだと想ひます。うのであります。したがつて、勤労者の財産形成政策を実施する基盤が、日本と西ドイツでは同じである——賃金は同じになったけれどもそれと同じであるというふうに見ているかどうか。これは私は重大なことで、その認識の違いがあつてはだめだ。それと同時に、社会保障一つ見ても、西ドイツのはもうすでに数等進んでおるといふこの実態、この中で西ドイツと同じような賃金になつたらやめてもいいのだ、これでは少し簡単過ぎる。それだけでなく、十分な社会保障の基盤があつて、それで賃金もそれ相応に達して、その上に立つて今度は個々の労働者の財産のいづれ形成をはかる、こういうふうな考えだと、双方対峙してわかる。しかしながら、社会保障の貧弱な状態、その状態、そして労働者の財産形成をその時点で奨励する、こういうことになつていま現在では、やはり国の責任を個人の責任にそのまま転嫁するということになつてしまふ実態じゃないか。それと同時に、この実態は認めたい、こういふことも差しつかえないのじゃないだろうか。ことに一番悪いのは、住宅を欲しているからやるのだ、社会保障が全部いってないから今度は貯蓄させるのだ、これでは、その責任の肩がわりを、政策として実施しないで、労働者に押しつけるということになつてしまふではないか。この背景とその基盤というものをどういうふうに考えてやるのか。そうでなければ、いたずらに労働者を苛め苛めする状態にしておいて、これがわが優秀なる政策である、こう誇るのと同じようなことになつてしまふのではないか。大臣、これは大臣として少し考えなければならぬところじゃないかと思ひます。いまの点についての御高見を賜りたい。

○野原国務大臣 これはちょっと問題だと思ひますが、やはり社会保障の充実というものはあくまでも必要でございませぬ。わが国の場合には、社会保障の歴史も浅うございまして、その整備に今後多大の努力を傾けたいと思ひます。しかし、法案はいささかも社会保障という問題の要素

を否定するわけではございません。しかしながら、勤労者の生活のすべてを社会保障に依存するということが不可能でございます。人はそれぞれの努力によってみずからの生活の改善向上をはかるべきこともまた当然でございます。勤労者の意識としてもそのように考えているのは事実でございます。

この法案は、勤労者の自主的努力による財産形成と、社会保障の充実、両々相まって勤労者の豊かな生活を実現しようということでございまして、わが国の経済の発展は、勤労者の全面的な御努力、御協力によってのみ初めて可能でございます。より豊かな社会保障制度をつくっていくこともまたわれわれの任務でなければならぬと思うのであります。それにも増してこの際、やはり勤労者もそれぞれ自分の願望に対して、その実現のために、乏しい中からもある程度の貯蓄をしようという人が多いのであります。その貯蓄をした、より多くやろうという人に対して、できるだけそれを援助するということもまた必要でございます。いわば今回の財産形成政策は、そうした勤労者のみずから築こうとする努力に対して、国が大きな援助の手を差し伸べようという政策でございます。まあ不十分だという御指摘があれば、あるいはその点はどうも十分ではないということになるかもしれませんが、とにかく勤労者みずからがそうした御努力をなさる、それに対して国ができるだけの援助をしていこうというところに重点が置かれておる。これはまた将来ますます援助の手を差し伸べていく必要もあらうかと存じます。そういう意味で、西ドイツ等におきましての財産形成政策がたどってきた道を考えますと、今日まで実は再三回にわたって改正案が持たれて今日のような状態になったと承っておりますが、とりあえずこうした形でスタートはするが、やがてこれは将来必ず勤労者の方々に大いに喜んでもらえる政策である、間違いないというふうに確信をいたしまして、もっと国の援助体制というものを強力に進めていこうという努力をいたしたいと考えております。

ております。

○島本委員 西ドイツ等大いに参考にしたいというなら、大臣、これをつくる前に、いわゆるその基盤と背景というものも十分踏まえて、それを参考にしつてやらなければならぬ。ただ勤労者のそういう意欲があるからうからそれをやってやる、むしろそういう意欲というのは、勤労者をだしにして、財界や皆さん方のほうにあるのじゃないか、こういうふうにいわざるを得ないような状態さえも理解できる。あえて言う、西ドイツの例を皆さんのほうに盛んにおしやる。確かに西ドイツの例をとったのは賢明だと思う。しかし、その背景になつてゐるものと、いまの日本が出してきたこの背景を同じに考えるのはあまりにも単純過ぎる。そもそも西ドイツのことを考える場合には、その背景として、大臣、あなたは一番よくわかつてゐるはずだけれども、東ドイツとの対立の関係がいつでも西ドイツにあるのです。資本主義国であつて、東西に引き裂かれてゐる国である。それで、その体制自身、もうすべてその存在理由をかけた優劣の争いになつてゐるということですよ。したがつて、フランスやイタリアのような、こういう対立があればすぐ国の体制の危機になるというふうな状態のもとに、そういう背景のもとにいろいろなされてゐるから、やることすべてもう生き生きしておるし、そういう背景と基盤があるから一つもむだなくやられてゐる。もう少し具体的に言うと、そういう改革問題がない場合には革命が起きるといふ一つの緊迫した状態で行なわれてゐるのです。ですから、労働者に対する政策、こういうことであつても、やはり形式的には資本、企業に参加をさせるけれども、内容そのものは再配分政策を強める必要というものも十分認識して、労働者を満足させてこれをやつてゐるのです。どうもほかの国に例のないような共同決定制度さえ設けてゐるのです。それと、高水準の社会保障制度が現存してゐる中で行なつてゐるのです。それと同時に、財産形成政策をその上で展開してゐるのです。したがつて、もうそ

ういふ背景と基盤があるから、やることだつてはつきりしてゐるじゃありませんか。まず第一に、西ドイツの財産形成制度を参考にするならば、なぜこの四つの点にわたつて明らかにこれを参考にしつて出さなかつたのか。これははつきり皆さんに言わなければならぬと思ふのです。その一つは、住宅建設の割増金法というふうな、これは一九五二年にできてやつておりましたが、国が二五%から三五%の割増金を年額四百マルクまでを支払う。それと同時に、住宅建設費の四七%を十年の間所得控除してゐる。次に、貯蓄の割増金法というふうな法律をはつきりつづつて、五年間につたつて二〇%、年四%で、連邦政府がこれを支払つておる。それから今度はドイツの公有の株式の公開、これも一九五四年、これはプロイセン鉱山ですか、この鉄鉱会社三百万マルク、こういうふうなものに対してはつきり行なつてゐるわけですよ。一九六一年、これにも一つ、フォルクスワーゲンですか、これに三億六千万マルク、これだけ行なつてゐるわけですね。一九六五年、これにも連邦の鉱山会社、これに対してすべて公有株式を公開して労働者に福利を与へてゐる。こういうことを具体的にやつてゐる。それと同時に、四番目には財産形成法というふうな法律を一九六一年に出してやつてゐる。こういうふうにはつきり貫いた法律を出して、これによつてはつきりした基盤をつくつた上でこういうものを実施させてやつてゐる。背景ははじめである。こんなところに初めて効果が生まれてくるのです。日本では、この背景と基盤が一体どういふような中にこれをつくつたか。これはもし間違えたらんでもないほうに利益をもたらすことになるのです。重大だと思ふから、あえて大臣、これを聞きたい。

○岡部(實)政府委員 御指摘のように、西ドイツにおきましては、基本的に労働関係が、ただいま仰せのように、たとえば共同決定法等の法律によりまして労使協力というふうな基盤があることは、法律上法制としてそういうものがあることは御指摘のとおりでございます。そういう意味で日本のいまの実情と西ドイツの状況とが違ひがあるということを否定するものではございません。ただ、西ドイツにおきまして、ただいま御指摘のように関係の法律といたしましては、貯蓄割増金法、それから住宅建設割増金法、これで一般の貯蓄並びに住宅建設については、御指摘のように年額一定の割合の貯蓄をやる場合にそれに割増し金を出す。そのほかに、勤労者に対しては勤労者財産形成促進法によつてさらにその上に割増し金をつける、こういうことでこの仕組みができておるわけでございます。

わが国の場合におきましては、勤労者、あるいは一般に庶民と申しますか、が住宅で非常に困つてゐるという意味で、公共機関によりまして住宅建設等も、結果的にはまだなかなかそこまで十分とは申せませんが、各種の融資制度あるいは公営住宅あるいは賃貸制度等、いろいろやつてきておるわけでございます。その上に立ちまして、あるいはそれとあわせて、個人があるいは勤労者個人の人、どうしても自分で持ち家を持ちたいという人の自主的努力が現になされておりました。そういう努力につきまして、今後さらに貯蓄余力等も考へてまいりますが、あるいは家計の黒字率等も考へてまいりますが、さらに今日以上に貯蓄余力もあるいは黒字率も増してまいるといふことも考へられるわけですよ。したがつて、そういう状況のもとにおいて西ドイツが勤労者に対して、一般の貯蓄あるいは住宅建設に対する割増し以上に割増しをつけてゐる制度があること、わが国においても、現段階におきまして、一般の住宅建設のほかに、さらに勤労者の自主的努力に対しまする援助制度を組み入れていくということ、両々相まって勤労者の資産の形成ということ考へていくことがよろしかろう。もちろん、御指摘のように社会保障の水準等は、これはいろいろ分析のしかたもあらうかと思ひますが、西ドイツに比べて相当劣つてゐるということも事実でございますが、それらの充実と相まちまして、大臣のおことばにございまして、そういうものも

当然今後充実してまいる。それと相ともども、現段階において、ただいま申しましたような勤労者の財産形成の努力に対する援助、こういう制度を確立していくことも非常に意義があることと考えた次第でございます。

○島本委員　そういうような考えで勤労者の資産を形成して、今日以上に黒字の率が増してきているから、その状況のもとに今後成功するであろう、こういうような予想も当然立つわけですが、西ドイツのそれを参考にしたいというならば、形式を参考に、背景と基盤は何ら考えておらないというような一つの欠点がある。じゃ、日本的な皆さんの考え方——大臣も、今後必ず花が咲くだろう、今後に期待してくれ、両三年後はまさに有望だということをおっしゃっている。そういうことを考えれば、なおさらいまこれがこつ然として問題になってきている、このことに對しての考察も十分しておかないと、将来の運営に事欠くことがあってはとんでもない、こう思うわけだ。

それで、これは大臣も知っておられると思うのです、あなたのことばですから。五月二十六日に、勤労者財産づくり懇談会の席上で大臣がいさつされておられるのです。私もこれで見えておつたわけだ。それは、勤労者の所得は目ざましい経済発展のもとで大幅に上昇しつつあるが、住宅その他の財産などのストックの面における立ちおくれは著しい。欧米諸国に比べると、その差は毎年の賃金収入における差よりも大きいものと考えられる。しかしながら、勤労者の生活が真の意味での安定と豊かさを確保し得るためには、立ちおくれのはなはだしいストックの面における充実、二、三の関心と努力が振り向けられるべきであり、勤労者みずからの努力によって住宅や長期の預貯金、有価証券などの財産を保有し、それによって生活の長期安定をはかるという積極的な機運を助長することが必要である。これが大臣の見解ですから、それは大臣の決意であらうと思うの

です。それだけはいま何回も承りました。しかし、これともう一つ、六月八日に、日本経済新聞で、同懇談会の中山伊知郎氏が、インフレ対策という点が一番の重点を置くべきではないか、物価対策の一つの拠点という意味を持たせていくのは必要だと思つておられる。こういうふうにして、財産形成政策の一つの日本の発想を明らかにしているわけだ。大臣が考えているように、今後だんだん黒字になってくるし、労働者のために自発的にこれはやらせなければならぬのだ。確かにそうでしょう。それと同時に、インフレ対策、物価対策という面からこれは必要なん

だ。西ドイツと違って、背景と基盤はまだ十分ではない上に、こういうような一つのペールをかぶされて、そういうような目的のもとにこれが運用される、こういうことになるとするならば、いまのうちに大臣相当はつきりしておかないと、これをつくって大臣が花を咲かせようと思つたけれども、逆にしぼんでしまふおそれさえないわけではない、こういうことを私はおそれるわけだ。したがって、無性格なフローやストック、こういうものではないのです。この背景がはつきりしている、こういうことでもっと考えないといけないと思うのです。大臣も閣僚の一人ですから、高度経済成長というものに対してはあなたも責任の一端をになつておられる一人なんです。そうなるものと、こういうふうな、蓄積すればするほど物価の点、税金の点、公害の点、住宅の点、社会保障の不備の点、明らかになつてきたわけだ。いまそういうふうになつてきて、GNP世界第二位の地位に日本があるといふながらも、いま言つたような物価、税金、公害、住宅、社会保障の点ではがっくり下がっているわけだ。そういうような点はどうしても解決を求めなければならぬ。もちろん春闘でも労働者の要求はこれでしよう。そうならば、これはもう政府自身の力で、その負担でこれをやらなければならぬ、また、やらせなければならぬ、という考えと、労働者の負担と大衆の負担でこの矛盾を乗り越え切れない、二つの考えが当

然出てくるじゃありませんか。西ドイツのほうをちやうだいした、こう言いながらも、高福祉高負担という名前で行なわれている政策は、これは政府が当然やるべき仕事を労働者に肩がわりして、そしてもう安価な労働政策を行なうという意図がありありとされているじゃありませんか。そうであるならば、これはちよつと困りやせぬかという事です。なるほど、これはもう国際化の時代であつて、経済もそういうふうになつたと言ふ。

大臣もそう言つておられるのだから、そうでしょう。海外援助も本年から積極的に行なうとする。また、聖域といわれるあの四次防、これにも五兆円をこえるような大型の出資が必要だと言ふ。そうしてみると、今後の財政需要はやはりメジロ押しになつてくるということをはつきりしている。そのときに、各金融機関をはじめとして、すべてその方面に集中させて、労働者をもそれに協力させて、いま政府が当然やらなければならぬ社会保障の一端である貯蓄、それと同時に、政府がやらなければならぬ住宅、こういうようなものを労働者の負担でやらせて、安価な労働政策をここに実施しようとする魂胆でないということを表明してください。

〔伊東委員長代理退席、委員長着席〕

○野原国務大臣　これはやはり、先ほど御質問の点で、たとえばインフレの対策であるとか、物価安定の対策ではないか、確かにそれは結果としてやはりインフレの防止にも役立つ結果となると思ひます。また、物価安定にも役立つことを期待しております。しかし、これはあくまでも勤労者の財産形成政策というもののから出発しておるものであつて、そうした所得政策や物価政策というものは、結果としてそういうことを考え得るのでありまして、それはむしろ好ましいわけでありまして、あらえて反対はしないわけでございます。

ただ、何としても日本は、戦後いろいろな建設を進めてきたが、まだ社会資本の充実等も必ずしも十分でない。まだまだやらなければならぬ問題がたくさんあるということで、それに対して

は政府が、今後も財政の事情の許す限り、社会資本の充実をはかり、公共投資もやるであらう。また、やつてもらわなければならぬ。また、公害対策も本気になつてやるといふわけでございますが、しかし、労働者は、所得が上がつてくるのでありますから、その上がった所得を、うっかりするといふふうな消費に充当することになつてしまひます。消費だけに充当しますと、これはやはり物価の上昇要因にもなりかねないというふう

に考えますと、やはり労働者は、ほとんどの勤労者がみんなある程度貯蓄しよう——貯蓄心はなかなか旺盛でございますから、貯蓄をしたいという願望、やがてそれは自分の家を持ちたい、あるいは、できれば将来株だつて持ちたいのだ、ということをおっしゃるわけでございますから、そういう面を勤労者の財産が豊かになる、生活が安定するといふことは好ましいわけでございます。そうした貯蓄をするという行為に對しまして、国ができるだけの配慮を加えていくことは当然であります。むしろいままでやらなかつたのがおかしいのであります。むしろ、そういう点で……〔島本委員「いままで社会保障がおくれているのがおかしいんだ」と呼ぶ〕社会保障はもうありませんが、貯蓄に對しても端的にまだまだ必ずしも十分ではないと思ひます。もちろんそれに対しては、もつと国が援助対策を講ずる必要があるといふことで、勤労者のためにこれがほんとうに喜んでもらえる政策として理解がいただけるのではないかと、いふふうに考えております。もちろんわれわれは、社会保障や公共投資等も大いにやつてもらわなければならぬ。より豊かな、よりりっぱな職場として建設されることを強く望んでおりますが、その中に勤労者は、こういう自分の財産を形成するといふ政策を通じて、やはり国全体の発展に大きく役立つという存在でありたいものだ。その政策の実現は、まず労働者の財産形成という政策が端的に勤労者の気持ちを代表して、将来の日本の建設に当たり得る大きな力を養うという、これが一つの政策ではなからうかと考えておりま

す。

○島本委員 こまかい内容については先般いろいろ行なわれましたから、それを補足する重大な基本的な問題をいま聞いていたわけですが、大臣は考え方がよ過ぎると思ふ。よ過ぎるというのは、その場その場でよ過ぎると思ふ。あなたは閣僚の一人として、日本国じゅうの労働者のことを考えるならば、もっとそのために労働者の持ち家を、労働者の負担をなく国の責任においてやるようにね考えてやらぬのだ。社会保障を、考えるであらうなんて言わないで、考えるべきだし、このことはやるべきであって、青写真をちゃんと示すほど閣僚の一人としてあなたはそういうふうにはやらなければならぬのに、将来大いにやるだろうなんていう、これは願望の意味を込めた話を発するなんていうようなことは、どうも私は、一回一回、その場その場で、大臣としてよ過ぎると思ふ。みんないいというものは何にもやらないことと同じなんだから、そういうようなことは、私は、いいいいというものはけなしておることになるから、あなたはそういう感じを受け取ってもらいたい。そのようになしようにあるということをお願いしたい。

それだけじゃない。いまあなたの言っているのを聞いてみると、何か大臣のほうでは、ことばはいいけれども、まあいわば労働者というか、労働者といいますが、これには労働者ということばを使っているから労働者で言う、その要求に対しては可能最大限鈍感ですね。うんうんということばは認めることで、それは、あなたのほうは可能最大限鈍感です。それと同時に、独占や財界の要請に対しては敏感過ぎるほど過敏ですよ。ですからちょっと財政要請、また資本需要、こういうようなのがあればすぐこの財産形成という名においてばあつと出してくる。これはほとんど財界や資本の要請じゃありませんか。その中に乗ってこさせられたそれが、勤労者財産形成ということばなんです。その内容は、貯蓄と持ち家なんです。こういうようなことになってしまふじゃありませんか。

んか。そういうようなことからすると、ほんとうに西欧諸国をあなたが、皆さんが参考にした、こういうのであれば、もったなぞその国の基礎と背景のことを言わぬのですか。その内容をもう少し勉強して、それに近づけるように完全なものにして出さぬのですか。不完全だから、今度小さく産むから大きく育ててくれ、こういうようなのは無責任ですよ。もしそれを見習うんだら、ほんとうにいまの西欧の再生産や労働力の供給、能力の向上や保全、こういうようなものとあわせて、もう社会負担というものは国も資本も伝統的に高い水準でこれを行なってきた。こういうようなのに、日本のほうではまさに質量ともに貧困、最低賃金と口で言っても、全国一律のものさえないじゃないですか。それでいて、社会保障はこれからと言うじゃありませんか。雇用の安定をはかる、こんなことを言ったって、まだまだ出ず法律の内容は、労働力の流通を考えたも雇用の安定を考えたもないじゃありませんか。それで今度はいま、いろいろ客観的に資金源が必要になつてきたといえ、これをもちに直ちに発行券、車、こういうようなことになつてくる。あくまでも敏感過ぎるんじゃないか、こう私は思うわけがあります。おそろしくいふ言つたことは文句ないでしょう。これはひとつ局長、あなたの考えを……

○岡部(貴)政府委員 労働省としても労働者のための端的な政策をとれというお話でございます。実は、この制度につきましても、この制度がどういふふうな運用されてまいりますか、それは将来の問題に属しますので、いま的確に申すわけにはまいりませんが、たとえばもしこの財産形成の制度、これは現在勤労者が皆々としてやっております財産形成あるいは貯蓄等が、この制度に乗りまして何千億円かの積み立てができるというところになりました場合に、それが今回の法律の制度といつたしましては、その何割かは勤労者の持ち家、住宅の資金に還流することは間違いないところでございます。従来一般金融機関に預けられております一般の庶民の預貯金等は相当な額にの

ぼつておりますが、そのうちで、たとえば住宅をとりまして、住宅ローンに向けられておりますのはわずか一割にすぎないわけでございます。それだけで比較するのでもうかと思ひますが、もしそういう点から見ても、この制度が十分運用されまして、その資金が勤労者の、たとえば持ち家の建設のために還流されますならば、それだけで相当の成果があるものと考えておるわけでございます。

ただ、後半に御指摘になりましたいろいろな問題につきましては、ただこれだけでいいのだというのを、安易な態度をとるわけではございせんが、私もこの面につきましても、少なくともそういうような効果を十分發揮し得る、また今後この制度の運用につきましても、労働者の代表もまじえました財産形成審議会で、十分今後のあり方あるいは今後の進め方、発展のしかたについて御意見を聞きながら、これを真に勤労者のための制度として実のあるものに拡充をしてまいりたい、こういうふうな考えでおります。

○島本委員 よくわかりました。どこかのお経を聞いているような、聞いている間は何かありがたけれど、内容はさっぱり、こういうような感じがして、私自身勉強かもしれぬが、どうもあなたの方、今後どのようにして実施していかれるのか、ちょっと理解に苦しむ。むしろ住宅のことです。大臣もその点盛んに言いますから、この点ひとつ私も聞いてみたいと思ひます。

が、勤労者住宅協会ですか、労働協、こういうようなものを設置するようでありますが、いままで住宅不足は相当なものだろと思うのです。三百六十万戸だといふけれども、おそろしく四百万戸から実際は一千万戸ほど不足なのじゃないか。その絶対不足なのはとりわけ中低所得者、この点について絶対不足を示しているわけですが、そういうような人たちに對して、ではどういう意味を今度の住宅対策で持つのだ。その零細というか、低所得者、中所得者、こういうような人の住宅対策について、潤いのあるりっぱな成果があげられるなら

ばいいのです。地価の上昇は年二割から四割、十年間に十二倍ほどになっているでしょう。それに建築資材の上昇、これだつたらますます、次の日になつたらもう前の日の値段なんかバアになつてしまふ、こういうような情勢でしよう。そうすると、長期据え置き貯蓄の減税措置を若干しても、これがはたしてどの程度持ち家政策の促進になるか、これはやはり疑問じゃありませんか。その疑問だといふのもっとも突っぱしいのですけれども、百万円に對して利息の税金を免除してやる、そんなことやってもやらぬでも——もうやっているじゃありませんか。マル優措置というやうなものを銀行で、ことに、一人の人がやつたならば、税金からぬように、名前を変えろのか何か知りませんけれども、一口か二口、三口くらいに分けてでも、三百万円くらいまでは無税になるやうな方法さえ講じて指導しておられるじゃありませんか。いまやうやく百万円まで無税にします、どこの国の政策です。ドイツのほうを見習いなさい。せつかくそれを参考にあなたたちが見習つたというならば、百万円までなんというの、もうすでにマル優措置でもって銀行はみなやっているのですよ。それがまた四月からですか、百五十万円になるそうじゃありませんか。そういうふうにしてみると、これが低所得者層の持ち家政策の促進にどうしてなるんだ。この点私としては指摘せざるを得ません。一年間にこの住宅の建設戸数はどれほどの見込みですか。

○藤澤政府委員 住宅の問題、特に勤労者の住宅難が非常に深刻な状態にござりますことは先生御指摘のとおりでございます。これに對して政府はあらゆる面を対策を立てるべきでございます。ただいま問題になっております勤労者財産形成促進法もその一翼をになうわけでございすけれども、しかし、これをもち勤労者の住宅問題をすべて解決できるというほど、私もほんたうなことを考えているわけじゃございせん、勤労者の住宅問題の解決のためには、何よりもやはり大量の公共住宅の建設が大切だといふふうに考

えておりまして、現に今度建設省を中心に行ないます新しい住宅建設五カ年計画におきましても、大量の公共住宅の建設ということが進められるわけでございます。

ただ、この制度は、先ほど局長からも御説明申し上げましたように、一般にすでに勤労者の方々は九・七％の方が貯蓄をしていらつしやいます。いま先生が御指摘のように、各銀行ではマル優制度もありまして、その貯蓄が一般金融機関にたまっているわけでございますが、わずか一％しか住宅ローンに還元されていないというのが現状でございます。そこで、いま御提案申し上げてい

るような仕組みを設けまして、これからの勤労者の貯蓄については、相当まとまったものを持ち家投資に投じ得る仕組みをつくるという事は、現状に比べて非常にベターなのではないかと、現に思っております。マル優制度がございまして、現に各銀行等においてすでにマル優制度がございまして、けれども、今度のこの措置はそれの別ワクとして――一般国民に対しては百万円、御指摘のとおり来年一月一日から百万五十万円のマル優制度が認められま

すけれども、勤労者に限りまして、その別ワクとしてさらに百万円に対して利子の非課税を實施しようというものでございまして、先ほど来まだ不十分だという御指摘がございまして、これを進めることによって、現状よりはずっと前進できるものではないかというふうに考えておるわけでございます。

○島本委員 それを聞いたんじゃない。何戸くらい建てるかというのを聞いてるのに、あなたも大臣になったつもりでいい答弁している。

○藤原政府委員 申し落としまして失礼いたしました。

先般川俣委員からも御指摘がありまして、この制度による見直し、特にいま先生から住宅建設の見直しをお尋ねでございますが、何せ初めてのケースでございますので、正直に申しまして将来の見直しを立てることはきわめて困難でございます。ただ、先般もお答えいたしましたとおり、一

つの前提を立てて試算をいたしてみます。つまり毎年五十万人ずつこのところ当分入っていくというところで、当面一人当たり年間平均六万三千円程度のこの貯蓄をするということにいたしました。そして財形貯蓄総額の残高の三分の一を期間十年の元利均等償還で借り入れるとします。

○島本委員 毎年五十万戸だね。

○藤原政府委員 いえ、そうじゃございませんで、そういうことで住宅融資をやりますその場合に、初年度は、ごくわずかでございますから、千五百戸でございますが、五年間には累計二万五千戸までには達する。むしろ、それ以降この貯蓄高が非常に大きくなりますれば建築戸数も累増してまいる、そういうことにならうかと思ひます。

○島本委員 まことに微々たるものです。こんなことならやつたつて効果ないじゃありませんか。これは低所得者に対してですか。これもやはり高所得者に対してですか。その辺の大体の区分を言ってみてください。

○藤原政府委員 ただいま申し上げました数字は勤労者全体に対してでございます。

○島本委員 必要なのは、低所得者、それから中所得者、それ以下が必要なんです。全体だと言うが、全体でもこればかり、二階から目葉を落とす程度でしょう、こんなものは。東京労働でも年間五千戸を建てていきます。全国の労働では二万戸建てていくそうです。ようやくあなたのほうで、一回千五百戸、本年そうなるのですか。本年は五十戸ですか。どうもこんなような数字では、万とつづのか、ただの戸なのか、ちよつとわからぬ。これはあとから答弁のとき言ってください。時間がないから。それよりも低所得のほうを考えているのか考えていないのか。それもひとつ事務的のほうを考へて持ち家政策を実施しますか。

○野原国務大臣 できるだけ低所得者に対する対策を講じたいと考えます。

○島本委員 よくわかりました。そうしてもらいます。

そうすると、この勤労者の持ち家建設については日本勤労者住宅協会がこれに当たる。そうすると、国家公務員、地方公務員または公共企業体の職員に対しては、持ち家として分譲する住宅の建設及び業務は、それぞれの共済組合が法の定めに従つてこれを行なう、こういうふうになるわけですね。船員に関するものについては、運輸大臣は特例を設けてやるということになるのです。低所得者に対してこれをやるというならば、身分は特別職の非常勤の地方公務員である失対従事者に対しての対策は考へておられますか。あれはいま一番低所得者じゃありませんか。あれだつて身分は特別職の非常勤の地方公務員です。これはどっちのほうの分類でやるのですか。日本勤労者住宅協会のほうですか、共済組合のほうですか。

○岡部(實)政府委員 法律のたまえから申しますと、いまの失対の労働者の方は特別職の地方公務員ということでございまして、共済の適用がございせんので、一般の制度の対象として実施していく、こういうことになりま。

○島本委員 特別職であろうと非常勤であろうと地方公務員です。分類してというのは、いままでの説明があつて、公務員の場合は三つに分類して共済組合だとはつきりあつたからあえて聞いたのです。ではその点は不明ですね。公務員であっても、日本勤労者住宅協会のほうでこれをやらせる、こういうふうになつて、低所得政策は手厚く行なう、こういうふうなことになるのです。その実施の方法についても少し知らせていただきたい。

○岡部(實)政府委員 ただいま御指摘の日雇いに従事しておられる方は、いま申しましたように一般の制度の対象になる。それでこの制度は、これによつて自主的に貯蓄をされ、また住宅積み立てをやられるということが前提でございますので、そういう方につきまして、たとえば特別に勤住協等が建設計画をもつて資金の融資を受ける場合には、それにも融資をしてそれを通じて持ち家の取得が可能になる、こういうことでございます。

○島本委員 そがよくわからないのです。簡単に言えばどういふことになるのですか。

○岡部(實)政府委員 もし勤住協等が雇用促進事業団から融資を受けて、それで低所得の勤労者のための住宅を建設する場合に、当然そのときに住宅を取得する対象になり得る、こういうことでございます。

○島本委員 一々言いません。この程度の手厚いような一つの措置をそれぞれ持ち家貯蓄の方面にしてやつて、これが勤労者の財産の形成政策である、こういうふうにはつきり言つておられるようですが、この点では私がいままで言つた一つ一つの事例に合はしてそうならない。むしろ、残念ながらこれは銀行対策じゃないか、こゝろに對して準備をちゃんとして、各銀行ではいよいよ中期預金設置の動きが具体的に出ております。全国銀行協会連合会では奨励金つきの積み立て金制度の奨励、それから信託協会では従業員財産形成信託というふうなもの、それから生命保険協会では生命保険を利用した勤労者の財産づくりのための奨励策、それからまた東洋信託銀行では、自分のほうを利用して信託貯蓄をやつてくれ、それに対してはこれこれの利潤が有りますという宣伝をもうすでにわあつと流しておる。そうなりますと、勤労者の住宅政策、いわゆる財産形成政策をやるといふことは、銀行が資金源を労働者に求めて、盛んにかき集める手段に労働省が協力する結果になつてしまふのではないか。そうじゃないというならば、もっと手厚いような、西ドイツ以上の政策をここに実施するのでなければ、いたずらに銀行に一つのえさを提供してやるとな結果になつてしまふ。物価でも、公害でも、それから社会保障でも、減税でも、これは国の責任でいまだやらなければならぬ問題なんです。しかしそれを勤労者の責任でいまだやらんとする。ちよつと資金源を拡大するような立場にある銀行は、待つてましたというんでそれを受け入れる。それは日本的な一つの背景であり、一つの基盤じゃありませんか。そうい

うふうにして考える場合には、もっともって考え
て出してもらわなければならないはずのものと
す。それと同時に、大臣はほんとうにいいことを
言っていたので、これを見て感心した。しかしな
がら、第一次案と第二次案の違いがはっきりして
いますね。第一、従業員の申し出または労働協約
に基づいて財産形成給付をするというのがあった
と思つた。ところがその後、東京商工会議所、日
経連、こういうものの見解の発表がありました
ね。それによつて事業主が賃金の一部として財形
給付をするのは、労働者側から賃金とは別に付加
給付要求とされるので、個人の申告で従来どおり
賃金から天引きすべきである。第二、企業が国に
かわつて労働者の財産づくりに協力する。した
がつて減税をも考慮せよ。第三、社内預金も減
税や割増し金の対象にせよ。こういうのが出た
とたんに、第二次案にこれが反映していきま
うな状態になつてゐる。労働者の申し出で賃金から
天引きする。それから、財形政策が資本負担にな
らないようにする。それと、社内預金や社内持ち
株制度にも減税を適用する。財産形成基金に對し
て預託した金額の二倍まで何とかなる。結局、商
工会議所や日経連からの見解が発表された場合
に、一次案がかわつて二次案になつたとたんに、
経営者の言うとおりになつて法案が出されてきて
いるという状態じゃありませんか。いま言つたよ
うに、金融対策の中にすばつと入つてしまつた場
合に、労働省は労働者にサービスする機関はす
ばつたに、労働省が資本家にサービスする機関に
なつてしまつてはだめですよ。私はそういうよう
な感じを持つたので、この問題に對してはまこと
に不可解に思つておる。

それと同時に、これははっきり法的なというの
ですけれども、審議会その他、手続は完全に了して
出されたのですか。そうじゃなくて、急遽出され
たのですか。
○岡部(實)政府委員 審議会の点でございま
すが、これは、財産づくり懇談会——これは正式な審
議会ではございせんが、昨年の五月、六月にお

集まりだいたいいろいろ御意見を承り、試案の
作成等に織り込ませていただきまして、ことしの
二月になりまして、法案を作成する前の段階で、
もう一度財産づくり懇談会でいろいろ御意見を承
りまして手直しをして最終的に出した。なお、中
央基準審議会につきましては、その法案がある程
度固まつたところで御意見を承りまして、最終的
に固めたものでございます。

○島本委員 大臣、最近私的諮問機関というも
のがだいぶはやるのです。やつて悪いとは言わぬ
です。ですが、公的な諮問機関、審議機関、こう
いうようなものにはつきりかけないといけませ
ん。形式だけ通してそれでやろうとする、こんな
考え方は間違ひです。健康保険法なんか、社会保
障制度審議会のあれも、何のためにやつたのかわ
からぬようにして、目隠して通してしまつた。
ああいうふうには法的な手続を了しないやつは、当
然いつの日にか天罰を受けますよ。したがつて、
いま完全に了したと言つてゐるのですが、この二
月八日、これはもう一たんこれを出さうなことが
あつたやうでした。ところがこれは、教特法が
中心の議題になつて、ほんの十分間ぐらい二十四
条と失業保険特別会計から出るこの五億の問題、
これについては、少し読み切れないのではないか
という点があつて、時間がなくて次の機会にする
ということであつたやうです。十二日には、十六
日が限度だということだったが、これまた教特法
の問題で九時間かけて十二時までぶつ続けでや
つて、この次までというところで終つたわけ
です。そうして十三日になつてみたら、閣議が終
つていないということ、審議会の委員のほう
から、基準局長、あなたの方と、あと石井会長
のほうに、これは手続が十分了しておりませんと
いう意思表示があつたはずですよ。これをばつぱり
出してきて、手続が全部終つてゐますというこ
とは、われわれを騙す行為じゃありませんか。
か。どうもこういうやうなことではいけません。
○岡部(實)政府委員 中央基準審議会が正式に審
議をいたします事項は、労働基準法の改正問題と

いうことで、法律上はつきりいたしておるわけ
でございます。したがつて、この制度につきまし
ては、実はいろいろ会長にも御相談をいたしまし
て、この制度自身は、基準法に直接触れる問題は
何らございせん。したがつて、正式にかける筋
のものではないけれども、労働者の財産形成とい
うことであるから、その点はもし
意見があるなら意見があるというところで説明をし
てもらつたらどうかというお話でございましたの
で、御指摘のように、八日の日に御説明をいたし
まして、そのときにたしかにまのやうなお話がご
ざいまして、資料を至急出せということですぐ資
料をお出ししたわけでございます。したがつて、
審議会に御説明を申し上げまして、質議
はあれいたしましたが、いま先生のおっしゃるよ
うな意味の正式の議題としてということではな
いものでございまして、ただいまのやうな手続
で、事実上御意見を承る機会を持つた、こういう
ことでございまして。

○島本委員 残念ながら、質問をだいた残したま
まもう時間が来たけれども、これは了解するもの
じゃありません。私は、これは了解しないとい
うことで進まなければなりません。
その第一の理由は、この法案は、貯蓄というこ
と、また住宅ということ、これも事業主の手を經
て全部やることになつてゐる。こういうやうなこ
とになると、労働省はこういうやうな点は一番敏
感でなければならぬはずですよ。事業主の意思に
左右され、労働者のものかどうかという疑問が
まづ先に出てこなければならぬはずですよ。これ
をうまくやらぬと労働管理に利用される、こうい
うやうなことがはつきりするわけですよ。
そのほかに、企業の金融助成に労働者を今度は
利用する、こういうやうなことになるわけですよ。
この二つの観点から、これは十分考えなければ
ならない法律案である、こういうことでございま
す。これに對してのことを簡単に言つてくださ
い。
それと、最後ですが、共済組合、民間の事業主あ

たりとの関係で、これは労働者の賃金資格を持た
ない者は賃し付けを受ける資格はないわけですよ。
うでないとこれは員外賃し付け、その程度しか受
けられない、こういうことになつてゐるやうです。
労金法で加入の資格を規定してゐる関係上、当然
これは地方公務員というやうなものは、会員の資
格の関係で直接それにまははいれない、適用でき
ない、こういうことになつてしまふのではない
か。そうなりますと、共済組合が事業主主体にな
るということ、当然、金を預ける、借入れはでき
ないということになると、これが利用できないと
いうことになつた場合は、せっかく労働者が労働
金庫をつくつてそこへやつても、国家公務員はい
いが、地方公務員やその他のところには不可能で
ある、こういうやうなことになつてしまふ、当
然これに對する対処をしなければならぬという
ことになるのではないか。これは十五條の特例で
見るのか法改正でいくのか、この点をばつぱりし
ないとだめだと思ふのです。これが一つの大きい
問題です。これに對して一言で私が納得するよう
に答弁してくれて、私は終わらしてもらえればい
いと思ふのですが……。

○岡部(實)政府委員 前段の御質問に對しまして
お答えを申し上げます。
この制度が事業主の労働管理に利用されてよく
ないのではないかと御趣旨だと思ひますが、
本来この制度は、労働者が第一義的に自主的にこ
の制度を利用して貯蓄するかしないかというこ
ろが第一点でございまして、ただ御疑問の点は、貯
蓄をしようとした場合に、事業主を通じてこれを
行なうということになつてゐる点だと思ひます
が、これはむしろ事業主を通じて、事業主に代行
させて預け入れをする、また税のとき等は、いわ
ゆる年末調整というところでやるといふやうな、そ
ういふ意味の、労働者にとつての便宜もそこにあ
るわけでありまして。
なお、その賃金から控除いたしました事業主が
納める場合には、基準法の定めるところによるこ
とになつておりました、ここで特例を設けたわけ

ではございません。したがって、その場合にはいかなる控除に必要な協定等を行なうことにはなりません。したがってその場合には、個々の労働者と同時に、その組織の意向が十分反映されるということになりますので、そういう面で一方的に事業主がこの制度を利用して特別に労働者に対しては不利な恣意的な労務管理を行なうということにはならないものと考えておるわけでございます。

○藤澤政府委員 最後にお尋ねの点の労金と共済組合の関係でございますが、御指摘のとおり、労働金庫は原則として会員に貸し付けをするということになりますので、雇用促進事業団が労働金庫から資金をいただく場合には、単なる借り入れだけではなくて、雇用促進債券の発行を予定しておりますので、その引き受けということで資金調達をする道があるわけでございますが、公務員関係の共済組合の場合にはそれがございません。そこで共済組合が労働金庫に財産形成貯蓄をして、労働金庫から資金を調達する場合には、共済組合が労働金庫の会員になるという道があるわけでございます。そこで、労働金庫と共済組合との関係をどういうふうにしていくかということにつきまして、人事局、自治省、労働金庫を監督しております労働省、三者で話し合っているという。漸次そういう方向で解決の道を見出したいということをやっておるわけでございます。

○島本委員 これで終わりますが、最後に警告を一つ。
いまでも不慮の災害、労働基準監督官の不足、こういうようなことで、公害を含めてますます重要な窓口として基準局が能動的に動いても、十年間に一回しか工場に行けないというような状態の中で、これは銀行の要望だと思いますが、こういうようなことをやって、また人手不足の状態にされてしまったら、基準監督官はあつてなきがごときものである。不足の場合にこういうようなことをやらせるのは、窓口として適当でない。もっと有効に、真の意味の基準監督行政に徹底させる必要

がある。このような方面にあまり利用することはよくない。これは大臣に心から忠告いたしますので、私の質問を終わります。

○倉成委員長 次に、古川雅司君。

○古川雅司委員 議題になっております労働者財産形成促進法案につきまして、若干の御質問を申し上げるわけでありますが、先日、数々の質問がございましたので、重複をいたすと思ひますが、ひとつよろしく願ひいたします。

最初に、これは先ほど来指摘をされておりましたが、この法案が、労働省の当初抱いていた構想に比べてきわめて後退したものとして提案をされている。いろいろ御意見の御開陳がございましたけれども、最初に大臣にお伺ひいたしますが、労働省としてではなく政府として、ほんとうに勤労者の財産づくりを真剣に考えているのかどうか、その点をお述べいただきたいと思ひます。

○野原国務大臣 勤労者が豊かな生活を営むための基盤として住宅を持った財産を形成するということはきわめて大事であると思ひまして、政府ではこの問題に非常な関心を持ち、この政策の実現にぜひとも当たるべきであるということ、この問題に對しましては、関係方面にも十分御理解をいただきまして、ようやくこの法案が目の目をみるに至ったわけでございます。

○古川(雅)委員 しかし、労働省として当初の構想を実現するためには、労働省の試算でも約百八十一億円の予算の裏づけが必要だといわれておりまして、大蔵省との折衝で六億圓に下げられておるわけでございますけれども、その点は、この構想を練ってきた労働省当局としては非常に遺憾であつたと思ひます。したがって、非常にささやかな形でこの制度を発足させることを期しておられるようでありまして、当然、これは年々その内容の充実をはかっていきたいということは答弁の中に述べておられました。労働省の当初の構想の規模ですね、最初考えていた、このくらいで発足させたいというその規模に達するまでに、これから何年かかるといふふうにお考えでございますか。

か。

○藤澤政府委員 当初、百八十億の予算要求をいたしておりました。現在の予算案では六億になつておりますが、それは御指摘の、規模が縮小いたしましたために予算の金額が減つたわけではございません。百八十億の中身は、実は百五十億は、事業団が土地の先行取得をしよという構想がございまして、その関係の経費の要求でございます。あと二十億は、これも先ほどお話がございました低所得者のためのプレミアムの支給という構想がございまして、それに要する経費でございます。その辺が最終的には当初の構想と違つてまいりましたので予算が必要でなくなつたわけでございます。全体のこの制度の利用の規模というものは、先ほど申し上げたように大抵初年度五十万ぐらいからだんだん大きくなる、正確な見通しはなかなか立てにくいものではなからうかという判断をいたしておつたわけでございます。

○古川(雅)委員 年次ごとに内容の充実をはかるという意図がある以上、大蔵省との折衝の結果、こうした縮小した形でスタートを余儀なくされたということをお認めになるならば、少なくとも何年ぐらひかけて最初考えたような規模に達したいというお考えは当然お持ちだと思ひるのでございますが、いかがでございますか。

○岡部(實)政府委員 いま賃金部長から御説明を申し上げましたように、予算としては、百八十億のうち百五十億は土地の先行取得。そこで、この制度が私どもの当初の予定に比べて非常に後退したと申しますのは、たとえばこの貯蓄のインセンティブを与える場合の措置として、最初は税額控除を求めておつたのです。ところが、税額控除については、新しくこの制度でいきなり勤労者だけに限つて税額控除をやることは、税の均衡というように問題から非常にむづかしいということ、少額利子の非課税制度を拡充してやろうじやないかということになった。そこで魅力がどこまで減つてきたのかということになるんじゃないか。もし税額控除でもうちょっとやれたならば、もう

少し魅力があつて、したがって活用する人が相当多いんじゃないか。そうすると金も相当たまるんじゃないか。そうすればそれを見返りにして家も相当建つんじゃないか、こういうことでございませう。したがって、私どもいまは、とにかくこの制度を発足させて、その実績を見ながら、さらにいまいのゆる刺激を与える措置がこれであるのかどうか、これをまず検討しなければならぬ。それから、たまった金を還元して行く場合の還元の割合等につきましては、これもいろいろな計算のしかたはあろうかと思ひますが、事業団を通じてできるだけ多くを勤労者の住宅建設に還元できるような方向で進めていくとか、そういう内容の充実をまず考えていくべきだ。そういう意味で当初五十万——これも非常に腰だめの数でございまして、これを百万にふやすんだとかいうようなことを、ちょっと数字的に申し上げるような性質のものではないと思ひますので、その辺は差し控えたと思ひますが、財産形成審議会を通じて少なくとも三年ぐらひの実績は要るんじゃないか。その上でこの制度をどう改善していくかということの検討をしてまいりたい。西独の場合も十年間で三回改正をいたして今日に至つておりますので、それをまねするわけではございませんが、大体その程度の目安で拡充をしてまいりたいと思つております。

○古川(雅)委員 当初労働省としてこの構想を御検討になつたとき、この制度は財政負担が非常に大き過ぎはしないか、わが国の財政需要がこれから伸びていく中であつて、いろいろな形で圧迫を受けていくということを非常に御心配になつておられます。そのときのお考えでは、いただきました資料によりますと、この制度が軌道に乗るのは大体昭和五十年ごろだといふふうにお考えになつていらつしやる。そして、そのときの適用人員は約一千万人で、国の財政援助の総額は、減税額が七億、それからこのときは割り増し金の制度を考えておられて、これが三百億、こういう金額をあげて、昭和五十年の段階では過大な

財政負担とは思えないというふうに試算をしていらつしやうであります。今回、法案の形で御提案になった段階では、この財政負担の問題はどのようにお考えでございますか。

う一度確認をさせていただきます。

○岡部(實)政府委員 これも実は予想に基づく試算と申しますか、私ども初年度、四十六年度の場
合には、これが四十七年一月から実施ということ

○岡部 寛（政府委員） いまの点は、実はこの制度自体はあくまでも勤労者の自由な選択の上に立てられるべき制度だ、こういうことを基本に置いておきますので、したがって、魅力のあるかな

きましては、勤労者世帯の貯蓄として持っており
ます現在高が百十二万九千円ということで、これ
は四十四年の貯蓄動向調査による数でございます
が、一般世帯の百九十九万円に對しまして勤労者

○岡部()政府委員 当初考えておりました財政負担は、いわゆる低額者と申しますか、貯蓄がある限度にまで満たない方に対して税額控除の制度を考えておりましたから、税額控除のマキシマムに達しない分をむしろ財政補てんをしていったらいいじゃないかという考え方をしておったのですが、財政的なそういう直接のいわゆる逆減税的な意味の財政支出は非常に無際限に伸びていく可能性がございますので、そこら辺がちよっと問題があつて、とりあえず減税制度だけで進もう。そこで、税の、いわゆる財政支出の問題につきましては、いま、ことしの制度で金融機関から事業団に金を還元して、それを低利長期で持ち家住宅に融資する場合の利子補給を考えております。利子補給が一種の財政負担になると思いますので、これは預貯金が非常にふえてまいる。したがっていわゆる持ち家住宅に融資される資金源がふえますにつれて、利子補給が、財政支出がふえなければならぬ。それからもう一つは、利子補給をしていく場合に、できるだけ利子補給を強めていくと申しますか、低利にしていこうということになれば、そこでふえていく、こういうことになりまして、それらがいわゆるいまの制度におきます財政支出の増加分ということになってまいると思います。

になりますから三カ月でございますね、三カ月で大体五十万程度の人が加入をしていくのではないかと。数字の算定のしかたについては、雇用労働者全数から定期預金保有率、あるいは財形を選択していく選択率等、いろいろかね合わせてのことでございますが、五十万。そこで今度は平年度ベースでございしますが、どのくらいに伸びていくか、これがちょっとわかりにくいわけでございますが、この制度が理解をされ、普及いたしますにつれて、あるいは百万ないし二百万くらいいくのではないかと。それで毎年いくと、五十年くらいには、まあ五年と見ますと、最初が五十万、あとが百五十万、二百万くらいにいたしますと大体八百五十万から九百万万というようになるのではないかと思います。ただ、その場合には、どうも私もいまの制度ではある程度いつて伸びがとまるのではないかと、ということ率直に考えておりますので、二、三年たつたところでその点はどう一回スクリーンをしてまいるということがぜひとも必要になろう、こういうふうに思っておるわけであります。

○古川雅委員　制度そのものに非常に魅力が欠けたという点は指摘できると思いますが、勤労者にこの制度への加入を義務づけるとか強制するとか、これは大きな問題になりますので、そういう

いかということには関係なく、ともかく自由に選択していくべきものだ。要するに、いやくしも強制的な意味で貯蓄というような形のものを押し進めていくべきではないという、これは立て方の問題でございます。

それから、その制度としては、私どももうちょっと魅力があれば自由に選択してもむしろ相当活用されるというふうに考えておったわけでありまして、それから要するに、いかなる場合においても勤労者がその気になってこの制度を活用していただくのでなければ、その制度自体は死んでしまふのではないかと思っておりますので、自由な選択制度というものは基本としてあくまでも堅持してまいる。ただ、実績を見まして、予期に反してあまり実効があがらないということであれば、これはやはり制度をもっと魅力あるものにして、活用されるように制度自体を改善、拡充するということが先決の問題であらうというふうに考えております。

○古川雅委員　これはあくまで勤労者の選択の自由になかされるわけでありますけれども、これは勤労者のいわゆるフローをここでできるだけストックに回して持ち家を奨励する、あるいはそれらを奨励するというような形で生活基盤の安定をは

世帯が百十二万九千円。このうちでいわゆる定期預金が一番多うございまして、定期預金で持っておりますのは三十五万七千円というようなことになっております。そこで全体の貯蓄率は、このように全体の勤労者の九七、八割は貯蓄する。その平均の額がいまのようなことになっておりますので、少なくとも現在この程度の貯蓄力はある、さらに今後の家計の黒字率その他見てまいりますと、可処分所得はさらにふえてまいります。黒字率もたとえば四十年が一五・三割でありましたのが、四十五年一八・三割というふうになってまいりますので、いまのこの何%が増しくらいの貯蓄余力は出てまいるというふうに考えております。

○古川(雅)委員　いわゆる近代化のおくれた零細企業に働く人々の問題ですが、これは大臣の所信表明の中でも一つの大きな柱として、そういう方々の労働条件あるいは賃金のアップという点に意を注いでいくことを示しておられました。

しかし、そう早急にそうした諸条件の向上がはかれるとも思えないのであります。こうした住宅貯蓄に対してほんとうに優遇すべきなのは、こうした非常に賃金の低い零細企業に働く人々ではなにかと思うのです。先ほどからこれもまた問題になっておりましたけれども、こういう方々に一体

○古川雅委員 この点、もう一つ確認をしておきたいのですが、現段階ではこの制度をこういう形で発足させて、労働省が意図していらっしゃるいわゆる軌道に乗る時期をいつごろに見込んでいらっしゃるのか。そのとき、当初は適用人員を大体一千万と踏まれたわけですが、先ほどの御答弁では、その点非常に後退をしているのではないかと思うのですが、そうした労働省としての見込みと、それに伴う国の財政負担の増加という点で、今後大蔵省との折衝で圧迫を受けないかどうか、その点、くどいようでございますが、も

ことは全く考えられませんが、いわゆる選択にまかしているという点、これは非常に制度の中身にうまみがない、魅力がないというところを端的にあらわしているのではないか。むしろ、その適用人員の伸びには、非常に過当にふえて、その点で労働省当局として苦慮する、そういう御心配、不安を持っていらっしゃるのか。あるいはまた、制度の中身が非常に魅力がないので、当初考えたよりも加入する人員が少なくて、制度の成長が非常に問題になるというふうに憂えていらっしゃるのか。その点のお考え、いかがでございますか。

かるといふことでございます。これも先日来いろいろ議論が出ておりますが、わが国の勤労者、これは大企業等に勤めている高額の所得者を初めとして中小企業に勤めている低所得者に至るまで一体どのくらいストックに回す余裕があるというふうに試算をなさったのか、その点をお示しいただきたいと思ひます。

○**岡部寛 政府委員** これは貯蓄の現状から割り出していくしかなからうと思ひまして、年間の勤労者世帯の貯蓄保有率を見ますと、全体で九・七％が貯蓄をしておる。それで、その額につ

さらに貯蓄に回すだけの余力があるのか、全体の貯蓄率というのをあげていらっしゃいましたが、同時にこの点についてどのように意を用いられたか、お示しいただきたいと思います。

○岡部(實)政府委員　零細企業に働いておられる方につきましては、全般的にやはり賃金全体の比較からいいますと、賃金水準は低いということは想定されるわけであります。ただ勤労世帯の貯蓄の状況を年間収入の階層別に見てみまして、年間収入が三十万から五十万程度の階層の勤労世帯にとりましても、貯蓄率といったしましては、貯蓄を

○岡部(實)政府委員 土地問題が特に持ち家住宅を建設する場合に非常に大事なことは、御指摘のとおりでございます。私ども当初百五十億の土地の先行取得のための財政的な手当てをしようかというのを考えておりましたのも、実はそういう趣旨に出たわけでございます。しかしながら政府全体といたしまして、やはり住宅建設は建設省が政府の部内におきましては大きな政策を実施しておること、これまた先生の御指摘のとおりでございます。そこで各省がそれぞれそういう土地の問題を手がけては、これでは政府部内においていろいろ問題もあるということで、しからば政府においては土地問題について建設省を中心にできるだけ進めていくのだということで、私ども先行取得の予算的当てをしないことにしたわけですが、

この土地問題の解決ですけれども、いま局長から御答弁がありました、いわゆる完全な解決がなまじりこれからの問題として土地問題を残されているわけでございます。こういう段階でこの制度のスタートに踏み切ったということについて御不安はないか、問題とならないか、その点ひとつお答え願います。

○野原国務大臣 率直に言いますと土地の対策、先行取得をやろうとしたいへんな意気込みであったわけでありまして、どうも余儀なくされたという点はいささか不満であるわけでございます。これは、勤労者財産形成の政策で具体的に相当の貯蓄ができる段階になりますれば、当然大きな国家の財政上の措置によって土地の先行取得はぜひやりたい。これは当初百五十億を考えておったのでございまして、この段階になればおそく三百億も五百億も必要な段階がある。そういうことによつて、宅地だけはしっかりといわゆる財産形成の事業団が確保する、その上についても必要とする住宅は建設できるという体制を進めてまいりたい。

いまの土地政策というものは、御承知のとおり、土地の所有者から実はそれを利用したいという人たちがこれを買いたして、土地の権利の移動があるわけでございます。ところが地域によりましては、土地を持っていない人たちは必ずしもそういうような形で譲渡を欲しない人もある。非常に土地の価格というものが不当に上昇しておりますので、思わぬ金が急に上がったということ、その一家にとつても実はむしろいろいろな点で問題になるわけでございます。そういう点で、必ずしも一度にどさっとお金が入ってくるようなことは好ましくないという人も多いわけでございます。そういう点に着目しまして、農用地がその際ある程度転換できるといふ段階になりましたので、安定した対象であれば土地はむしろ権利の移動によらずに、利用せしむる条件さえ備われば貸し付けることも可能である、そういう点でまじめに考えておる向きもございまして、現に農協中央会などとも話し合っておりますが、土地はそういうままでいた

○岡部(實)政府委員 土地問題が特に持ち家住宅を建設する場合に非常に大事なことは、御指摘のとおりでございます。私ども当初百五十億の土地の先行取得のための財政的な手当てをしようかというのを考えておりましたのも、実はそういう趣旨に出たわけでございます。しかしながら政府全体といたしまして、やはり住宅建設は建設省が政府の部内におきましては大きな政策を実施しておること、これまた先生の御指摘のとおりでございます。そこで各省がそれぞれそういう土地の問題を手がけては、これでは政府部内においていろいろ問題もあるということで、しからば政府においては土地問題について建設省を中心にできるだけ進めていくのだということで、私ども先行取得の予算的当てをしないことにしたわけですが、

いまの土地政策というものは、御承知のとおり、土地の所有者から実はそれを利用したいという人たちがこれを買いたして、土地の権利の移動があるわけでございます。ところが地域によりましては、土地を持っていない人たちは必ずしもそういうような形で譲渡を欲しない人もある。非常に土地の価格というものが不当に上昇しておりますので、思わぬ金が急に上がったということ、その一家にとつても実はむしろいろいろな点で問題になるわけでございます。そういう点で、必ずしも一度にどさっとお金が入ってくるようなことは好ましくないという人も多いわけでございます。そういう点に着目しまして、農用地がその際ある程度転換できるといふ段階になりましたので、安定した対象であれば土地はむしろ権利の移動によらずに、利用せしむる条件さえ備われば貸し付けることも可能である、そういう点でまじめに考えておる向きもございまして、現に農協中央会などとも話し合っておりますが、土地はそういうままでいた

いにむやみに移動して、そのためにその値段は上がる、上がったのはいかにも——農地を持っておる農民の人たちの土地の引き上げに対して、いろいろな批判があるわけでありまして、したがって、そういう点はこれからの土地政策については、むしろこれをほんとうに利用する人、使用したい人たちのために、いかにして土地を真に利用してもらえるか、安心して貸しできるかというふうな問題があるのではないかと、真剣に考えている。私どももそういう観点から建設大臣とも話し合っておりますが、いままでやってまいりました土地の移動、売買という方式だけでなしに、新しく土地の権利を使用させ収益を得せしむるという点において、地価の上昇というものは物価や賃金の上昇に見合つて一定のパーティでもって改定をするというふうな形ができるならば、そのほうがむしろいいのではないかと、いふような主張もあるわけでございまして、これは検討する問題であると思つてございまして、いづれにせよこの財産形成の最も大事な点は、いかにして土地を確保するか、しかもそれがほんとうに勤労者のために喜んでもらうような形でいかに確保できるかという問題、もちろんそれには一戸建ての庭つきの家ということだけではいけません、場所によつては高層建築等も必要でありまして、当然この土地問題を無視して勤労者財産形成の問題を論ずるわけにはいかないという段階で、その問題に対する手配が、手当てが十分でなかった点はいまもって残念でございまして、

○古川(雅)委員 局長にお伺いいたしますが、当初の構想ではこの勤労者財産形成事業団による土地の先行取得という点を非常に重きを置いて考えていらつしたわけですね。それができないといふことになりましたと、その先行取得だけじゃなく、企業の共同機構による中高層住宅の建設とかあるいは農協との連携、農地の賃借権、地上権の取得等いろいろお考えになっておるようでございますが、いづれにしてもこういう一つの保証を踏まえた上で制度のスタートを考えられたわけでは

○古川(雅)委員 局長にお伺いいたしますが、当初の構想ではこの勤労者財産形成事業団による土地の先行取得という点を非常に重きを置いて考えていらつしたわけですね。それができないといふことになりましたと、その先行取得だけじゃなく、企業の共同機構による中高層住宅の建設とかあるいは農協との連携、農地の賃借権、地上権の取得等いろいろお考えになっておるようでございますが、いづれにしてもこういう一つの保証を踏まえた上で制度のスタートを考えられたわけでは

○岡部(實)政府委員 御指摘のように特に市街地等におきましては、高層住宅をつくるにいたしましても土地問題を解決しなければいけない。そういった意味で土地の手当てを何らかの形でしないと、実際問題としてなかなか家は建たないという懸念が実はあるわけでございまして。ただ土地の先行取得の予算を考えたわけでございまして、あつたその土地をたとえば無償で提供するというわけにもまいらぬ。これは何らかの形で有償にはなると思つたのです。したがっていましてやはり、労働省の所管の予算としてその問題を直接持つかわりに、建設省にいろいろな宅地造成その他、要するに家を建てる場合の土地の取得のいろいろな制度がございまして、それらとのかみ合わせをどうつけていくかということにならうかと思つたのです。いま、まだ発足いたしました当初におきましては、積み立てそのものが融資するまでにはならぬと思つて、その間に実はいろいろな基本方針をつくつていく場合に、現実に政府の中においては労働省がやろうが建設省がやろうが、それをこの制度とどう結びつけるかの問題でありますので、建設省が行なういろいろな土地の手当ての制度とこれをどう結びつけるか、これは真剣に考えてまいりたいと思つております。

○古川(雅)委員 その点は非常に大きな今後の課題になると思つております。次の点でございまして、これは勤労者の選択にまかされているわけでございましてけれども、一人加入をいたしますと、当然これは給与の一部を天引き貯蓄に充てることになるわけですね。つまり一定期間凍結することになるわけでございまして

が、これは国民消費の支出を抑制しようとして、そういう意図があるんじゃないかという意見がございす。と同時に、所得政策の代案じゃないのか、あるいはそれを補完するものではないか、あるいは全く関係ないのか、その点の際ひとつ明確にしたいだきたいと思ひます。なお、担当が賃金部であるという点はその辺にいろいろ誤解を招くものではないかと思ひます。明確に示していただきたいと思ひます。

○岡部(實)政府委員 この制度は、この法律の最初の目的にもございすように、あくまで勤労者が自主的に財産を、資産を持つという場合にこれに援助をしていくという一つの制度をつくらうとするものでございまして、まさに文字どおり目的はそこにあるわけにございす。ただ、その運用の面からいろいろお考えになつて、たとえば賃金から控除をしてそれを貯蓄に回していく、したがって消費抑制ではないかということにございす。その面をとりますと、少なくとも貯蓄に回つた分は消費需要にその間回らないということでは、需要を引きとめる役割りは果たすと思ひますが、それは結果的なものであつて、必ずしもそれを目的とするものではありません。というものは、集まった金をほんとうに消費に回さないなら家のほうに回すのもおかしいわけにございまして、これは一定の目的を持った家のほうにある程度たまった金を流すという場合には、これは当然需要のほうに出でまいるわけにございす。したがひまして、むしろ無計画に消費に流れないで、一定の計画性を持って貯蓄され、それが計画的に家のほうに流れていくことになるのではなからうか。

所得政策との関連ということでございすが、これは所得政策をどういう定義でするかの問題とも関連しませんが、いま申しましたようなことでもし無計画に消費に向かわないでいくというところが、物価の上昇の要因ともなる需要についてある程度の計画的なものを持つということの作用をすると思ひます、その面から若干物価の安定のため

の要因とはなるかと思ひますが、直接賃金を抑制するような所得政策的な意味は何にも持つておらないわけにございす。

それから賃金部でございすが、これはちょっと誤解をされておるのでございすけれども、設置法で基準局の中に労働者の福利厚生に関する事項というのがございす。福利厚生というのは非常に幅広くしたあれでございすが、労働省にはほかにもあつておるわけにございす。たまたま基準局で実はそれをやっておるわけに、たまたまそういうようなことを賃金部がいろいろ所掌して、賃金の一部を回すというわけにございまして、これは大臣にも申し上げておるわけにございすが、これができましては、いままでは私ども手がけておりましたので、生み落とすまでは私のほうであつて、あとは一番いいところでやるやうにということまで言つておるわけにございす。が、そういう意味で、いまやっておりますのは別に他意は全然ございせん。今後のこの仕事の実績あるいは実効に關連いたしまして、最も適當なところを持つていくほうがよければ、そういうことも十分考えられる問題だと思つております。

○古川(雅)委員 大臣がこの制度の発足を決意された底には当然慎重な裏づけがあつたと思ひますが、こういうことを聞くのは非常に大臣に対しては酷なんではないかと、この制度が万一不発に終わった場合、円滑に実施されない場合で、すね、そういう点についてはどうお考えか。もしそういう事態が起つたときにどう対処されるお考えでいるか、その点お伺ひしたいと思ひます。

○野原国務大臣 私は、この制度が発足を見ないようなことは万が一にもあり得ないと思ひております。と申しますのは、この制度は、勤労者の豊かな生活をめざして、勤労者の持つておる願望にこたえて、その貯蓄に対する国の援助を行なうという点で将来大きな、わが国の経済の発展、同時に勤労者の生活の安定という点で、非常な効果の

あるものであると考へます。そういう点で、いろんな見方はありましようけれども、確かに勤労者には喜んでもらえると思ひております。

そこで、この政策がもしできなかった場合ということになりまが、これは私としては考へたくないものであります。あくまでもこの政策は実現できる、そして勤労者には喜んでもらえる。しかも、それによつて勤労者の住宅問題も必ず一歩前進、二歩前進という形で、大きな国家の財政上の配慮も加わり土地の取得もできるということになりましよう、あるいは金融機関等も当然住宅建設に對しては、従来もわずから一〇程度の特別な長期住宅ローン等はあつたやうであります。少なくとも三分の一程度は当然勤労者住宅の基金として活用するつもりでありますから、そういう面では格段の有利な条件ができるというふうに考へております。

いづれにせよ、いままでなかつたものに対して、勤労者がみずから進んで貯蓄をするものに対して、国がそれに対する援助をする、これを利用する場合に利子の補給もしようということにございす。それが必ずしも十分ではないといへば、あるいはそのとおりかも知れませんが、しかし、今後は皆さん方の御協力も得まして、ますますこれをよくしていこうという点で、まだまだ出発当初からこれを言うのはおかしいけれども、必ずこれは非常に大きな力になる、これは勤労者の力となり、日本経済の発展にも大きく役立つであらうというのを確信しております。したがつて、この政策は不発に終わるようなことは断じてないことを私は期待し確信をしております。よろしくお願ひします。

○古川(雅)委員 大臣としては当然の御答弁だと思ひますが、制度の内容が魅力に欠ける、あるいはうまみが非常に少ないという点で、スタートはしたけれども予想したような金はない、勤労者の参加がないという点で、これはなれば、やはりそうしたスタート後に不発に終わるというやうな事態も憂慮されるんじゃないかと思ひます。

す。そういうときに、あらためて制度の内容について再検討をしていく、魅力を加えていくといった点について考へてあるかどうか、その点をお聞きしたかつたわけにございす。

○野原国務大臣 私はこの政策の推進の中心でございす。したがつて、この制度がいよいよ発足をしたところが思うやうにいかになかつたということになりましては、政治家としてこれは重大な責任でございす。したがつて、私は全力をあげましてこの政策の推進に鋭意努力をいたす決心でございす。将来ともこの政策については、責任をもつてこの推進役を買つて出る考へでございす。

○古川(雅)委員 先ほど大橋委員から質問のありました点ですが、どうも答弁がはつきりいたしませんでしたので、もう一度お伺ひしたいのでございす。これは勤労者が事業主を通して契約をするという形になつておりました、これは勤労者独自ではできないわけにございす。転職をした場合を大橋委員は問題にしたわけにございす。が、転職先で事業主がこの制度に契約をしない場合どうなるかという点でございす。この点については一応の御答弁がございましたが、そういうこととでこれがいわゆる労働者一つの企業にとめておく足らぬにないか、足らぬ策に悪用されないか、そういうおそれはないかというのを伺つたわけにございす。こういう事態が起つてくると、これは憲法の職業の選択の自由にも抵触をしてくるやうな危険性があるわけにございす。どうも午前中の答弁が釈然といたしませんでしたので、もう一度明確にお示しをしていただきたいと思ひます。

○岡部(實)政府委員 この制度で、いまの御質問ですと、Aの会社で財形貯蓄をやつておる、この貯蓄契約自体は御本人と金融機関とで結ぶことに当然なると思ひますが、ここでおそらく財形貯蓄通帳というものを持つことになるだらうと思ひます。それで、その払い込みの場合に、定期に払い込んでいくことになると思ひます。それを

事業主を通じてする。そこら辺が事業主との間の話し合い。そこで、移ったときに、その事業所ではそういう制度をやっておらないという場合のことだと思ひます。そこで、あくまで事業主がやらぬといへばでなくなるじゃないか、そこでもとのAからBに移れなくてAに足だめを食らう、こういう御趣旨かと思ひます。先ほどもちょっと御答弁申し上げましたように、これはもとより自主的な制度にいたしておりますので、あまり法律で強制力を持たした形ではいろいろ規定をしておらないという前提がありますために、いま申しましたように事業主の協力義務ということで、法律にいわゆる宣言的規定を書いておるわけであります。しかしながら現実に、それじゃ、めんどろくさくていやだということでは事業主がそれほど拒否しなければならぬようなものであらうかどうかという、それ自体は必ずしもそうじゃないんじやないか。したがって、契約そのものは破棄しない限りは貯蓄契約は続きますので、移りましても続いている。その間事業主等を通じていつから払い込むことになっているから払ってくださというところで、事業主はそれに協力をしてくといふ体制ができると考えておりますので、それはど強い足かせといひますか、移る場合の支障にならうとは思ひつておらないわけでございます。

○古川(雅)委員 時間になりましたので、これで最後にさせていただきますが、いわゆる中小企業、零細企業の勤労者に対する配慮、これはいろいろ質問がありましたけれども、いわゆる雇用促進事業団が融資をする場合に、その利率において〇・五〇という一つの優遇策を考へていらっしゃいます。この制度がこうした中小企業、零細企業に働く勤労者にどれほど恩恵をもたらすか、効果をもたらすかということが大きな焦点になると私は思ひます。

一つお伺いしておきたいのは、労働省がこの法案を作成するにあたって、提出するまでに、そういった点の配慮から中小企業の経営者あるいは労働組合の代表、そういった方々とういう協議を

重ね、協力を得る保証を得てきたか、その点一つだけお伺いをいたしまして、私の質問を終わらしていただきます。

○岡部(實)政府委員 中小企業の事業主の方については、従来この形ではございせんが、雇用促進融資等でも一応そういう制度もございせん。いろいろな融資制度もございせんが、この制度との関連では、前に申しました財産づくり懇談会に中小企業の団体の代表の方もお入りいただいておられます。そういう場を通じていろいろ私どもの試案も出し、御意見も承つてやつてまいっておりますので、少なくともこの案をつくる基本的な考え方については御了解をいただいているものと思つております。ただ、具体的にまだこれから運用上きめてまいる点がございせんので、それらの点については今後でございまする財産形成審議会等にもまたそういう部面の方もお入りいただいて、いろいろ御意見を承りながら有効に運用できるようにしてまいりたい、こう思つています。

○古川(雅)委員 終わります。

○倉成委員 西田八郎君。

○西田委員 答弁が長いと時間がさらに延長をされますので、簡潔にお答えをいただきたいと思ひます。

この法案でいうところの労働者の財産というのは貯蓄、持ち家ということに限定をされておるようでありませうけれども、それ以外に労働者の財産というものはないのかどうか。

○岡部(實)政府委員 いろいろの財産ということでありませうが、一般の不動産その他もございせんと思ひますが、この法律で考へておりますのは、一般的な預貯金あるいは有価証券の保有並びに持ち家のための貯蓄ということに考へておるわけでございます。

○西田委員 そうすると形のあるものだけに限定するということで、要するに労働者の財産というのは、働く技術なり能力というのもの、これは一つの財産ではなからうかと思ひわけです。それをただ形にあらわれる貯金だとか家だとかいうもの

だけに限定されて財産形成法という形でつくられたところに、いささか私は不満があるのですけれども、そういう点はどういふふうになるのですか。

○岡部(實)政府委員 実は御指摘のような非常に大きな、いわば宝的なものがあるというところは御指摘のとおりだと思ひますが、私ども、いまこの法律のねらいとしたしましては、現に勤労者がいろいろの形でいわゆる資産、財産を持つという物的な財産のことについて、いろいろ直接生活の安定に結びつく物的財産を貯蓄というものを通過してやつておるこの自主的努力に対して援助をしていく必要がある、その援助のための制度を財産形成促進制度ということで考へましたので、その面には限定してこの制度は考へておるわけでございます。

○西田委員 多少の問題はあるにしても、これは財産についてはやはり形に残るものという概念から出ておるものかと思ひますが、そういう概念から考へて、まず貯蓄に関連をして何っていきたいと思ひますが、ここでいう貯蓄といわれるものは一体どういうものがあるのか。有価証券だとか、あるいは信託にもいろいろな信託があるわけですが、大体幾つぐらいの種類で、どういふものがあるのか。

○藤澤政府委員 財産形成といつております場合に、第二条に定義がございせんように、預貯金の預入、金銭の信託及び有価証券の購入、それから持ち家の取得、これを一応この法律では財産形成といつております。したがって、一般的な預貯金がまず考へられます。この預貯金につきましては、この法律の六条でもうたつておりますように、勤労者が通常行ないます銀行、信託会社、信用金庫、労働金庫、信用協同組合その他、たとえば農業協同組合等に預け入れておりますいろいろな預金、貯金といふものが考へられます。それから金銭の信託は、俗に貸付信託という名前前でできておりますように、あつたたいのもののが勤労者にはなじみが深いかと考へます。有価証券

につきましては、証券投資信託でございまして、その中には公社債の投信でございせんとか株式の投信がございせんし、それからまた公社債そのもの、あるいは株式そのものもございせん。そこで、この法律では一応有価証券の中で、当面元本保証のございせん公社債あるいは公社債投信、それから株式につきましては一般的にはまだ勤労者の財産形成の対象とするには適当ではございせんので、安定性の強い株式投資信託に絞つて対象にしたいというふうに考へておるわけでございます。

○西田委員 この投資信託というものは、元本は保証されるときも非常に危険性の高いものです。これは信託の引き受けをしたその銀行あるいは証券会社が、運用を誤らないようにしていかうということでもかなり慎重には扱つていられるようでありませうけれども、この投資信託というものは元本が保証されればそれでいいということで、果実を生まないというか、無配ということもあり得るという契約になつていゝんじやないかと私は思ひます。したがって、そういう投資性の高いものをこゝういう——財産形成というならば、財産を形成していく限りにおいてはそこにメリットがなければいかぬわけですね。そのメリットは何かといへば、元本から生じてくるところの利子いわゆる果実じやなからうか、そういう果実がないもの、きわめて危険性が高いものまで含めるといふことはどうかと思ひますけれども、その点については十分なる自信があるのかどうか。

○藤澤政府委員 御指摘のように、株式一般のうちに元本保証のないものにつきましては、先ほどもお答へいたしましたように、非常に収益の低い、つまりインフレに対しては非常に強い面を持つと同時に、御指摘のような危険も伴うということとございまして、この制度で直ちに勤労者の財産形成の対象とするには適当でないと思つております。ただ投資信託の中で、株式投資信託の中でも、一般的に対象にするということじやなくて、特にその運用方法について安全性の高いもの、こ

れをしぼって、いま大蔵省等で一般的に少額貯蓄の利子の非課税の対象にしようということで検討中でございます。もしそれが実現されれば、私どものほうのこの制度にもやはり対象にすべきではなからうか。あくまでも安全性の高いものに限定すべきではないかというふうに思っております。

○西田委員 それは、私はぜひそうしていただきたいと思うのです。非常に安全性の低いもの、また安全性が高いからといって安心しておられないというものが、私は投資信託の性格ではなからうかと思うのです。公社債投資ならまだ安心ができるけれども、株式投資あるいは一般投資信託というのは、そういう意味で私は非常に危険をはらむと思う。したがって、かりにこれを実施されるにしても、私はそういうものは除いていくべきではなからうかというふうに考えるわけで、その点十分注意をしていただきたいと思うのです。

さてそこで、いま言われましたような預貯金、それで現在利回り一体どれくらいになるのか。金銭信託なら年六分何厘、貸付信託なら七分何厘ということ、信託会社等は宣伝をされておられるわけなんですけれども、その利回りは一体どれくらいに見込んでおられるのか。

○藤澤政府委員 この財産形成貯蓄は、この法律の第六条にあげてございますような銀行、あるいは信託会社、信用金庫、労働金庫等々の金融機関と契約を結びまして行ないます預貯金でございます。それに対して利子に關し特別の非課税の恩典を与えようというものでございまして、利子そのものは、そういった金融機関が扱います利子と全く同じわけでございます。したがって、たとえ一年の定期預金でございますと五分五厘、一年半で六分とか、通常の金利によるわけでございます。

○西田委員 その契約は、先ほどもちょっと聞いておったのですが、事業主を通じてなければいけないのですか。個人で契約するといふわけにはいかないのですか。財形貯蓄契約というのですか、先ほど局長がお答えになっておりましたけれども、個人で直接銀行へ行つて取引するとか、労働金庫へ

人で行く形で預けるといふようなことはできないのですか。

○藤澤政府委員 第六条にございまして、財産形成貯蓄契約そのものは労働者と金融機関との間の契約に相なるわけでございます。ただ、それに条件がついておりまして、六条の三号に、金銭の払い込みにつきましては事業主が資金から控除してかわつて払い込む、こういう条件がついております。したがって、その払い込みについて本人と事業主との間に契約関係が成立する、かようなことになるわけでございます。なぜそのような制度にしたかという点につきましては、特に労働者にだけ特別の優遇をしようという制度でございまして、そこで、その契約の当事者が労働者であるかどうか、さらには、労働者であつて確実に賃金から預入されるものであるかどうかということがはつきりする必要があると。そこで、かような仕組みになつておるわけでございます。

○西田委員 そういう趣旨なら、どここの会社につとめておりますという在籍証明書と、そしてこれだけの契約をしてこれだけずつ納めますという契約をすれば、それでいいことじゃないですか。労働者は労働者というものはお金に關しては信用ができないとおっしゃるのですか。個人の労働者だつて、それでできるのじゃないですか。ということは、私がなぜそういふことを言うかというとは、やはり金を幾らためていくとかそういうことから、金を預けるのは、たとえば、あいつが五千円しておるのならおれも五千円。しかし余裕ができたからこつちへもう五千円したいという気持ちになると思うのです。人にあまり秘密をさぐられたくないといふことからいへば、やはりそれ相

当の身分の証明なり、それ相当の収入があれば、個人と契約したつていいのじゃないかと思うのですが、どうしてこれは事業主を経由することになつておるのかかわらず、三号でそういう形に

おいて特定の処置をとられたのか、この辺のところ若干疑問が残るのです。

○藤澤政府委員 ただいま申し上げましたように、この預金は特別の優遇を受けるという観点から、その人が労働者であるということだけではない、さらに賃金から預入されるということとを把握する必要があります。特にあとの賃金からの預入という点で、やはり賃金を支払うときに控除をするということが一番正確であるという配慮と、特に税法上の手続が伴います関係で、たとえば一般所得税等でも事業主が源泉徴収者になつておるということもございまして、事業主において処理をするということが一番能率的でもあるというふうな判断が加わりまして、さうな制度になつております。

○西田委員 それはおかしいですね。火災保険なんか個人で契約していたつて、ちゃんと税金のときは、保険料控除の証明書を持っていけば控除してくる。生命保険だつてそうなんです。特別措置がある。何のメリットがあるのですか。ただ利子の非課税が、通常いま元本百万円が百五十万円に延ばされるらしいけれども、その上にもう百万円だけおんぶされるだけのことでしょう。金額にしてみれば幾らになる。年額七千五百円か八千円そこそこじゃないのですか。六分何厘に回つたとしてそれくらいはメリットだけで、どうしても事業主を通じなければならぬという理由にはならぬ。私は私に思ふのです。租税特別措置法の中でも、火災保険でも、生命保険でも、みんなやつておるのです。どうしてこれだけ事業主を通じなければできないのですか。

○藤澤政府委員 いまの御指摘の火災保険、生命保険等につきましては、広く国民一般についてそういう恩恵が行なわれておりまして、労働者に限つてということではございませぬし、御指摘の一般のベースにございまして少額利子の非課税制度は国民一般を対象にいたしますけれども、この法律による労働者財産形成貯蓄についての利子の非課税は、特別に労働者だけに限つて行なわれます

制度でございまして。そこで、労働者であり、かつ賃金から預入されているということを確認する必要がある、こういうわけでございます。

○西田委員 これはおかしいです。労働者というのは一体どういう人かというのですか。いま一億六百万ですかの国民のうち、実際に就業している人は何人おる。五千六百万近くおるのじゃないか。人口の過半数近くが労働者じゃないですか。労働者を除いたら、子供と家庭におられる主婦と年寄りでしょう。ほとんどの人がいま働いておるのです。だから、火災保険は一般が対象だ、これは労働者だといふなら、では労働者と一般とどう違うのですか。

○岡部(實)政府委員 労働者と申しますと、これは私ども、いわゆる雇用関係にある労働者——働いておるという意味ではすべて労働者でございしますが、雇用関係にある労働者、要するに賃金その他の報酬を得て生活をしているという形態の労働者と申します。労働者を対象にする。そこで一般のそれは、そういう意味じゃない労働者という意味では入りまじやうが、狭義の意味のいわゆる雇用労働者だけにつきましていまの特別な制度を適用していこう。これ自体が税法上の適用関係では一つの特別制度、したがってまして租税特別措置法というところで、特別措置として考えていく。その場合に、その対象になる特徴は、要するに賃金から貯蓄をしていくという特徴をつかまえて、そこにいまの特別措置を適用しようということでございます。その点で、その点を明確にする意味で、事業主を通じて賃金から引きと貯蓄に回つた分が対象になる、こういうこととするのが一番はつきり確認をしやすいわけでございまして。税法上一確認をする手続等もいろいろあるわけでございます。それから、したがって、そういうことなしにすれば当然特別措置法の対象になるということになるわけでございます。それからその具体的な減税措置等につきましては、これは労働者がやつております年末調整等によつてやるとかいうことでありまして、そういう現実の便宜の問題等もあり

おいて特定の処置をとられたのか、この辺のところ若干疑問が残るのです。

○藤澤政府委員 ただいま申し上げましたように、この預金は特別の優遇を受けるという観点から、その人が労働者であるということだけではない、さらに賃金から預入されるということとを把握する必要があります。特にあとの賃金からの預入という点で、やはり賃金を支払うときに控除をするということが一番正確であるという配慮と、特に税法上の手続が伴います関係で、たとえば一般所得税等でも事業主が源泉徴収者になつておるということもございまして、事業主において処理をするということが一番能率的でもあるというふうな判断が加わりまして、さうな制度になつております。

○西田委員 それはおかしいですね。火災保険なんか個人で契約していたつて、ちゃんと税金のときは、保険料控除の証明書を持っていけば控除してくる。生命保険だつてそうなんです。特別措置がある。何のメリットがあるのですか。ただ利子の非課税が、通常いま元本百万円が百五十万円に延ばされるらしいけれども、その上にもう百万円だけおんぶされるだけのことでしょう。金額にしてみれば幾らになる。年額七千五百円か八千円そこそこじゃないのですか。六分何厘に回つたとしてそれくらいはメリットだけで、どうしても事業主を通じなければならぬという理由にはならぬ。私は私に思ふのです。租税特別措置法の中でも、火災保険でも、生命保険でも、みんなやつておるのです。どうしてこれだけ事業主を通じなければできないのですか。

○藤澤政府委員 いまの御指摘の火災保険、生命保険等につきましては、広く国民一般についてそういう恩恵が行なわれておりまして、労働者に限つてということではございませぬし、御指摘の一般のベースにございまして少額利子の非課税制度は国民一般を対象にいたしますけれども、この法律による労働者財産形成貯蓄についての利子の非課税は、特別に労働者だけに限つて行なわれます

制度でございまして。そこで、労働者であり、かつ賃金から預入されているということを確認する必要がある、こういうわけでございます。

○西田委員 これはおかしいです。労働者というのは一体どういう人かというのですか。いま一億六百万ですかの国民のうち、実際に就業している人は何人おる。五千六百万近くおるのじゃないか。人口の過半数近くが労働者じゃないですか。労働者を除いたら、子供と家庭におられる主婦と年寄りでしょう。ほとんどの人がいま働いておるのです。だから、火災保険は一般が対象だ、これは労働者だといふなら、では労働者と一般とどう違うのですか。

○岡部(實)政府委員 労働者と申しますと、これは私ども、いわゆる雇用関係にある労働者——働いておるという意味ではすべて労働者でございしますが、雇用関係にある労働者、要するに賃金その他の報酬を得て生活をしているという形態の労働者と申します。労働者を対象にする。そこで一般のそれは、そういう意味じゃない労働者という意味では入りまじやうが、狭義の意味のいわゆる雇用労働者だけにつきましていまの特別な制度を適用していこう。これ自体が税法上の適用関係では一つの特別制度、したがってまして租税特別措置法というところで、特別措置として考えていく。その場合に、その対象になる特徴は、要するに賃金から貯蓄をしていくという特徴をつかまえて、そこにいまの特別措置を適用しようということでございます。その点で、その点を明確にする意味で、事業主を通じて賃金から引きと貯蓄に回つた分が対象になる、こういうこととするのが一番はつきり確認をしやすいわけでございまして。税法上一確認をする手続等もいろいろあるわけでございます。それから、したがって、そういうことなしにすれば当然特別措置法の対象になるということになるわけでございます。それからその具体的な減税措置等につきましては、これは労働者がやつております年末調整等によつてやるとかいうことでありまして、そういう現実の便宜の問題等もあり

おいて特定の処置をとられたのか、この辺のところ若干疑問が残るのです。

○藤澤政府委員 ただいま申し上げましたように、この預金は特別の優遇を受けるという観点から、その人が労働者であるということだけではない、さらに賃金から預入されるということとを把握する必要があります。特にあとの賃金からの預入という点で、やはり賃金を支払うときに控除をするということが一番正確であるという配慮と、特に税法上の手続が伴います関係で、たとえば一般所得税等でも事業主が源泉徴収者になつておるということもございまして、事業主において処理をするということが一番能率的でもあるというふうな判断が加わりまして、さうな制度になつております。

○西田委員 それはおかしいですね。火災保険なんか個人で契約していたつて、ちゃんと税金のときは、保険料控除の証明書を持っていけば控除してくる。生命保険だつてそうなんです。特別措置がある。何のメリットがあるのですか。ただ利子の非課税が、通常いま元本百万円が百五十万円に延ばされるらしいけれども、その上にもう百万円だけおんぶされるだけのことでしょう。金額にしてみれば幾らになる。年額七千五百円か八千円そこそこじゃないのですか。六分何厘に回つたとしてそれくらいはメリットだけで、どうしても事業主を通じなければならぬという理由にはならぬ。私は私に思ふのです。租税特別措置法の中でも、火災保険でも、生命保険でも、みんなやつておるのです。どうしてこれだけ事業主を通じなければできないのですか。

ますし、一つには特別措置の対象になるものを明確にする、それを特別の証明なしに当然その対象になり得るということにすること、これと便宜的な意味ということを含めてこういう制度にしたわけでございます。

○西田委員　そうすると、雇用労働者ということに限定されてくると、いま廃止になりましたけれども、日雇保険の擬制適用を受けている屋外労働者がいますね。板金工であるとかあるいは大工であるとか、左官であるとかこれも雇用されているのです。雇用はされているけれども、雇用主が一定しないということ、あつちに行つて働く、こつちに行つて働く。賃金は受けているわけですね。こういう人たちはこの対象外ということになるわけですか。

○岡部(實)政府委員　雇用労働者である限りにおいて、この法律の対象になることは……。

○西田委員　いや、雇用されていない人です。自分で……。

○岡部(實)政府委員　一人親方の場合には実はこの意味では雇用者ということではございませんので、対象外になることとなります。ただ、特別な法律ではそれぞれの目的によつていわゆる擬制適用するということをとっておりますが、この場合には雇用者ということに限つて適用すること、したがつてはずれてまいります。

○西田委員　従来、それまで広げるということは考えてないのか。

○岡部(實)政府委員　ただいまこの制度の発足にあたりましては、まず雇用労働者ということで発足をしてまいりたいと思つておりますので、今後一切対象としないという趣旨ではございませんが、ともかくこの制度のまず第一義的な対象は雇用労働者ということで発足して、将来の問題として検討事項とはなり得ると思ひます。

○西田委員　これはもうぜひ広げてもらいたい。同じように働く労働者なんです。雇用されているものだけが優遇されて、そうでない一人親方であるとかあるいは日雇いであるとか、先ほども

失対ということばが出ておりましたけれども、同じように働いてめしを食つておる人たちが、その人たちが片方は法律で非常な優遇を受けておる、片方はそういう——これが優遇になるかどうかは別として、片方はそういう待遇を受けられて、片方は受けられないというようなことは、私はやはり不合理だと思つております。法のもとに平等ということからいけば、私はこの法律に限つて平等性があるかもしれないけれども、しかし憲法の働く権利というところからいけば非常に不平等になつてくるのではないかと、その点についてはぜひひとつ今後考えてもらいたいということが一つであります。

そこで私は、ここで突き当たつてくるのは、社内預金制度の關係がどうなるかということですが、現在各企業で行なわれておる、主として大企業で行なわれておるわけですが、大企業で行なわれておる社内預金の総額というものを把握しておられますか。そして、それに対する年利息というんですか、利子というんですか、大体どれくらいに回つてゐるか。利回りはどれくらいになつておるか。九分何厘が最高だというふうには聞いておるわけですが、その辺のところ、わかつておりましたら聞かしてくださいます。

○藤澤政府委員　社内預金の現状についてのお尋ねでございますが、昭和四十五年三月三十一日現在で社内預金の総額は一兆一千六百九十五億になつております。これを利用してあります労働者数は五百三十二万人でございます。なお利子につきましては平均で七分七厘七毛になつておまして、一番高いのが住宅積立預金でございまして、八分五厘七毛というふうになつております。

○西田委員　一番高いのが八分五厘七毛、そんなことはないでしょう。現実には九分払つて預けさせている会社を私知つてゐる。いままで一割出していたけれども、それは山陽特殊鋼の問題が出たときに社内預金というの問題があるというところ、かなりな文句が出て、そして利子が高いから社内預金にずっと集まるんだらう、こういうこと

で利子が値下げされたけれども、私は九分二厘が最高と認められておる利子だと思つておるのですけれども、すでにそれを払つておるところがあるんですよ。

○藤澤政府委員　先生御指摘のとおりでございます。ただいま申し上げました最高というのは普通預金とか定期預金とか住宅積立預金とかの平均の金利のうちで、平均金利が一番高いのが住宅で、いま申しました八分五厘七毛でございまして、そして沿革は先生御指摘のとおりでございます。従来非常に社内預金の金利が高うございまして、問題が起きました昭和四十一年に中央労働基準審議会から答申が出まして、そのときに漸次金利を下げていくという勧告が出ております。そこで当面暫定的に認められた金利もずっといままでの金利よりは低く押えられてゐる。そのときに住宅積立預金についてはたしか九分八厘以下に押え方であるわけでありまして、現に年々減つて、金利は下がつてまいつております。四十五年三月が先ほど御報告したような平均金利になつております。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕
○西田委員　そこで先ほどお聞きしたいんですが、先ほどもいろいろあげられました預貯金の中で、やはり一番高い利回りであるかと予測されるものは大体どういふものがあるかと、どれくらいですか。
○藤澤政府委員　勤労者が行なつております普通の貯蓄の中で比較的金利の高いものは貸付信託でございまして、五年ものでたしか七分四厘七毛ぐらゐになつておると思ひます。

○西田委員　片一方では七分七厘七毛という社内預金がある。社内預金は社内留保ができるわけですが、それは会社の運転資金に使える。ところがこの金は、七分四厘七毛が最高で、しかもそれは会社に留保することができない、どこか金融機関に預けなければならぬ。こんなことではたしていわゆる企業主が協力すると思われませんか。

○岡部(實)政府委員　社内預金につきましては、現状はいま賃金部長から御説明申し上げたとおり

です。ただ社内預金そのものにつきましては、これが特別の場合に、先ほど山陽特殊鋼のお話も出ましたけれども、やはり私どもの立場からいたしますれば、適正にこれを管理していく必要がある。そういう意味で先般、この利率につきましてもできるだけこれを適正なものに引き下げていくという方向で来ておるわけですが、したがいまして、いままたまそういうことになつておりますが、いま社内預金を、それがあるべき姿あるいは正しい姿として私ども認めてやつていくたてまえではございませんので、将来社内預金についてはさらに適正な規制をしてまいりたいということを考へております。ただ現実にはやはり利率の点ではいまのようなことにならうかと思ひますが、この制度が発足をいたして軌道に乗つてまいります場合には、当然その融資の対象となるというふうなことはつきりいたします。そういう意味で、いまの利率だけの比較ではなくて総合的に比較いたしますと、まゐりまゐり場合に、どちらが安定してさらにその目的を達し得るための貯蓄であるかということから判断されると思ひます。

○西田委員　社内預金につきましては、これは山陽特殊鋼の問題を起したときですから六年ほど前ですが、労働金庫協会あるいは労働四団体から社内預金はけしからぬじゃないかという申し入れをしたわけですが、ところがなかなか経営者の抵抗も強く、大蔵省もまたそれに対しては非常に手ぬるい処置で、一般でたしか一割が九分二毛、住宅で九分八厘ですか、そういうことでまだ一般市中にない高い金利を持続しておるわけですが、この制度ができたからといって、はたして労働省がそれをもう低い金利に下げるといふ自信がありますか。

○岡部(實)政府委員　私もこの法案をつくるに、社内預金の取り扱いをどうすべきかということでも議論がございまして、社内預金の中でたとえば住宅貯蓄という形でやつておるものについてはこれを取り込んでいたらいじやないかという議論も実はあつたわけですが、しかしながら私ど

もは、この法律の財形貯蓄としては、そういった社内預金のようないわば特殊な形の貯蓄は対象に入れないということと踏み切ったわけでございます。

いま金利を直ちにどこまで押えられるかという御質問でございますが、これは審議会の答申の線もございまして、それは審議会の答申の線もございまして、徐々にさらに適正化をはかってまいりたいということで努力をまいりたいと思っております。

○西田委員 きわめて心もとないと思うのです。どうしてもメリットの多いほうへだれしも集まっていこうというのが人間の心理です。しかも、だれしも自分の会社はだいたいよぶだと思っているんです。だから山陽特殊鋼のようなことがかりに起こったとしても、あの山陽特殊鋼の問題が起ったときに何億という預金があった、その会社の預金が引き出されたかというところ、そうではないのです。そういうことから考えていくとこれは非常に問題になるし、しかも社内預金というのは金融の面から見てもあまり好ましくない方法なんです。天引きして強制的に貯金をさせた昔の制度が、任意制という形においてそのまま残ってきても現在の社内預金制度だと思っております。だからそういうものを残していくためには、少々のリスクがあっても、高い利子を払っても、従業員の賃金を頭から渡さぬで済むわけですからね。それが社内預金の実態だと思っております。そういうものが、いまおっしゃるような方法では経営者が簡単におさまらないと思うのです。これはよほど力を入れなければいかぬのですが、大臣どうですか、自信ありますか。

○野原国務大臣 社内預金については、できるだけ規制をしてまいりたいと考えております。

○西田委員 規制をしてまいりたいぐらいでは、ちょっと済みません。先ほど政治家の政治生命とおっしゃったのですが、政治生命をかけてでもやってもならなければいけないというふうに私は思うわけです。

そこで、社内預金とよく似たものに社債があるわけですね。たとえば電力債であるとかいろいろな債券がありますね。ああいうものも含まれるわけですね。

○藤縄政府委員 公社債もこの財産形成貯蓄の対象になります。

○西田委員 そうすると、たとえば一つの会社が自分のところの社債をばつと出して、その社債を全部従業員に引き受けさせるという方法もその中で出てくるわけですか。これはきわめて危険な方法じゃないですか。それは企業を助ける一つの大きな方法になつて、企業は社内預金はこういふ方法けれども、今度は利回りの低い、七分二、三厘の社債を従業員に買ってもらおうという方法も、やり方によっては可能なんです。そういう場合、どういうことになりますか。それは制限があるんですか。

○岡部(實)政府委員 実はこの制度自体が、勤労者が自由に自分の好むところを選択してやるというたてまえになっておるわけなんです。たてまえがそのまま貫かれるかというところの御質問になるかと思いますが、契約そのものは個々の勤労者が望むところで契約するわけですから、そこには勤労者の自由な選択がある。ただ現実には払い込むときに、事業主を通してというところで一つの関門がある。そこでチェックをされるんじゃないかというところになるかと思いますが、さきにも申しましたように、基準法の手続を踏まなければならぬわけですね。したがっていましめて勤労者があつて、職場においてそういう制度を自主的に選んでやっていると、こういう場合には、当然そういう団体の意思をもって事業主のほうと話し合ひをやりまして、それでこの制度をその事業場で適用してまいり、こういうことになると思いますが、あくまで労働者としては、その組織あるいは全体の力をもって当然自分らの選択する方向で行ない得る、こういうことにならうかと思つてます。

○西田委員 選択の自由があるといひましても、現在の日本の労働組合はほとんどが企業組合なん

です。職業別にあるいは職能別につくられておる組合というのは、きわめてまれにしか見られない。そうすると、企業組合である限り、団体交渉ということになるとその幹部が会社と団体交渉をすることになるわけですね。ことにそれが貯金という関係で交渉する場合には、これはどんな貯金であつても、この貯金あの貯金一つずつに切つて契約をしなければならぬことにはなつてないはずで、とにかく会社側と協議してきまつたら、そうした種類の貯金をするための給料からの天引き、いわゆるチェックオフを認めるか認めないかというところだけですね、基準法に制限されるのは、です。それからそういう意味からいいますと、企業組合であり、そして団体交渉できめられるということになつてくると、ほんとうの労働者個人個人の選択権というものは大幅に制限をされてくる。そういう中で、ひとつ会社のために協力をしてくれぬか、賃金も上げるのだ、一時金も上げるのだから、会社の社債がこれだけあるんだがひとつ引き受けてくれぬかということになってきたとき、いやというところと言へますか。これは私は、そういう会社の資金調達の手がかりを労働者の賃金の中からして、というふうな形になりはしないかと思つて、もちろん証券会社へ預けるのではありません。証券会社と会社なんというのはいささか結託しておけばいいわけですからね。こういうことは通常行なえることです。これはよほど労働者として監督指導をしなければならぬ。その指導監督について自信がありますか。

○岡部(實)政府委員 この法律をつくつて、いま御指摘のようなことを助長する意味は毛頭ないわけですね。私もそういうことは考えておらないわけでございます。そこで、おそらくこういう制度ができませんと金融機関全体もこれに対して、まあ預金を自分のところへといひますか、そういうような競争も相当ございまいし、それから、そういう労働者個人々々のこれに対する態度というものは相当はつきりしてくるのではなからうか。そういうことでこの制度が本来の趣旨が達成されるように

運営をされなければならぬという意味で、私ども直接の監督権をどこまで行使するかの問題はございませうけれども、そういうようなこの法の趣旨に反するようなことが明らかに、かつ危険性を含んで行なわれるような場合には、当然特別な指導監督を行なうつもりでおります。

○西田委員 それは、そのチェックをどこでするかということですね。危険だと言われたら、労使双方で話し合ひされるわけでしょう。そしてその労使双方で話し合ひされたものが、信託銀行なりあるいは銀行が預かっていくわけですよ。そんな場合にチェックする方法ないでしよう。片一方が何か口を割らぬ限りわからぬことになつてしまふわけですよ。それで、そういうことのないように努力するとしても、見つけた場合には極端なものには注意すると言つて、どこでチェックするので

○岡部(實)政府委員 社内預金等の問題も同じようなことがいえると思つてます。そこで私も、この運営にあたつては、たとえば住宅等の貸し付けの場合には、当然その融資条件等で財形貯蓄がはつきりやられているところを対象にする、これは法律で事業主とはつきりしておるわけですね。そこで、いまそういう問題とからまず、貯蓄の対象として自社の社債というふうなことに

なつた場合には、これは実は表に両方とも出さないというところになれば、ちよつとわからぬと思つて、相当な弊害を伴ひ問題となるような事例でありますれば、当然表へ出てまいるものと思つておりますので、社内預金に対する規制をいたしましたと同じような形、あるいは今後の財形の運営の方針について財産形成審議会等の意見を聞いて、はつきりした基準、方針を明示して、それで適正な正常な運営がされるように確保していく、こういうことで進んでまいりたいと思つてます。

○西田委員 結局、考えてみますと、これはあまり労働者にメリットはないのですよ。結局、この制度があつて一番資金を集めやすくするのはどこかといひば銀行なんです。それ以外にこれはお互いに

あんまりメリットがない。まあ労働者の場合は百万円というプラスがあるが、これだけだ。金利もプラスされない。それならば、せっかく全国の各都道府県に労働者のつくった金融機関があるわけだ。その金融機関に直接いわれる財産形成貯蓄契約というものを一つの項目にあげて、現在市中銀行にプラス一厘だから、労働金庫の場合にはすべてが——これをもっと大幅に利子を認めて、そうして利子が払えなければ、市中よりも利子が高い部分は利子補給を政府がするという形において初めて財産形成といえるのじゃないですか。だから、やはりそれはどこか特定のところに指定することが私は大切じゃないかと思うのです。全国でもうすでに労働金庫の預金高は何千億という金額になってきておるわけでありまして。そして、いままた毎年友愛貯金だなんだということで、労働金庫は労働金庫なりの努力をしておるわけですが、だから、そういう労働金庫を通じて——しかも労働金庫から現在家を建てるために、改築するために、増築するためにということを出されておる資金というものは、労働金庫の貸し付けの大部分は住宅に使われておるわけです。そういうこと等を勘案するならば、一般の市中銀行と労働金庫とは設立された趣旨が違ふ。法律にも書いてあるとおり、営利を目的としてはならない労働金庫である。そういうところへ集めて、そうして労働者の自主的な金融といえますか、財産の形成に思ひ切つてやるべきではなかったか。これで労働金庫の利子は現状よりもっと有利にするという考え方はないですか。

も、基本的な原則は、やはり好きな金融機関を選択させるということがいいのではないかとはいふうちに考えます。

○岡部(實)政府委員 仰せのように、この貯金、貯蓄を取り扱わせる金融機関について、労働金庫だけに特定するというのではなくても、相当優先的にこれに考えていってどうかという御指摘だと思ひますが、全体にこの制度が幅広く利用されていく、その前提としては、貯蓄というのはやはり個人個人の自由な選択ということと前提とすべきではなからうか。したがって、どれだけのものをどこに預けるかということについて

も、基本的な原則は、やはり好きな金融機関を選択させるということがいいのではないかとはいふうちに考えます。

○岡部(實)政府委員 仰せのように、この貯金、貯蓄を取り扱わせる金融機関について、労働金庫だけに特定するというのではなくても、相当優先的にこれに考えていってどうかという御指摘だと思ひますが、全体にこの制度が幅広く利用されていく、その前提としては、貯蓄というのはやはり個人個人の自由な選択ということと前提とすべきではなからうか。したがって、どれだけのものをどこに預けるかということについて

も、基本的な原則は、やはり好きな金融機関を選択させるということがいいのではないかとはいふうちに考えます。

○岡部(實)政府委員 仰せのように、この貯金、貯蓄を取り扱わせる金融機関について、労働金庫だけに特定するというのではなくても、相当優先的にこれに考えていってどうかという御指摘だと思ひますが、全体にこの制度が幅広く利用されていく、その前提としては、貯蓄というのはやはり個人個人の自由な選択ということと前提とすべきではなからうか。したがって、どれだけのものをどこに預けるかということについて

も、基本的な原則は、やはり好きな金融機関を選択させるということがいいのではないかとはいふうちに考えます。

○岡部(實)政府委員 仰せのように、この貯金、貯蓄を取り扱わせる金融機関について、労働金庫だけに特定するというのではなくても、相当優先的にこれに考えていってどうかという御指摘だと思ひますが、全体にこの制度が幅広く利用されていく、その前提としては、貯蓄というのはやはり個人個人の自由な選択ということと前提とすべきではなからうか。したがって、どれだけのものをどこに預けるかということについて

も、基本的な原則は、やはり好きな金融機関を選択させるということがいいのではないかとはいふうちに考えます。

預かる、そして安い利子で金を貸すということになつてくると、ますます利子やというものは縮小していくわけですから、そこで、こういうことをするのなら、そういう労働金庫なら労働金庫協会を通じて、あるいは連合会を通じて利子補給をするというようになことをしたらどうかと私は言つておるわけですが、それも含めてということですね。

と、家を持つがために結果的には自分のからだをすり減らすことになる。そういうことであつてはならない。そこで、何としてもやっぱり土地の手当てということが問題になつてくるわけで、当然土地を政府の力によつてつくつてもらへるというふうに理解しておつたら、そうじゃなさうだ。土地も含めて自分たちで適当にやれ、こういうことなんです。それならなかなか持ち家は持てない。そして、たとえば六百万円かかる家なら土地に約三百万円以上の金を食われてしまふ。これが現在の常識なんです。そういう土地についてどう考えておられるか。

○岡部(實)政府委員 先ほども御答弁申し上げましたように、特に住宅建設にあつては、御指摘のように土地の問題を解決しなければならぬ、この御指摘はまさにそのとおりでございます。ただ私も、当初そういうことで事業団が住宅建設用地の先行取得までやるべきではなからうかということ、実はいろいろ考へておつたわけですが、御承知のように、政府全体といたしましては、建設省がいゆる公営住宅の問題、あるいは一般的な民間住宅の建設、勤労者あるいは一般低所得者の、あるいは住宅金融公庫等を通じてやる場合等につきましても、一般的な宅地造成その他を推進するいろいろな計画、また現実の策を持つておるわけでございます。したがって、それとどうかみ合わせていくということにならうかと思ひます。この法案でも、財産形成のうちで住宅建設の部門については建設大臣が所管の大臣として法律第四条で出てまいっております。したがって、労働大臣が中心になります。建設大臣とも十分連絡をとりながら、基本方針その他、建設省のいまの住宅建設あるいは宅地造成等の計画と見合つて、それとこの制度とどう結びつけてやっていくか、いろいろ事業団で具体的なあつせんその他もあろうかと思ひますが、そういうことで具体的に解決してまいりたいと思ひます。

と、家を持つがために結果的には自分のからだをすり減らすことになる。そういうことであつてはならない。そこで、何としてもやっぱり土地の手当てということが問題になつてくるわけで、当然土地を政府の力によつてつくつてもらへるというふうに理解しておつたら、そうじゃなさうだ。土地も含めて自分たちで適当にやれ、こういうことなんです。それならなかなか持ち家は持てない。そして、たとえば六百万円かかる家なら土地に約三百万円以上の金を食われてしまふ。これが現在の常識なんです。そういう土地についてどう考えておられるか。

○西田委員 結局、預けた金にたくさん利子を払うか、借りた金から少なく利子を取るかの差だと思ふのです。だから、市中銀行との均衡がとれなくて高い利子が払えない、利息がつけられないというなら、こつちのほうで少ない利子にしてやればいいわけですね。貸し出しのほうを低い利率にしてやればいい。そういう点を十分ひつと運営よろしきをお願いしたいということを要望します。

と、家を持つがために結果的には自分のからだをすり減らすことになる。そういうことであつてはならない。そこで、何としてもやっぱり土地の手当てということが問題になつてくるわけで、当然土地を政府の力によつてつくつてもらへるというふうに理解しておつたら、そうじゃなさうだ。土地も含めて自分たちで適当にやれ、こういうことなんです。それならなかなか持ち家は持てない。そして、たとえば六百万円かかる家なら土地に約三百万円以上の金を食われてしまふ。これが現在の常識なんです。そういう土地についてどう考えておられるか。

○西田委員 結局、預けた金にたくさん利子を払うか、借りた金から少なく利子を取るかの差だと思ふのです。だから、市中銀行との均衡がとれなくて高い利子が払えない、利息がつけられないというなら、こつちのほうで少ない利子にしてやればいいわけですね。貸し出しのほうを低い利率にしてやればいい。そういう点を十分ひつと運営よろしきをお願いしたいということを要望します。

と、家を持つがために結果的には自分のからだをすり減らすことになる。そういうことであつてはならない。そこで、何としてもやっぱり土地の手当てということが問題になつてくるわけで、当然土地を政府の力によつてつくつてもらへるというふうに理解しておつたら、そうじゃなさうだ。土地も含めて自分たちで適当にやれ、こういうことなんです。それならなかなか持ち家は持てない。そして、たとえば六百万円かかる家なら土地に約三百万円以上の金を食われてしまふ。これが現在の常識なんです。そういう土地についてどう考えておられるか。

の団体に対して融資する。したがって、個々の労働者の方が個別融資を受けて個々に土地をさがすことは非常にむずかしいと思いますが、そういう事業主を通じ、あるいは事業主の団体を通して融資をいたすことによりまして、その分譲持ち家住宅、こういうことになろうかと思えますので、そういう場合に、事業団としては、融資の場合にできれば建設費その他との連絡を密にいたしまして、土地のいろいろな情報の提供その他、できればあっせん等、これらも十分やっているとしようというところで、できるだけ土地問題の具体的な解決を促進してまいりたい、こういうことでございます。

○西田委員　そうすると、そこでもまた企業主は非常に加担することになるわけです。いわゆる企業がそれぞれの企業の実情に応じて従業員住宅というものをそれぞれつくっておるわけです。それはいままでは会社のため、義務のように考えて住宅というものを建ててきたわけです。しかし最近では、だんだんとコストが上がってくる、労務費も上がってくる、そこでそういう社内労働福祉とい

○岡部實一政府委員　自主的に労働者がどういう形で資産の形成なりあるいは持ち家を持っていくなかというところは自由でございますので、この制度を活用するかしないかは、勤労者が自主的に判断してくださればいい、それが前提にあるわけです。そこで、現実には各企業が単なる従業員宿舎というようなことではもうだめで、やはり勤労者にたとえば福祉活動などの一環としてということもあろうかと思いますが、とにかく分譲住宅ということではなければ、住宅問題については今後もう解決にならない。単なる社宅に入れてどうこうということではだめだということで、現にいろいろなことがあるわけでございます。そこで、かたがたいままでの実情を見ますと、勤労者が個々で、たとえ借金機関を通じて住宅ローンを受けて、自分の持ち家をつくり得るという可能性は非常に少ないわけです。現実にはないわけです。そこでこの制度を活用して、事業主のそういう力も合わせてともかく自分の家をつくるということができれば、まず、一つの目的は達するのではないかと。そこで将来、たとえば何か会社の分譲住宅ではあるけれども付

○西田委員　その趣旨は十分わかるのですよ。わかるけれども、この法の運用ということを将来展望してみたときに、ほんとうにその趣旨が生かされるような方向であるかどうかということに疑問を抱くわけです。貯蓄にしても、これは社内預金の金利を下げずしてこっちに貯蓄させようとしてもなかなか集まりつこないし、社債を持たすということになれば、それは利用される危険性が十分あるし、家は持ち家だといひながら、結局会社がそういうことをあつせんすることになれば、会社が当然建てるべき社宅の肩がわりだ、こういうことになってしまひはしないかということになるわけです。労働省の言われるのと私が言うのと全く反対のことで、悪い点ばかりをあげていくわけです、そういう点で非常に心配するわけです。

時間がないけれども、若干認めていただきましてさらにお伺いをするのですが、最近では労働者の流動性が高まってきている。年功序列型賃金からいわゆる職能別賃金、仕事別賃金に切りかえる、こういう形の中で、職種が変わらなければ賃金が上がらない。日本の場合でも早晚そうなってしまうと思うのです。いま年功序列型賃金は残っていますけれども、労働が流動しなければ賃金が上がらない、収入がふえないということになるわけです。そういう場合に、持ち家というものが労働者の流動を阻害する要因になりはしないか、そういうことを非常に心配するのですが、その点についてどう考えますか。

○西田委員　私はその点を伺いたかったのです。せっかく家を持ったけれども、どうしても動かなければならぬ。企業の中でもよく動く者ほど早く出世するのです。そういう点からいいますと——

——といって家はやはり三十代には持ちたい、三十代というのは一番流動の激しいときで、一番家の持ちたいときです。この二つの矛盾をどう解決してやるかというためには、自分のつくったこととばでまことに申しわけないのですが、ハウスバンク——血液バンクがあるように、家のそういうところあつてを、宅建業者やその他不動産業者にまかすのではなしに、財産形成の中でつくられてきた家というものをどこかで集中管理するとうか、何かそういう方法で適当な家と交換する、あるいはまた一定の期間を定めて貸すとか、何かの方法をやはり考えなければ、せっかくの持ち家が持ち家にならないと思うのです。

それからもう一つ、いまアパートあるいはマンションというようなことを言われましたけれども、高層住宅の中の五階の一戸建てを自分の財産といったってこれは承知しませんよ。それにはききず労働者の家というのに対する意識革命から

やっぴいかなければならぬと思う。そういう点についてどうお考えになつてゐるのか、そういう点になると見通しは非常に暗いと思ふのですが……。

○岡部(實)政府委員 前段に御提示になりました構想は、私もたいへん実効の上がるものだと思ひまして、将来相当住宅もふえてまいった晩には、現実には勤労者の場合には転勤その他ございまして、従来話し合ひで留守中ひとつ入つておつてくれというふうなことでやつておる事例もあるわけでございます。そういうものを組織的にやるといういまのハウスバンクと申しますか、そういうような機能を事業団等でもやつていくことが必要になるかと思ひます。貴重な御意見として伺つておきます。

それから、個々の住宅のあり方の問題でございますが、これはやはり市街地で土地の非常に少ないところ等につきましては、高層分譲ということも十分重点的に考へてやつていかなければならぬと思ひますので、住居に對します全体的な考へ方の問題もありましようが、現実には職住がある程度接近して、サラリーマンが家を市街地につくるといふことになると、どうしてもその高層分譲という考へ方を導入しなければならぬと思つております。

○西田委員 これはある会社に勤務しておる間の年限というものと、勤務を終えてからいゝゆる老後の生活をするという、そういう老人ニュータウンといふんですか、そういうものとの兼ね合ひにおいて行なわれないと、結局は持ち家だということでは、マンションの一角を買つてみたけれども、さあ五十五歳、六十歳になつて定年が来た、ここで一生暮らすのかというところになるとこれはたいへんだ。どこか空気のきれいな、もつと騒々しくないところへ行きたいという気持ちが出てくる。

その場合に、やはり老人ニュータウンというものがあつて、そこにはそういう人たちが集まつておるところを——これは厚生省の仕事かも知れないけれども、並行して行なつていかなければ、この持ち家制度というものは、理想は高く掲

げてゐるには効果が薄いものになつてしまふと思ふ。現在労働者の中ではほんとうに家を持ちたいと考へておる人が大半だと思ふけれども、それでは建てる能力を持つ者は幾つかという四十過ぎからだと思ふのです。それはそれ以上に条件のいいところはもつと早くから建てておるところもあるかも知れませんが、大体四十を過ぎてからでないとなつてきません。そうすると、もうあとわずかうといふところ、マンションを買つてどうなるだろうかというところになつてくると思ふのです。これはいまの労働者の感覚からいけばさうだと思ふ。十年たてばどう変わるかは別です。しかし、それは年をとつたらやはりそこには住めぬといふことになつてくると思ひます。そういう点はアフターケアとして十分考へていかなければならぬと思ふのですが、そうするためにはこの事業が雇用促進事業団でやられるということに問題がある。財産形成をこまめに本腰を入れてやるのなら、どうして財産形成のための事業団を特設されないのか。そうしてそこへ金をどんと財政投融資、資金運用部のほうから持つていけばよい。

現在、事業団にこういう家を建てたりするため融資は幾ら出されておるのですか。

○住政府委員 雇用促進事業団で、現在、住宅とあるいは福祉施設とかあるいは職業訓練の融資を含めまして百八十七億が来年度の予算に——その百八十七億のうち住宅関係が百六十七億に予定されております。

○西田委員 そうしますと、私推算してみたのですが、いまかりに十万人の労働者が家を建てたいといふふうになる。そこでこの人たちが、土地を別にして、とにかく三百万円の家を建てたとすれば大体三千億の資金が必要なんです。逆に現在、それでは労働省が言うからしやうがない、協力してやろうじやないかといふことで、月五千円ずつ年額六万円の貯金を百万人の労働者が契約してつくつたとしても、このお金は六百億しか集まらない。結局、全体の労働者の必要とする資金の二〇%くらいしか、これを全部投げ出して満たせな

いわけです。さうだとすると、そこへ事業団資金が百六十七億ですか、これでは何にもならぬ、これくらいのお金では焼け石に水です。事業団は事業団として貸し付けの住宅を現在やつておられる。だからその事業団のほうの融資はそれでいいじゃないですか。さうして、こつちでほんとうに財産形成をしたいといふのなら、それにやはり別な財団というか事業団を設けて、そこで運営をする。さうして、その運営をするのに、この間も私がその質問を申し上げたように、失業保険金の積み立て金もあるわけですから、その他労働者が負担しておる金は相当あるわけですから、本腰を入れるならそれを持つてきて、それで最後はこうして埋まつていくという計画のもとで先行投資をするといふことではなければ、ほんとうに財産形成にはならないと思ふのです。ひとつ大臣から答弁してください。

○野原国務大臣 将来の問題としましては御指摘のようなことにぜひしたいものだと思ひます。実はこの勤労者財産形成の最初の出発にあつては、やはり独立した財産形成事業団を設けようといふことで、中小企業退職金共済事業団と発展的に一緒にやりましてやるならば、あそこも十分活用できると考へたわけでございますが、まだどうも機が熟さずして、ついに新規の事業団の設置を見るのができなかった。しかし、これは新規の強力な事業団を設けたいという願望は、事務当局かねてから非常に強く考へております。したがつて、この出発にあつては、一応雇用促進事業団の中でやらせまうけれども、いよいよこれが相当のものになつたときにはひとつぜひさういふことにしたいものだ、これはわれわれの将来の願望でございますが、さうしてそのことによつて飛躍的に勤労者の財産形成、住宅建設の問題が軌道に乗る。当然これは国からももつと金を出してもらつて、土地の先行取得も必要でございます。さういふことの構想も最初あつたわけでございますが、遺憾ながらどうも中途はんばに終わつた。この点は非常に残念でございますが、まあ初

めから万全を期して満点で出発ということはなかなか容易でない。そこでこの辺のところではまずスタートとしてはしかたなからうということでは、なほだ残念ながらこの程度になつたわけでございます。その辺は御賢察をいただきまして、ひとつ何とか出発させていただきたいということをお願いしたいと思ひます。

○西田委員 賢察せいと言われても、賢察し過ぎては困つてゐるのですよ、大臣。ですからひとつ、うんと力を入れてもらつて、そして労働省はこれにかける——はかにもかけてもらねばならぬものがたくさんあるからたいへんかもしませんが、財産形成は重点政策としてやつていく。こういうことで今後やはり土地問題、それから労働者がする預貯金のメリットの問題、それから別途事業団の創設、こうした問題が非常に大きな問題として出てくると思ひます。したがつて、何とか壁の中に指一本突つ込める穴をあけた、こうおっしゃりたいのだらうけれども、その穴をふさがぬように、その穴をぐぐぐと労働省の力で広げていつて、そして向こう側に飛び出していただくように、ぜひとも努力をお願いいたします。時間が多少超過したようですが、私の質問を終わります。

○増岡委員長代理 次に、寺前巖君。

○寺前委員 時間もなんですから、二、三のこの法律案が持つてゐるところの性格と疑点についてだけお聞きしたいと思ひます。

第一番目の疑問点は、はたしてこれが勤労者の財産づくりを促進するところの法律案としてなつてゐるのかどうか。これが私はこの法律案に對する賛否の一番基本だと思ひます。法律案に出てくる事実からいいますと、まず労働者がこゝへ出てきます。それが企業主を通じて金融機関に預託をするといふことが出てきます。また今度は、事業団を通じて預託の面と家をつくるという問題が出てきます。どこかの会社につくつてもらつてそれを自分の持ち家にする、こういう諸關係がこの法律では出てくると思ふ。雇用促進事業団の問題は

一応横へ置いておいて、その間に出てくるものを見ると、まず勤労者、会社、金融機関、そして建設業者が民間デベロッパー、この種の問題が出てくると思うのです。これの一つ一つについて、この法律によつてその一つづつがどういう位置を占めてくるだろうか、私は少し考えてみた。

まず第一に銀行。銀行はこれによつて明らかに預金者がふえる。そして、大体三分の一ぐらいを持ち家制度のほうに回すという計画、三分の二は他の資本に貸して銀行としての事業をやる。考えてみたら、銀行は損をするどころか、新しい預託者を持つてその事業の拡大をやっていく。私は、この法律によつて銀行はそういう位置を占めると思う。これが一つです。

それから第二番目に会社です。会社はどういう位置を占めるだろうか。会社のはうは、今度は個人がその会社を通じて預託をする。したがって会社は、先ほどの話じゃないですけども、社内預金の場合には会社の中の運転資金として使え、が、今度の場合は、預託を通じて出てくる問題というの、住宅という分野についてそれを労働者に返していくという役割りの位置を占めさせてもらつておる。しかし同時に、会社を通じて納めさせるということによって、個々の労働者に対して積極的に預金をしなさいよという拘束力、指導性を發揮していく役割りをしていくだろう。ほんとうに家がほしいのだったらもうちょっと社内預金もしなさい、そうしたら、両面から住宅がいけるじゃないか。社内預金を促進させる積極的な意味をこれと同時にあわせて持つてくるだろう。だから、会社自身もこのことによつて一つも損をしない。労働者を家をつくるために積極的にその会社で働かす、拘束をさせていくという積極的な新しい役割りをするだろう。私は、会社はそういう性格を持つておるだろうと思う。

第三番目に民間デベロッパーといひますか建築会社。これはきちつと保証されたところから家をつくつてくれということにおける安全な住宅建設の地位を占めることができる。民間デベロッパー

は住宅建設の新しい分野をここに開拓することが出来る。建築業者もめでたしめでたしという新しい分野ができる。

最後に、一番最初の問題になるところの労働者はどうなんだ。勤労者はどうなんだ。勤労者の場合にはまず預託をする。百万円までその利子については課税がからまない。しかし考えてみたら、せつかく貯蓄をしても、その利子と物価の最近の上昇とを計算に入れてみたら、物価上昇が四十四年か四十五年にかけて前年比八・八%というところになると、貯金をして金の値打ちは下がつてしまふという結果が明らかに生まれてくる。若干利子の課税対象からはずされたとしても、決して財産としてふえるという預金にはならない。住宅の面についていうならば、確かに別の分野で住宅建設というものの一つの資金源ができることは事実だろう。しかし、先ほど西田さんがこで言つておられたように、会社が従来厚生事業としてやつていたのを、逆に自分でもつとやらないといふ促進のほうに使われていく。そう考えると、労働者としては得策は一つもないじゃないか。

私は、この四つの分野を見るときに、一番大きな利益をあげるのは結局銀行じゃないか。だから、むしろこの法律の持つてくる性格は、銀行やあるいは気ばつて仕事をさせることを促進する役割りをする会社、その資本づくりの促進法案という性格を持つんじゃないかと思ひますけれど、大臣はいまの分析を一体どういふふうにお考えになりますか。

○野原国務大臣 なかなかおもしろい御分析だと思ひますが、問題は、しからば勤労者が財産を形成する、自分の家を持ちたいという願望、しかし現実にはほとんどの勤労者の方々が貯金もしてありません。現在貯蓄の気持ちには非常に旺盛なんです。それはなるほど物価も上昇しておりますので、物価はできるだけ安定をして、金利の上昇以内の物価の上昇になっていけばいいわけだと思ひますが、その点はまだいささか、率直な話が必要十分ではないと思ひます。しかし、多数の勤労

者が現に貯蓄も一生懸命やつておるといふ事実、しかも、貯蓄をしておるけれども、必ずしも政策的なそれに対する強力な援助は受けていないといふ事実もまたございます。そこでわれわれは、勤労者がせめて自分で家を持ちたいんだという願望を果たしてあげたい。それにはまず、勤労者が貯金をしたいといふことに対して、いままで必ずしも十分でなかった国の政策をそれに加えてあげて、できるだけひとつ勤労者の貯蓄を優遇してやる必要があるのではないか。

同時にまた、家をつくりたいという願望に対しては、やはり問題は、金融機関等から話を聞いてみますと、どうも住宅ローン等に銀行が出しておる金というものは非常に少ない。むしろそれ以外のところにもんな行つてしまふという状態はまことに遺憾である。できればそれは、自分で貯金をしたものに對しては、全部これを住宅ローンに引きさせる必要があると思ひますが、ただ問題は、住宅ローンになりますと、すべてこれは長期の金融になりますので、相手もその金融については多少減る点もあるかと思ひます。そういふ点で、少なくとも最初は三分の一程度の金融は住宅資金の分として提供させる必要もあるといふふうなことで、それには雇用促進事業団やあるいは勤労者住宅協会を通じたり、あるいは生協等を通じて家をつくる、あるいは中小企業の場合、その協同体でもつてひとつおつくりをいただこうといふふうなことで進めておるわけでございます。いままでほとんど何もしてないなかつた勤労者の貯蓄に対して、できるだけひとつ手厚い助成を考えていこう、こう思つておつたわけでありますが、遺憾ながら必ずしも出発点にあつては十分ではない。実は、貯金の貯蓄総額に對しては、これを免税にしろといふのがわれわれの要求だつたわけなんです。ですからこれは、勤労者財産形成促進法が出現しても、われわれの当初の願望であつた税額控除——所得がふえるに從つて日本の経済は相当貯蓄もふえると私は思ひます。したがつて、とりあえず年間三十万円ぐらいまで

は免税にすると、将来は三十五万円四十万、やがては五十万円にもなると思ひます。そういうぐらゐの免税もしてあげたい。これを単なる利子非課税といふふうな、どうも中途半端なことで申しわけないと思ひます。その程度でがまんせえといわれれば、やむを得ずその辺もしかたなからうといふことで、まあ折れ合つたわけでございますが、しかし、決してこれで満足してゐるわけではない。むしろ今後の財産形成政策には、政府内部のあらゆる方面の理解ある協力を強力に望むわけなんです。といふことで、とにかく勤労者のための政策にこれが役立つものであらうと思ひます。そこで、さつき分析されましたが、一つ一つ反論を申し上げる気持ちはございせん。ただ、勤労者に対する分は、われわれの気持ちはあくまでも豊かな勤労者の安定した生活の実現、それにはやはり貯蓄が大事だと考えております。ましてや、日本の経済は、幸いなことにいろいろいわれておりますけれども、まだよその国に比べますと、インフレの状態も必ずしも悪いわけではない。それから、物価の上昇もしてゐるとはいひながら、小売り物価が上がつておるのであつて、必ずしも御売り物価等はそう上がつてはいない。まだまだくふうのしようもある。これからの政策の目標をそこに置くならば、物価政策も必ずしも上昇を食いとめることも不可能ではない。まあしかし、ここはあくまでも勤労者のための財産形成の政策を考えておる段階でございまして、われわれもそういつた面は今後も主張すべき点は強力に主張しますけれども、とにかく大多数の勤労者の方々に理解をされて、これは喜んでもらえらんじやないか、もし十分でなかつたら、これをますます十分なものにするように皆さま方の御鞭撻や御指導をいただきたいものだと考えております。

○寺前委員 そうすると、大臣の見解で明らかになつたことは、勤労者の財産づくりの促進をするといふのが法案のねらいだけれども、一番肝心の

ところは、結局貯金の分野でいうならば、それは百万円までの利子に対する課税はしないというけれども、実際の貯蓄と物価との関係を見ていった場合には、決してこれは上回っているものになるというこの保障は一つもいまの回答の中にはないでしょう。これは明らかだから、現実なことから、結局貯金をして金の値打ちは下がっていくというのが実態なんだから、このところは財産づくりの一番基本のところをくずれている。家のほうはどうだということになると、家のほうもこれによってたいては保障していくことになるのかどうか。自分の住む家がこれで保障されていくのかどうか、これも保障ないです。

私はそこで、今度出された問題で、具体的に次に聞いてみたいと思うのです。私はこれをやられる以上は事業計画がちゃんとあると思う。これこれの人が平均このくらいのお金を納めてこのくらいの金額になるだろう。そうするとこのくらいの金額のときに、こういうふうな金融機関から雇用促進事業団が金を借りて、そうしてそれがどういうふうな家づくりのほうに回っていくかという事業計画があつて、必ずこういうふうにしてみえますという確信ある計数がなければ、金を入れてください、家はつくってあげますよ、こう言つたって、信用なるかならぬかということになるとたいへん問題だと思ふのです。残念ながら私の事業計画を知らないのです。

それで、これは四十七年の一月からお始めになりますけれども、この最初にお金を入れ始めた人が、いつから家を建設したい金を借りられる段階にくるのですか。ちょっと説明してくれませんか。

○藤縄政府委員 いまの御質問でございます、貯蓄をした人と、それから持ち家取得する人とがリンクされてお考えでございます。もとより貯蓄の中には持ち家の取得のための貯蓄もございますから、そういうケースがないわけではないのですけれども、このシステムは、財産形成の中身といたしましては貯蓄、それから持ち家、こうなつ

ておりまして、貯蓄それ自体が即財産づくり、こういうことを観念いたしております。

そこで、この制度によつてどの程度の人が貯蓄をしていくであろうかという点でございますが、先ほどもお答え申し上げましたように、新しい制度でございますから、見通しがたいへんむずかしいのでございますけれども、前提を置きまして、毎年五十万人ずつ当分の間加入していく、そして一人当たり年間平均六万三千円程度、現状いろいろ含めまして貯蓄をしていくであろうというふうな考えです。そうしますと、初年度は百五十八億円程度でございますが、五年間の累計といたしましては三千三百億円ぐらいの財産形成貯蓄ができて上がるであろうというふうに考えております。これに対して三分の一の資金を十年の元利均等償還で雇用促進事業団が借り入れまして、そして平均三百五十万円程度の融資を二十五年ぐらいでやるというふうなことを考えましたときに、最初でございますから五年間で二万五千戸ぐらいの程度になる。その先にいって戸数は大きくなるであろうというふうな思いわけでございます。

それから、一人の勤労者がどれぐらいの貯金をして家を取得するかということでございますが、これは個人に対する融資ではないわけでございます。事業団あるいは事業団から事業主が融資を受ける、あるいは日本勤労者住宅協会が融資を受ける、そして持ち家を建てまして分譲する、こういうことになりまして。

ただ、そういった分譲する現在の勤労者の住宅につきましましては、御承知のように大体いま東京近郊で三LDKで五百万ないし六百万程度の価格になっておりますから、そこでその程度のものを割賦償還で受け取る場合にどういう程度のものになるかということになるわけでございますが、その原資としてこの財産形成貯蓄を使う場合もありましようし、あるいはさらに自分のほかの貯蓄を使う場合もありましようし、割賦償還の場合には事業主が援助する場合もありましようし、それはさまざまであらうと思ひます。単価としてはその

程度のもので予定されるわけでございます。

○寺前委員 それは、せっかく貯蓄をする——金は貸してももらえるそうだが、持ち家制度もできるそうだということ、積極的に貯蓄が始まると思うのですよ、さつき大臣が言われたとおり。貯蓄というのは、本来貯蓄だけでいったら物価上昇よりも悪いのだから、損だという問題がある。問題はもうじゃない、やはり家の問題だと思ふのです。その点では大臣が言われたとおりです。そうすると、自分が貯蓄したものを、家を持つ制度としてはたしてそれが使われるのだから、いつになつたらもらえるだろう。大体これは先ほど言われた話だと、年五十万で始めて平均六万何ぼ、そうするとざっと三百五十億ですか、三百何十億になりますね。そのうちの三分の一をそこのほうに回す。三分の一回すと、たとえば百十億というところになつてくるというようになります。金融機関から雇用促進事業団との関係の利子と、それから回すところの関係の差の問題が出てくるでしょう。運転資金で出さなければならぬことになるでしょう。結局あそこへ五億と一億の金をはうり込んで、運転資金をつくっていく。その利子の差額があるんだから、大体一億で二百五十万か三百万、そのくらいのさやを運転資金でつくっていくか、なければならぬ。そういうことを考えたら、一年でできる仕事というのは、計算からいくと二千戸ぐらいにしかならぬのと違いますか。それだけの人が納めたとしても、そのくらいの数字になるのと違いますか。

○藤縄政府委員 先ほどお答えいたしましたように、初年度はしたがいはまして非常にわずかでございまして千五百戸程度にとどまるわけでございますが、それが五十万ずつ累積をしていきますと、五年間までの累計をとりますと二万五千戸になり、さらにそれは将来非常に大きなものになる、こういうわけでございます。

○寺前委員 だからばくは、この事業計画というものは、持ち家制度をつくってやるのだというけれども、実際問題としては期待はずれのものになる。この事業計画には少しずさんさがある。もしもそういう宣伝をしていったならば、結局会社のほうには気づいて金は集めるけれども、期待はずれのものになつていく可能性があるということをつは心配するということだ。

それから、ちょっと時間もあれですから、その金の運用上の問題で疑点をちょっと聞きたいと思ふのですが、雇用促進事業団が失業保険の金を使って運転資金として運用して、五億入れてそのさやの差額を埋めていくというやり方をやるわけでしょう。そうすると、失業保険の制度というのは失業保険者の問題じゃないですか。そこから出発する問題でしょう。それが全然違うところの性格、要するに住宅建設の利子補給、利子と利子のさやのところに金を使うために運用資金の利子からつくっていくということ、ばくは失業保険をかけている人に対する冒瀆だと思ひますがね。これを聞きたいのが一つ。

それから、もう一つは公務員の場合です。公務員はこれを使うわけにはいきませんね。そうすると共済組合になるわけでしょう。共済組合のほうは、その利子補給のための計画というのはどういうことになつていくのですか。明確に計画があるのですか。ここのほうは、一般財源から失業保険から入れますよ。共済組合のほうはどういうふうになりますか、ちょっと聞かしてください。

○藤縄政府委員 雇用促進事業団は、いま先生御指摘のように、金融機関等が受け入れた勤労者財産形成貯蓄の一定割合を借り入れまして、そして建設資金として融資するわけですが、いまおっしゃいましたように、逆さやを解消するために失業保険特別会計から出資を行なうこととしております。これは失業保険特別会計からそういう目的に使用するために出資を行なつたという点について御指摘でございますが、事業主及び勤労者の大部分の者が失業保険の適用を受けておりまして、しかもその融資を低利で行なうということは、失業保険の福祉施設としての趣旨にマッチするものだといふふうに私も考えておるわけでございます。

ます。ただいま御指摘がありましたように、一般会計からすべてが行なわれるということがもとより望ましいわけですが、財政の都合等もありましてこういう予算になっておりますが、ただ御承知のように、失業保険特別会計では、余剰金がございますと資金運用部資金に預託をするわけでございます。資金運用部資金に預託をするも、あるいはこのように形で雇用促進事業団に預託をするも、元本が減らないという点では同じでございます。資金運用部資金に預託された場合には一般の財投計画の中でこれが処理される。ここに預託された場合には、少なくともその金につきましましては、間違いなく逆さの補てんに充てられるという意味において、ベターではなからうかというふうに考えておるわけでございます。

なお、公務員につきましては、御指摘のように、民間の一般の体系とは異なっております。この法律でも共済組合でこの運用をするというところになっておるわけでございます。そこで、これらの資金の利率等につきましては、いまだ決定いたしておりません。今後この辺を解決していくということになっておまして、いずれにしても、財形貯蓄が受け入れられますのが昭和四十七年の一月一日からでございます。実際に融資が動き出しますのはなおその先になるということもありまして、公務員関係につきましましては、来年度予算編成の過程でその点を十分検討いたしたい。所管が人事局あるいは自治省と分かれます関係もありまして、労働省といたしましては、とりあえず雇用促進事業団関係のものについて措置をいたした、かような経緯になっておるわけでございます。

○寺前委員 公務員の関係でもやはり四十七年一月からやるのでしょうか。それじゃあなた、同じように計画を出さななら、事業計画はないということにひとしいじゃないですか。片手落ちじゃないですか。ぼくはおかしいと思いますよ。事業計画を立てるときにはきちっと、この法律はちゃんと両方やるようになっておるのだから、なっております。

る以上は、計画をちゃんと出してこそ、初めて責任ある執行だと思えます。その準備がまだやられてないままに法律が出されている。そうして四十七年の一月からやっていくんだ。私は無責任だと思えます。

○藤田政府委員 民間の場合、つまり雇用促進事業団に調達した資金の関係をつきましては、失業保険特別会計等から出資をいたしましてそのような運営が確定をいたしているわけでございますが、公務員につきましましては、やはり共済組合に資金を調達してやるという点は明らかになっておりますが、これについてどう措置するかという点は、現段階で申し上げれば、雇用促進事業団で予定されているような金利との見合いにおいては、その利子補給分だけが差がでるということになりますけれども、そのままだでは適当ではございませんので、近い将来においてどう措置するかにつきましましては、財政的な措置も伴うことでもございまして、来年度予算で処理をいたしたいというふうに考えているわけでございます。

ただいま御指摘の、それじゃどうして四十六年度予算にその点を計上したかという点でございますが、この予算は、政府から出資をいたしまして、それを運用してその余剰金をもって将来利子の補てんに充てるといふことを考えておりました。本年度からそれを受け入れて運用するほうが将来の利子補給のためにも有益であるという考えで、こしし受け入れることにいたしましたわけでございます。

○寺前委員 私は正直いって、いまの説明は理解に苦しみます。やはり公務員の場合だつてちゃんとした事業計画に基づいて予算を組んで、こういうふうにしてやるのだという保障がなければ、この法律は四十七年一月から執行するという何を何書かれたつてそれはだめだ。裏づけが不明確だ。私はこの問題はちよつと重大な問題だと思えます。

それから、もう時間があれですから、もう一つ制度上の問題として基準局長にちよつと聞いてお

きたいのですが、労働者の受け取った賃金を天引きしていくという制度というのは、これは労働基準法の二十四条の精神から見てこれは正しいという方だ。そういう制度をこの中に導入してきている。これは私は、労働者の基本的な権利の問題として、資本家の干渉を受けにくい立場を確立する上から、この精神をおかしていくところの内容になる。これはちよつと重要な問題だと思ふんですが、その辺の見解はどうです。

○岡部(實)政府委員 この貯蓄をいたします場合に、御指摘のように事業主が賃金から控除をいたしまして、それで労働者が財形貯蓄を結んだ契約に基づいて労働者にかわつて払い込む、こういうことになるわけですか。(寺前委員「理屈はね」と呼ぶ)理屈というのか、そういう仕組みに考えております。そこで、貯蓄をやるかやらないかは労働者の自由意思によるわけですから。そうした場合に、今度は個々の労働者が事業主を通じてやって、その事業主が賃金から控除してというときには、いま御指摘の基準法の二十四条の規定に従つてその手続を踏むということにいたしておるわけですが、したがいまして、二十四条自体は、事業主が天引きをする場合にその弊害が起ころぬということが保障されるというたてまえで特例措置を置いておるわけですから、あの特例措置によりまして協定を結ぶということが前提になるわけでございます。したがって、協定が結ばれないというときには、代行して払い込むということも不可能になると思ひます。したがって、あくまでも前提として基準法の手続が先行して、それと個々の労働者の財産形成貯蓄が並行して行なわれるということをしてたてまえにしております。

○寺前委員 だから、したがってそういう場合は法律の適用外になつてしまふわけでしょう、天引き制度のそういう契約ができ上がらない場合には、この法律の適用外でしょう。ということは、逆に言うたら、この適用、要するに労働者の財産づくりをそういう法律で促進させるというのだから、

たら、そういう制度をやることによって拘束してしまふのだから、二十四条の精神をおかす役割をする、だから私は重大だということを言っている。

○岡部(實)政府委員 私は、この法律のたてまえ、私どもの考え方は、労働者が労働者財産形成貯蓄をやることは、労働者のために有利だと自分で判断をしたときに行なわれるというふうな前提として考えるべきだと思ふのです。もしこの減税制度がなかりせば、貯蓄をいたしてもそれだけの恩恵は受けないわけですから。それを選ぶのか、ほかのもっと有利なのを選ぶのかというところは、労働者の判断でございまして、それを選んだ場合、そのあとの手続の問題をいたしまして、自分が行つてやるというのではなくて、労働者が正式に賃金から控除してやるというところをはっきりさせると恩恵を受けられるわけですから。そうすることによって恩恵を受けたと思う者はその手続をとるといふことが前提になっておりますので、強制してこれをやるということにもならないと思ひます。労働者の意思に反して事業主が控除して代行してやるということにもならない、こういうふうな考えでおります。

○寺前委員 もう時間があれですからやめておきますけれども、私はこの間から基準法の問題を次次やつていくわけですが、ほんとうに労働者の基本的権利を守る立場から言うならば、天引きをしたり拘束されるものにおいて保障していくというやり方は、正しいやり方ではないと思ひます。そういう意味で私は、この問題はちよつと重要な性格を持っている法律だと思ひますので、再検討する必要があると思ひます。終わります。

○増岡委員長代理 次回は明後十八日午前十時理事會、十時三十分委員會を開会することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後六時三十九分散會